

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第27号
2006.6

目次

特集

第7回法整備支援連絡会（2006.3.17開催）

- 国際協力部教官 関根 澄子…… 1
- 基調講演「ベトナム2005年民法典制定過程における
ベトナムと日本の協力について」
ベトナム司法省次官 ホアン・テェ・リエン…… 11
- 基調講演「ベトナム民法典の改正と日本の法整備支援」
財団法人地球環境戦略研究機関理事長
名古屋大学名誉教授 森 昭夫…… 16
- 講演「ベトナム民法典の主要な改正点」
学習院大学法学部教授 野村 豊弘…… 21
- 報告「名古屋大学による法整備支援活動の概要」
名古屋大学法政国際教育協力研究センター長 杉浦 一孝…… 31
- 報告「法整備支援における民法整備支援の意義と課題」
慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘…… 36
- 資料…… 51

国際協力の現場から

「国際協力部所属民間人のススメ」

JICAウズベキスタン長期派遣専門家・弁護士 松嶋 希会…… 87

～ 特 集 ～

第7回法整備支援連絡会

国際協力部教官

関根澄子

1 開催状況

- (1) 日 時 平成18年3月17日(金) 午後1時30分から午後5時30分
- (2) 場 所 大阪中之島合同庁舎2階国際会議室
- (3) 次 第 後掲資料の「プログラム」参照
- (4) 出席者 後掲資料の「第7回法整備支援連絡会参加者名簿」参照

2 本連絡会の概要

平成18年3月17日、法務総合研究所と独立行政法人国際協力機構との共催により、最高裁判所、日本弁護士連合会、名古屋大学大学院法学研究科、同大学法政国際教育協力研究センター、独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所及び財団法人国際民商事法センターの後援を得て、第7回法整備支援連絡会を開催し、多くの方々の御出席を頂きました。

我が国の法整備支援も対象国・活動内容共に拡大・多様化しているところであり、今後ますます、国内外の様々な動きに関する情報を共有し、関係機関の連携・協調を図っていくことが重要となってくるものと思われます。本連絡会は、そのような情報共有の場を提供し、我が国の法整備支援の在り方を考える契機となることを目的として開催したものです。

今回の連絡会では、ベトナム民法の起草支援活動を一つのテーマとして取り上げました。

平成17年6月、ベトナム社会主義共和国において、2005年民法が国会で可決され成立しました。ベトナム民法に対する起草支援は、我が国が最も古くから行ってきた起草支援であり、2005年民法が成立したことは、我が国の法整備支援の大きな節目となるものです。そこで、我が国の提供した知見や意見を、ベトナム司法省がどのようにそしゃくして立法に反映したのかという起草過程の検証と、同省が国会に提出した法案に対し、どのような議論がなされ、どのような修正が加えられたのかという立法プロセスの検証を行い、我が国の起草支援の成果を評価することが有益と考え、テーマといたしました。講演者は、法務総合研究所が招へいたホアン・テェ・リエン司法省次官、日本側から起草支援を実施したベトナム民法共同研究会委員長である森嶋昭夫財団法人地球環境戦略研究機関理事長・名古屋大学名誉教授と、同研究会委員である野村豊弘学習院大学法学部教授にお願いしました。

このほか、我が国における多様な法整備支援活動の実例として、杉浦一孝名古屋大学法政国際教育協力研究センター長から、古くからアジア諸国の法制度研究に取り組むと共に、培われたネットワークを活用して法整備支援事業を実施してきた名古屋大学による多様な活動

の概要を御紹介いただきました。また、松尾弘慶應義塾大学大学院法務研究科教授からは、民法整備支援という切り口から、法整備支援の意義や直面する課題について発表していただきました。

質疑応答や自由討論においても、活発な議論が繰り広げられ、終了予定時刻を大幅に遅れる盛況でした。

本稿におきましては、以上のような第7回法整備支援連絡会における御講演及び質疑応答や自由討論を御紹介します。皆様の御参考に供していただければ幸いです。

13:30～13:45	開会あいさつ		
	中井 憲治	法務総合研究所長	6
	木下 俊夫	国際協力機構(JICA) 社会開発部第一グループ長	7
13:45～14:25	基調講演「ベトナム 2005 年民法典制定過程におけるベトナムと日本の協力について」		11
	Dr. Hoang The Lien (ホアン・テェ・リエン)		
	ベトナム司法省次官		
14:25～15:05	基調講演「ベトナム民法典の改正と日本の法整備支援」		16
	森嶋 昭夫		
	財団法人地球環境戦略研究機関理事長, 名古屋大学名誉教授 ベトナム民法改正共同研究会委員長		
15:05～15:45	講演「ベトナム民法典の主要な改正点」		21
	野村 豊弘		
	学習院大学法学部教授, ベトナム民法改正共同研究会委員		
15:45～16:00	質疑応答		26
16:00～16:15	休憩		
16:15～16:35	報告「名古屋大学による法整備支援活動の概要」		31
	杉浦 一孝		
	名古屋大学法政国際教育協力研究センター長		
16:35～16:55	報告「法整備支援における民法整備支援の意義と課題」		36
	松尾 弘		
	慶應義塾大学大学院法務研究科教授		
16:55～17:25	質疑応答及び自由討論		44
17:25～17:30	閉会あいさつ		49
	相澤 恵一	法務総合研究所国際協力部長	
17:30	閉会		

※本特集中, 所属・役職名は, いずれも連絡会開催日現在のものです。

第7回法整備支援連絡会参加者名簿

番号	所 属	役 職 等	氏 名
1	ベトナム司法省	次 官	ホアン テェ リエン
2	ベトナム司法省	担保取引登録局長	グエン トゥイ ヒエン
3	ベトナム司法省国際協力局	上席専門官	デイン ティ ビット ゴック
4	在大阪ベトナム総領事館	領 事	ブ ゴック ミン
5	財団法人地球環境戦略研究機関	理 事 長	森 篤 昭 夫
6	学習院大学法学部	教 授	野 村 豊 弘
7	名古屋大学法政国際教育協力研究センター	センター長	杉 浦 一 孝
8	慶應義塾大学大学院法務研究科	教 授	松 尾 弘
9	今関貞夫税理士事務所	税 理 士	今 関 貞 夫
10	今関貞夫税理士事務所		田 口 貴 子
11	大江橋法律事務所	弁 護 士	内 藤 加代子
12	大阪外国語大学大学院	大 学 院 生	チャン ティ ヒエン
13	大阪経済法科大学法学部	講 師	大 江 毅
14	大阪大学大学院高等司法研究科	教 授	池 田 辰 夫
15	大阪学院大学法学部	教授・弁護士	村 田 哲 夫
16	大阪刑務所国際対策室	首席矯正処遇官	逢 坂 俊 夫
17	大阪地方裁判所	裁 判 官	宮 崎 謙
18	大阪地方裁判所総務課広報係	係 長	中 谷 玲 子
19	関西大学法科大学院	特別任用教授	井 関 正 裕
20	きつかわ法律事務所	弁 護 士	小 林 和 弘
21	慶應義塾大学大学院法学研究科	大 学 院 生	望 月 純
22	神戸大学大学院国際協力研究科	教 授	香 川 孝 三
23	神戸大学大学院国際協力研究科	大 学 院 生	本 村 みのり
24	神戸大学大学院法学研究科	助 手	河 村 有 教
25	神戸弁護士会	弁 護 士	渡 邊 悟 朗
26	最高裁判所事務総局秘書課	秘 書 課 付	真 鍋 美穂子
27	最高裁判所事務総局秘書課	主任事務官	池 田 隆
28	財団法人 アジア・太平洋人権情報センター	研 究 員	野 澤 萌 子
29	財団法人 国際民商事法センター	学術評議員	星 野 英 一
30	財団法人 国際民商事法センター	事 務 局 長	小 林 清 則
31	財団法人 国際民商事法センター	事務局次長	松 村 泰 二
32	財団法人 国際民商事法センター	大阪連絡員	加 藤 武
33	財団法人 国際民商事法センター法整備支援事務局	専 門 員	東 村 尚 子
34	財団法人 国際民商事法センター	研 究 員	鈴 木 佐和樹
35	財団法人 国際民商事法センター		松 本 茂 雄
36	双日株式会社 法務部国内法務課		並 河 宏 郷
37	千葉地方裁判所	判 事	榎 原 信 次
38	東京合同法律事務所	弁 護 士	櫻 木 和 代
39	東京国際大学	教 授	長 谷 敏 夫
40	東京大学大学院総合文化研究科	教 授	佐 藤 安 信
41	大阪弁護士会国際委員会	委 員 長	村 上 幸 隆
42	名古屋大学大学院法学研究科	法学研究科長	佐 分 晴 夫
43	名古屋大学法政国際教育協力研究センター	助 教 授	宇田川 幸 則
44	名古屋大学大学院法学研究科	助 教 授	姜 東 局
45	名古屋大学大学院国際開発研究科	研 究 生	瀬 戸 裕 之
46	名古屋大学大学院法学研究科	助 手	原 さちこ
47	名古屋大学大学院法学研究科	大 学 院 生	中 山 顕
48	名古屋大学大学院法学研究科	大 学 院 生	傘 谷 祐 之
49	名古屋外国語大学総合教養学部	講 師	島 田 弦
50	日本司法書士会連合会	理 事	俣 野 真知郎
51	日本橋公証役場	公 証 人	小木曾 國 隆
52	日本弁護士連合会 国際室	国 際 室 長	大 谷 美紀子
53	日本弁護士連合会 企画部国際課		奈良田 有 子

番号	所 属	役 職 等	氏 名
54	日本貿易振興機構アジア経済研究所開発研究センター	次 長	作 本 直 行
55	日本貿易振興機構アジア経済研究所開発研究センター法制度研究グループ	研 究 員	山 田 美 和
56	日本ローエシアジア友好協会	常任理事・弁護士	鈴 木 正 貢
57	ベトナム商工会議所 日本代表事務所	事 務 局 長	児 島 あ き
58	弁護士法人フレレン	代表弁護士	尾 近 正 幸
59	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)経済・社会政策部	主任研究員	国 松 麻 季
60	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)国際本部政策研究部	主任研究員	土 生 英 里
61	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)国際本部政策研究部	研 究 員	前 村 明佳子
62	中央大学大学院法務研究科	特任講師・弁護士	安 田 佳 子
63	立命館大学法科大学院	教 授	酒 井 一
64	立命館大学法学部	助 教 授	本 山 敦
65	大阪弁護士会	弁 護 士	塚 原 長 秋
66	早稲田大学比較法研究所	所 長	木 棚 照 一
67	国際協力機構社会開発部第1グループ	グループ長	木 下 俊 夫
68	国際協力機構社会開発部第1グループガバナンス・ジェンダーチーム		岩 間 創
69	国際協力機構アジア第1部東南アジア第3チーム	チ ー ム 長	辻 野 博 司
70	国際協力機構国内事業部研修業務グループ		池 田 海 童
71	法務省大臣官房秘書課国際室	室 長	重 松 弘
72	法務省大臣官房司法法制部	参 事 官	田 辺 泰 弘
73	法務省民事局	民 事 局 付	鳥 丸 忠 彦
74	高松高等検察庁	検 事 長	大 塚 清 明
75	仙台地方検察庁	検 事	田 中 嘉寿子
76	大阪入国管理局	局 長	高 橋 邦 夫
77	法務総合研究所	所 長	中 井 憲 治
78	法務総合研究所国際協力部	部 長	相 澤 恵 一
79	法務総合研究所国際協力部	教 官	廣 上 克 洋
80	法務総合研究所国際協力部	教 官	丸 山 毅
81	法務総合研究所国際協力部	教 官	三 澤 あずみ
82	法務総合研究所国際協力部	教 官	関 根 澄 子
83	法務総合研究所国際協力部	統括国際協力専門官	吉 川 勉
84	法務総合研究所国際協力部	統括国際協力専門官	泉 野 智 彦

第7回法整備支援連絡会議事録

平成18年3月17日（金）

13時30分～17時30分

開 会

【司会（三澤）】 大変お待たせいたしました。ただいまから第7回法整備支援連絡会を開会いたします。

本日の司会進行は、私、法務省法務総合研究所国際協力部教官の三澤が務めます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、開会に当たり、法務総合研究所長、中井憲治より御出席いただいた皆様方にごあいさつ申し上げます。中井所長、どうぞお願いいたします。

法務総合研究所長あいさつ

中井憲治

【中井】 皆さん、こんにちは。法務省の中井でございます。

本日はお忙しい中、皆々様に御参集いただき、本当にありがとうございます。本日、遠くベトナムからリエン司法省次官に御出席いただいております。深く感謝いたしますとともに、法務省を代表いたしまして心から歓迎する次第であります。



法務省では、平成11年度から JICA（国際協力機構）との共催により、国際民商事法センター等の御支援も得まして、法整備支援活動に関係する方々に広くお集まりいただき本連絡会を開催してまいりました。この連絡会の目的は、法整備支援に関する情報や意見を交換し、それにより関係機関や関係者の方々の連携を促進していくものでございまして、これまでの皆様方の御協力に感謝

する次第であります。

法務省の民商事法分野における国際協力は、平成6年（1994年）JICAによる技術協力の枠組みの下、ベトナムの法律専門家を日本に御招待し、研修を実施したことに始まります。以来、今日に至るまでの間、法務総合研究所では JICA、国際民商事法センター、学会、財界、そして実務法曹の御協力を得、ベトナム、カンボジア、ラオスといった東南アジアの国々、さらには、ベトナムと同じく市場経済への移行という課題に直面しているウズベキスタン、アジア通貨危機を経てグローバリゼーションの波に洗われているインドネシアといった国々に広げております。ベトナム、カンボジアにおける民法、民事訴訟法等の法案起草作業のほか、法運用にかかわる人材の育成ということに対する支援も含め、技術協力の領域を拡大し

ているところでございます。

我が国の法整備支援活動は、法務総合研究所の関与するものに限らず、全体としてその規模が拡大しておりますし、その内容もますます充実していると受け止めております。

その内容につきましては、本日、リエン司法省次官、また、ベトナム民法改正共同研究会委員長であります森嶋先生、同研究会の委員である野村先生からそれぞれ御紹介いただきますが、ベトナムにおきましては、我が国初めての法案起草作業が結実いたしまして、昨年、改正民法が国会において可決成立いたしました。誠に慶賀に堪えません。

この法整備支援活動、なかなか目に見えにくい面もございまして、その評価も短期的にはなかなか難しい面もあるかと思えます。近時、御案内のとおり、ODAの見直しに伴いまして、法整備支援を含む ODA 全体が厳しい評価の対象となっており、これまでも増して効果的、効率的な支援が強く求められております。

また、法整備支援活動それ自体も、それが発展拡大するに伴いまして、いろいろな課題に直面するようになっております。これらの課題を克服いたしまして、相手国の期待にこたえられる、更に充実した支援内容や手法を考え、それを実施するためには、これまでの支援活動の成果を振り返りまして、今後の取組の理念、あるいは方針を検討することが必要でございます。本連絡会は、こういった意味での情報や意見交換を行うことをも目的として、開催させていただいております。

今、申し上げたような観点から、本日の連絡会の後半におきましては、杉浦先生に名古屋大学における法整備支援活動を御紹介いただきますし、松尾先生には、民法整備支援の意義と課題について御紹介いただく予定となっております。本席に御出席されました会場の皆様方にも、これら一連の議論に積極的に御参加いただき、本日の協議が活発で実り多いものになることを心から期待している次第でございます。

終わりに、今回の連絡会を御支援いただいております最高裁、日弁連、名古屋大学、日本貿易振興機構アジア経済研究所、国際民商事法センターをはじめ、関係の方々に対し、改めて深く感謝申し上げますとともに、本日の連絡会が我が国の関係者による法整備支援活動の更なる発展に資するものとなることを心からお祈りし、私のあいさつといたします。

ありがとうございました。(拍手)

【司会（三澤）】　　続きまして、JICA 国際協力機構社会開発部第一グループ長木下俊夫様からごあいさつを頂きます。よろしく願いいたします。

国際協力機構社会開発部第一グループ長あいさつ

木下俊夫

【木下】　　こんにちは、ただいま御紹介いただきました JICA 独立行政法人国際協力機構の社会開発部から来ました木下でございます。

この度は、最高裁判所、日本弁護士会、名古屋大学、ジェトロアジア経済研究所、国際民商事法センターの御後援により、本日ベトナムよりリエン次官、更に多数の諸先生方の参加

を得た上で、法務省法務総合研究所及び JICA の共催にて、第 7 回法整備支援連絡会の開催が実現できましたことを大変喜ばしく思います。この場をお借りしまして、現在の JICA が置かれている状況を簡単に紹介するとともに、JICA の法整備支援の現状と課題、及び今後の方向性、これについて若干時間を頂いて、述べさせていただきたいと思えます。



まず最初に、ODA 全体の動向について振り返ることから始めたいと思えます。

先ほど中井所長の方からありましたように、皆さん御存じのとおり ODA 予算は 1997 年にピークを迎えて、それから昨年度まで実に約 30% も削減されているのが現実であります。技術協力も例外ではなく、全体では 14% ほど削減されてきています。こうした極めて厳しい状況の中で、JICA の予算はここ 7 年間で 11% 強となっていて、比較的小さな減少に止まっています。しかしながら、来年度こそはプラスに転じるのではないかと我々、期待していたわけですが、それにもかかわらず、JICA の来年度予算も残念ながら、非常に微減であります、1.6% 減となっております。ODA 予算の厳しい現状は、日本政府の過去 10 年にわたる厳しい財政事情及び国民の ODA の効果的な使われ方に対する厳しい見方が背景にあります。

昨年実施された外交に関する世論調査では、ODA に関し、途上国の貧困削減など真のニーズに適合した支援を行うことを条件に、約 6 割の人々が ODA 予算の現状維持や増額を求めている一方で、3 割強の人々は、ODA の減額や廃止を求めていることも明らかになってきています。こういった厳しい ODA 全体の予算動向の中で、2003 年 10 月、JICA は新たに独立行政法人に衣替えいたしまして、緒方新理事長の下、次の三つの重点政策を採用して、組織・人事改革や業務運営の合理化に取り組んできています。

まず 1 点目は、現場主義です。つまり、在外強化を行うことが挙げられています。2 点目は、人間の安全保障の視点を入れること。3 点目は、効果・効率性と迅速性の追求を行うこと。以上の 3 点です。

第 1 番目の現場主義とは一体どういうことかと言いますと、歴史、社会、文化などの異なる相手側の真のニーズを把握して協力すること、現地の諸条件や組織・制度を十分に把握して協力に取り組む必要があることなど、援助の原点である現場を重視する姿勢のことです。この視点を推進するために、在外事務所に権限を委譲して、プロジェクトを運営する在外事務所の強化を推進していくことです。

第 2 番目の人間の安全保障の視点とは、紛争、テロ、難民の発生、感染症の蔓延、今、鳥インフルエンザが起こっていますけども、更には環境破壊、経済危機、災害などの恐怖や貧困、飢餓、教育保健サービスの欠乏といった脅威にさらされている人々に対し、支援の方法として、個人を保護するといった上からのアプローチに加えて、脅威に対処するために人々が自ら選択行動する能力を強化するという下からのアプローチも併せて対応する必要があるという点です。この視点を具現化するために、JICA ではすべての案件に、人間の安全保障の視点を盛り込むこととしております。また、平和構築や復興支援も新たな協力分野に挙げて

います。

第3番目の効果・効率・迅速性の追求とは、事業の一層の効果と効率性を追求し、手続の簡素化による意思決定の迅速化を促進し、簡単に言えばコストパフォーマンスをいかに上げられるかという観点でございます。この観点からキーワードとして出てきますのが、成果主義や戦略的なアプローチの強化などであります。

次に、JICAにおける法整備支援の現状について概略を述べたいと思います。

JICAにおける法整備支援の礎は、本日これから基調講演を頂きますが、10年ほど前に開始したベトナム法整備支援に係る重要政策支援だと、私は考えております。現在まで、JICAは法から始まる国づくりとして、法整備支援の3本柱、すなわち立法・司法制度の確立、法の施行・運用のための諸制度の整備、法曹人材の育成という三つの観点から技術協力を実施しています。

途上国における法整備支援の要望の背景には、市場経済化、経済統合、WTOやAFTA（アфта）などが考えられます。法の支配、司法改革など多数の政策的なニーズが挙げられていますけれども、その要請の背景も時代とともに変遷してきています。JICAの法整備支援案件の具体的な取組を整理しますと、今までのところ約6項目にまとめることが可能かと考えておまして、近年、より一層の広域化、多様化が読み取れる状況になってきています。

最初が、本日のメインテーマである、民法や民事訴訟法を中心としたベトナム及びカンボジアの二大法整備支援と人材育成。2点目が法律の基礎インフラである教科書やマニュアルなどの作成を通じて行政組織の能力強化を目的としたラオスの法整備支援。3点目が民事法令及び行政法令の改善並びに倒産法の注釈作成を目的としたウズベキスタン法整備支援。4点目が経済法や企業法整備を目的とした中国法整備支援。五つ目が刑事司法分野における支援。これは主にUNAFEI（ユナフェイ）と連携して実施しているものです。六つ目が復興支援における法整備。これは、我々が南南協力による復興活動と位置付けたものですけれども、例えばアフガニスタン、パレスチナ、インドネシアのアチェなどへの第三国研修事業であります。

以上の6項目に加えて、近年要望のある国として、インドネシア、東チモール、モンゴル、ミャンマーなど、続々と法整備支援をしていただきたいという要望があります。なお、法整備プロジェクトの特徴をひとつ付け加えますと、幅広い課題への中長期的なアプローチが必要であるということで、昨今議論が高まっている戦略的なプログラム援助の典型的な類型の一つではないかと我々は位置付けています。更に法整備支援の特徴としては、国の根幹に関わる政策・制度づくり支援ですから、長期的取組の必要性もあると認識しております。

以上のとおり、広域化、多様化する法整備支援事業の実施に対して、JICAが今直面している課題について、若干触れさせていただきたいと思います。

まず1点目として、ちょっと正直なところを述べます。相手国のキャパシティーの不足です。相手国の人材不足、組織が脆弱である、歴史的経緯により中堅層が薄い。例えばカンボジア、ラオスなどでは、法学教育や法曹教育がもともと乏しい状態なのではないでしょうか。

2点目が法体系・言語・概念の違いによる技術移転の難しさ。これは、学会でもよく出て

きますけれども言葉の問題です。

3番目、ドナー協調に関する調整の難しさ。法律間の調整コストが高いこと。私も昨年度カンボジアの民法と土地法の調整等では本当に投げ出したくなるような思いを経験しましたけれども、ドナー間調整は非常に難しいと思います。

4点目、カウンターパート機関が複数のため調整が大変であること。司法省、最高裁、検察、大学、法曹養成機関等々、関係者、ステークホルダーが非常に多うございます。

5点目、本邦における実施支援体制、特に長期に専門家を出していくことはなかなか難しい。いかに日本から人を出せるか。

以上、5点の課題を述べました。これらは簡単に解消されるものではありませんが、創意工夫、知恵を使えば解決できない課題ではないと思います。今回のこの会合なども、その一環として、何らかの形でこの課題解消へのヒントがあれば、非常に幸いであると思います。

もう1点、付け加えますと、今後 JICA が取り組まなければならない喫緊の課題として、ここに参加しておられる関係機関、団体の諸先生方の指導・助言を受けながら、他のドナーと比較して優位性のある協力内容、我々援助業界ではこれを国際競争力と言っていますが、それを踏まえた JICA 法整備支援の戦略的取組に係る基本方針を策定することが今、求められています。この基本方針には、第一に優先対象地域、国をどうするか。第二に法整備支援分野での優先対象事項は何なのか。第三に支援方法と実施体制をどうするかなどを盛り込む必要があります。

最後に、昨年度末より協議されている ODA 再編の JICA への影響はまだ分からないというのが正直なところですが、日本の経験を生かすことの重要性、特に日本の知的分野支援の重要性、効果的で効率的な援助の観点、コストパフォーマンスがいいこと、こういった観点からすると法整備支援はますます重要視される有望な協力分野であり続けるのは間違いないと私は思っております。

今後とも、皆様の一層の御理解と御協力を心よりお願いしまして、ごあいさつと代えさせていただきます。御静聴ありがとうございました。(拍手)

【司会（三澤）】 どうもありがとうございました。

御講演の前にお手元の資料を確認いたします。お手元には5種類の資料が配布されていると存じます。プログラム、御参加の皆様の名簿、講演者の先生方のレジюме、ベトナム民法の仮訳、法整備支援活動年表でございます。落丁等がおありでしたら、どうぞ国際協力部職員までお申し付けください。

基調講演

「ベトナム2005年民法典制定過程におけるベトナムと日本の協力について」

ホアン・テェ・リエン ベトナム司法省次官

【司会（三澤）】 それでは、御講演を頂きたいと思います。初めにベトナム司法省次官のホアン・テェ・リエン氏に基調講演を頂きます。リエン次官、どうぞ前方にお越しください。

リエン次官は司法省法律研究所長などの要職を歴任された後、司法省次官に就任され、この2005年民法典制定事業にも深く関与されておられます。

本日は、「ベトナム2005年民法典制定過程におけるベトナムと日本における協力について」という演題で御講演を頂きます。通訳は大貫錦さんをお願いしてございます。なお、大貫さんには、リエン次官のレジユメの仮訳にも御協力いただいております。併せて御紹介申し上げます。

なお、リエン次官の御講演に関する御質問につきましては、15時45分より予定しております質疑応答の際にお受けいたしたいと存じます。

それでは、リエン次官、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【リエン】 御列席の皆様、こんにちは。

今回、ベトナム司法省の職員として来日しましたが、まず昨今の日本政府によるベトナム政府、ベトナム司法省に対する御尽力と御支援に対して、感謝の意を申し上げたいと思います。



日本政府のベトナム政府に対する御支援は、非常に効果的でありました。ベトナムの経済発展のための法律の基盤整備だけでなく、今後の日本とベトナムの協力関係にも大きな土台をつくっています。この協力はこれで10年になりますが、これまで三つの段階を経てきました。フェーズ1が1996年から1999年まで、フェーズ2が1999年から2002年まで、そして、フェーズ3、第3の段階が2002年から今日まで至っています。この10年間を総括し、私としては次のような評価ができるかと思えます。

まず、日本政府のベトナム政府に対する協力の対象が拡大されつつあります。最初は、ベトナム側のカウンターパートとしてはベトナム司法省に限られていましたが、その後、ベトナム最高人民裁判所、ベトナム最高人民検察院、そのほか幾つかのベトナムの大学も入るようになりました。協力の態様が豊富になり、また効果も上がってきています。

日本政府からは、ベトナム政府に対して司法職員研修の協力をさせていただきました。今日までに、ベトナムの法律家育成のために20回もの研修が行われました。短期間での研修に多くのベトナム職員が来日しました。また、同時に長期の奨学金も頂き、長期の育成なども職員が受けられるようになっていきます。我々の司法省だけで、名古屋大学で5人がいわゆる修士課程、一人が博士過程を卒業して帰国しました。

JICA の主催によるベトナムにおける日本法のコースも成功しています。このコースの第 1 期生として、今年 10 名が卒業することになります。この大学生は日本語を勉強してきた者ですが、このコースに入り、日本の先生の指導の下で、日本語により日本法を勉強しました。そして、今度新しく 15 名を受け入れて、ハノイにて同じく日本法のコースが開催されます。近いうちに多くの日本法に精通する人材が育成され、日本とベトナムの協力関係に寄与するチームができるようになるものと思います。

法曹を育成する国家司法学院についても日本からの支援を頂いております。今のところ、カリキュラムの枠組みが JICA の支援の下で成立されました。日本の法曹育成の経験がベトナムで活用されております。

立法分野の中でも、日本政府からベトナム政府に対して大きな支援をしてきました。正式の集計ではないですが、この 10 年間でいろいろな法律に関するワークショップが 60 回ほど主催され、重要な 10 の法令の制定のために寄与しました。例えば、民事訴訟法、破産法、仲裁国会令、弁護士に関する国会令、不動産登記法、判決執行法などが挙げられます。

一連の法令の中で、民法は協力の最大の象徴的存在といえます。日越両国の専門家が密接に連絡を取り合い、そして非常に効率の良い法案起草作業が行われた結果、民法が 2005 年 6 月に国会で成立し、今年の 1 月 1 日から施行されるようになりました。この新しい改正民法典は、1995 年の民法典に代わるものとなります。

そもそも、この 1995 年の民法典の制定も、当時の森寫先生の非常な貢献があったからこそなし得たものです。1993 年ころから、森寫先生がベトナムにいらして、貴重な御経験を教えて下さり、我々の民法制定に貢献していただきました。ただ、この民法典はその当時の社会背景に合わせて制定されたものですので、次第に新しい民法典の必要性が出てきました。当時のベトナムの社会は、今と比べると市場経済に対する認識がまだ不十分で、いわゆる計画経済の考え方もかなり残っていました。そのため、当時は新しい考え方は一定の部分でしか認められませんでした。ただし、そこに現れた新しい考え方は、2005 年の民法典につながる基本的な前提となりました。

続きましては、改正民法典制定のため、日本の専門家からいただいた協力について、お話ししたいと思います。

改正民法典制定のためには、日本とベトナムとの間で共同研究会が設立されました。討論や意見交換を行い、お互いに説得し合って、共同研究会の統一の見解としてのコメントを民法典に反映させてきました。

共同研究会で検討した問題としては、まず、2005 年民法典に取り入れるべき三つの大きな基本的な概念があります。

基本的概念のその 1 は、この民法典は、私法体系の基本法として、各主体の平等、自主、自己合意、自己責任負担の原則に基づく関係を規律しなければならないというものです。

これまでベトナムの法律では、いろいろな形態の取引を分けていました。例えば民法の隣に商法がありまして、商法の中に経済契約の規定も入っておりました。我々の意図は、今回

の改正により、そのようなすべての形態の取引を一つの基本的な法律の中に取り込むことにあります。この考え方はそんなに新しいものではなく、1995年民法の中でも言及されていたことですが、今回その考え方を民法典に入れられるように説得したのは、共同研究会の功勞として挙げられると思います。この考えが受け入れられることにより、2005年の商法の中の契約という章がなくなりました。また、2005年の民法の制定によって、いわゆる商業仲裁に関する国会令は効力がなくなりました。

二つ目の基本的概念というのは、各当事者の権利を尊重しなければならないということです。民事関係への国家の関与は最大限に制限しなければなりません。そこで、1995年民法にあった、行政及びその手続に関する規定の多くを削除しました。これにより民事取引がより開放的になり、市場経済のメカニズムにマッチするようになります。

3番目の基本的概念としては、長期的な安定を確保しつつ、国際化にもマッチするような民法典を制定することを目指しました。

以上が日越両方の統一的な見解としての三つの基本的概念であり、2005年民法を貫徹する考え方とされました。

次に、2番目の問題は、各当事者の民事取引の確立に対しては、その自由かつ自主的な約束が優先的に反映されなければならないということです。要するに当事者間の約束が法律の禁じているところに特に違反しなければ、つまり国民としては法律が禁じていないことであれば、民事取引においては何をしても大丈夫ということです。95年の民法典にも類似の規定はあったのですが、その規定は、法律が許しているのであればできるとなっていましたので、2005年民法典では原則が変更されました。

3番目の問題としては、民事関係の主体に関するところ です。

95年民法では四つの主体があります。伝統的な主体と残りの二つは特別な主体です。伝統的な主体としては個人と法人です。特別主体としては世帯と組合です。今回日本の専門家は、特別主体を削除し、個人と法人しか残すべきじゃないということを強く提案されたのですが、残念ながらベトナムは農業社会で、世帯というのは非常に伝統的な経済単位となっているので、2005年民法でも1995年の民法と同じように引き続きそのまま四つの主体を残しました。世帯と組合というのは非常に特殊性のある主体なので、世帯や組合の権利と義務、またはその財産の処分に関する詳しい規定が必要です。そこで、今回はそれらの点について詳しく規定しました。

4番目の問題としては、財産と所有権に関するところ です。

この点は、共同研究会の間でも、かなり激しい議論がされたところ です。日本の専門家としては、所有形態はいわゆる私人所有と共同所有の二つにするべきとの御意見のようでした。95年の民法の中には、七つの所有形態の規定が入っていましたが、この点もベトナムの所有に対する考え方を反映するものでした。確かに近代的な考え方を取り入れたいところですが、ベトナムの社会の実態を否定することもできないのです。そこで、七つの中の一つの所有形態だけですが、混合所有を撤廃し、混合所有を共有と合併することにしました。以前、全民所有というのがありましたが、その形態を国家所有の形態に変更し、よりこの所有の形

態の主体を明確化することになります。

この所有形態に関しては、新しい民法では2点が新しくなっています。まず、全民所有形態が国家所有形態に変更されたことです。私人所有、共有、政治組織、政治職業組織の所有形態などはそのまま維持されています。もう1点は、所有権の内容に関する規定により、すべての所有形態が同等に処遇されるようになったことです。

そして、所有権を公開するために登記制度を開始しなければなりません。今後、ベトナムは、不動産に関する登記の法律を制定、施行することになります。

5番目の問題として、契約の義務と民事債務履行の担保措置がありますが、これらに関しては、日本の専門家からいろいろなコメントがありました。

95年の民法では、いわゆる質権というのは、動産しか対象として扱っていませんでした。これに対し、抵当の場合の対象は、不動産という取り扱いになっていました。2005年民法では、この点を改め、抵当も質もいかなる財産に対してもできるようになります。基本的な違いというのは、対象財産の占有を移転するのか否かという点です。

保証は、いわゆる人的担保として位置づけられることとされました。第三者が個々の財産をもって担保するのではなくて、その人物自身が保証しなければなりません。従前の財産による保証行為というのは、第三者の財産による質又は抵当に変更されます。

違約罰というのは、以前のように担保措置ではなくなり、両方の合意に過ぎません。また2005年民法典では、財産の留置も担保措置としては規定せず、民事契約の履行編のところで規定するようになりました。

次に、民事契約に関するところですが、ここが最も2005年民法の思想が反映されているところです。日本の専門家の皆さんは、民事契約だけではなくて、契約全般として、いかなる場合でも使えるようにしたいというコメントだったのですが、やはり民法典ですので、契約はそのまま民事契約とされました。ただ、ベトナムでも民事という概念はかなり拡大されるようになり、今のベトナムにおける民事には商取引も入っています。この部分でも、各当事者の自由や、自主性を保障するために、政府の介入を定めた規定が撤廃されることになりました。

このような規定の仕方によって、民事取引はより開放的になります。民事取引の本質である自由、自主性などの原則が正しく反映されるようになります。

相続の部分に関しても、日本の専門家の皆さんのコメントに沿って、幾つか修正がありました。特に同時死亡の問題ですが、その中で、どちらが先に死んだのか特定できない場合には同時点に死亡したとみなされることになります。これによって相続による多くの問題を処理することができるようになります。遺産の価値を計算する際には、遺産の分割の時点における価値に基づいて遺産の価値を計算する方法を取り入れました。

そのほかにも両国の共同研究で統一の見解に至ったものもありましたが、国会の場で説得できなかったものもあります。例えば夫婦間の共同遺言の問題です。日本の専門家いわく、それぞれの財産はそれぞれの人の処分に任せるべきとのことでしたが、国会を説得できませんでした。もう一つの問題として、相続の熟慮期間が相続開始日から6か月という規定に関

しても、改めることができませんでした。

7番目の問題としては、土地使用権の移転に関するところです。

先ほども申しましたように、民法典は民事関係の基本法ですので土地に関しても民事取引の部分のみ調整するべきであり、行政についてのすべての規定は土地法に移行しました。2005年民法典では土地使用権に関しては開放的であるべきとされ、例えば、土地使用権譲渡に関する土地の集中の統制の規定を撤廃しました。保証というのは人的担保ですので、土地使用権による保証というのを撤廃しました。また、土地使用者の権利行使条件に関しては規定せず、土地法に任せることになりました。以前の土地法では土地使用権の権利者は五つの権利しかなく、そのため、以前の民法では、それに沿って五つの権利についての契約しか規定していませんでしたが、2003年の土地法では、その権利が七つと拡大されたので、2005年民法典にも同じように七つの形態の契約を規定するようになりました。

知的所有権と技術移転に関するところですが、日本の専門家の皆さんは、この部分のすべての規定を全部民法典から分離し、別の法律、つまり知的所有権の法律や、技術移転の法律に規定するべきという意見でありました。ただ、我々としては、この知的所有権と技術移転にも民事取引としての性格があると認識しておりますので、この分野についても一般的な民事関係についてはそのまま民法典に維持します。現在、ベトナム国会では知的所有権に関する法律と技術移転に関する法律を制定している最中です。

外国的要素のある民事関係、涉外関係については、763条に、例えば民事上の無能力や、責任能力が制限されたものに関して規定されており、764条で、死亡した人や失踪した人の特定の規定があります。そのほか、767条、768条、777条で、相続開始、相続遺産の分割、相続遺産がない場合の国家の相続権に適用する法律、外国的要素を持つ民事関係に対する提訴とその時効が規定されております。

また、この第7編のいわゆる民事関係に適用する各規定は、狭義の民事関係に対して適用されるだけでなく、外国的要素を持つ経済、商業、労働、婚姻及び家族関係のすべてに適用されることになります。

2005年の民法制定について基本的なことをお話しましたが、実際はまだいろいろな問題があります。私は森嶋先生、野村先生とのお話の中で、民法典というのは、社会の発展の一段階を反映するものであると同時に、一つの国の国民の文化をも反映しているものだと感じております。ベトナムはまだ高い発展段階にはなく、また、これまでのベトナムなりの文化の蓄積もあるので、現時点では今のような形にしかできないのです。また、新しいことを浸透させるには、長い時間をかけて説得することが必要です。共同研究において統一的な見解に至ったことでも、国会の場で説得できない場合には、採用できないのはやむを得ません。

ベトナムにおいては、法律ができては足りず、いわゆる指導のための下級文書を制定しなければなりません。日本でいうと、内閣レベル、政府レベル、または各関係省庁並びに地方政府のレベルまでありますが、下級文書は、法律の意味をより明確にするためのもので、法律を解釈することと同等の役割があるわけです。法律の規定を実施するための指導文書とな

っているわけです。この法律以下の文書の制定の際に、日本の多くの専門家のコメントも活用できるようになると思います。

お手元には既に資料などがございますので、御覧になっていただければと思います。簡単ですけれども、報告を終わりたいと思います。

この場をお借りしまして、改めて本当に友好的に御協力いただきました日本の専門家の皆さんに対して感謝の意を述べるとともに、今後とも引き続き御支援、御協力のほどをお願い致しまして、私の発表を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。(拍手)

【司会(三澤)】 リエン次官、大変内容のあるお話を取りまとめて御講演いただき、本当にありがとうございました。

基調講演

「ベトナム民法典の改正と日本の法整備支援」

森嶋昭夫 財団法人地球環境戦略研究機関理事長・名古屋大学名誉教授

【司会(三澤)】 それでは、次に名古屋大学名誉教授、財団法人地球環境戦略研究機関理事長でいらっしゃる森嶋昭夫先生から「ベトナム民法典の改正と日本の法整備支援」という演題で基調講演を行います。

ここに御参集の方は皆さん御存じかと思いますが、森嶋先生は日本の法整備支援の第一人者でおられ、ベトナム法整備支援の扉を開いた後、以後、ベトナム民法改正共同研究会の委員長として、正しくベトナムの民法改正支援を牽引してこられた方でいらっしゃいます。

では、森嶋先生、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【森嶋】 御紹介いただきました森嶋でございます。

今日はベトナム民法典の改正と日本のベトナムに対する法整備支援についてお話をさせていただきます。

先ほどリエン次官からお話ございましたように、本日、議題となっておりますのは、2005年民法典ですが、その前史といえるものとして1995年民法典がございますので、そこからお話をさせていただきたいと思います。

日本の法整備支援は96年から始まっておりますので、95年民法典が制定された後に法整備支援が始まっているのですが、先ほどリエン次官のお話にもありましたように、実は、



私自身はその前から、名古屋大学の関係で95年民法典の起草段階に関わらせていただいたわけです。私のレジюмеに2005年の民法典の改正と書きましたが、法形式的には、2005年民法典は改正ではなく新民法の制定であります。しかし、全体の構成も内容的も基本的には大きな変更はございません。ですから、95年民法と比較することによって初めて2005年民法典を理解す

ることができるという意味において、私はどこがどのように改正されたのかを明らかにするとの観点から、「改正」という言葉を使わせていただきました。

まず、95年民法典がどのように制定されたかということですが、80年からベトナムはいろいろな点で近代化といえますか、法整備をしようということで、最高裁判所や検察庁や司法省の最高幹部が集まったのですが、当時は全く世情が定まらずに、実際には何の作業もやっておりませんでした。そこで、86年のドイモイ政策から、社会的にも市場経済向けの法整備を始めなければならないことになったわけです。しかし、実際には、特に「法」という面で市場経済化が始まるのは90年代に入ってからであります。

民法の場合、92年になって初めて起草が始まるわけですが、当時はソ連が崩壊してロシア共和国ができ、そこで民法典づくりが始まって、それをベトナムやその他の旧社会主義国がまねるという形で法典づくりが始まったわけでありまして。ロシア共和国の民法典自身が色濃く社会主義を残しておりまして、完全な意味での市場経済的な民法典ではないという意味で、ベトナムの95年民法典もいろいろな点で計画経済的なものを残しております。

それよりもっと以前から、中国でも法整備の問題がありまして、日本の法律家は物好きですから、中国にも出掛けて行って議論をしています。そのころ、中国では民法と経済法とはどう違うのかという議論がありまして、我々は、経済法というのは金沢良雄先生がおやりになっていた独禁法などだとばかり思っていたのです。ところが、中国でいう経済法は全然違って、契約等のいわゆる取引に関する法なのだけれども、純然たる私法関係ではなく、行政の関わる計画経済の中に組み込まれた取引関係という意味であるらしいということが、お互いの食い違いの中で段々と分かってきました。ベトナムにおいても、そもそも我々が考えるような意味での平等な当事者間における自由な取引、自由な合意、そして私的で自由な所有権という概念を前提とした民法という概念が社会に根付いていない。そういうところで、95年民法典の起草が始まったのです。

リエン次官は当時、司法省法学研究所の所長でした。リエン次官を初めとする皆さんが集まって議論するのですが、そもそもそういう概念のないところで、しかも計画経済を色濃く残したロシア共和国の民法典を下敷きにして議論されるのです。しかも、中国でも同じでしたが、私たちがベトナム側の情報を十分に得ていない状態で、ベトナム側の皆さんがいろいろな疑問を、何の脈絡もなく「これをどう思うか」と言ってくるのですね。私には全然バックグラウンドの知識がないのに、ポンと聞かれますから、先ほどの中国の経済法の話ではありませんが、お互いの前提が全く違って、ベトナム側から出てくる質問の意味がしっかり分からないまま答えるという状況でした。

実は、それはベトナム側も事情は同じで、何を聞いているのか自分たちでもよく分からないまま質問しているという状態でした。しかし、繰り返しやっているうちに、ベトナム側が私を信用するようになると、膝詰め談判になり、大臣が、ベトナムの内幕、例えば、「こういうことを共産党の幹部と議論すると、実は私は党の幹部から怒られるのだ。」というようなことも含めて、いろいろと話を下さし、実情が分かってきました。そうすると、単に法的概念を議論するだけではなく、その中で社会主義的発想と市場経済的発想とをどのようにし

て融合させていくかという問題が浮かび上がってきたのです。しかも、法的概念そのものがまだベトナムの法律家の中にはっきりと根付いていない状況で95年民法典を起草しなければならないという問題点が分かってきたのです。

しかも民法典の構成を見ると、普通、民法典には含まれない知的財産権や国際私法、運送契約、保険契約などがロシア共和国民法典には入っており、ベトナム民法典にも採り入れられており、通常の民法理論では整理できないわけです。また、ベトナムでは、土地所有権は基本的に国家の所有権です。先ほどのリエン次官のお話にもありましたが、国家の所有権のほか党の所有権、軍隊の所有権、在郷軍人の所有権などもあり、これらの所有権が法的にどのような意味を持つかではなく、そういう所有権を存在させないと、軍人の団体などが収まらないのです。ですから、これらの所有権が法的にどのような内容なのかではなく、そういう所有形態を認めなければならないという事情があって、七つも八つもの所有権が並ぶわけです。

それから、先ほど御説明がありました世帯についても、世帯や組合が法的に主体となることは構わないのですが、それではその主体がどうやって意思決定をするのか、どのようにして世帯の構成員となり、どのようにして脱退するのかについての法的構成が全然なされない中で、皆そうだからそうなるのだという形で、要するに社会主義的なものとベトナム古来の存在とが、近代的概念の名を借りて並んでいるわけで、しかも、それを説明している御本人たちもよく分からない。聞かれる方も、どういうコンテキストでその質問が出てくるのかがよく分からないのです。しかも、最終的に示されたベトナム語版の民法案第14稿について、当時は JICA による支援がなかったものですから、翻訳費が工面できず、私の方で名古屋大学の鮎京教授を通じて翻訳者を探してもらい、自分の金でなるべく安く、間違っていないからと言って翻訳を依頼しました。ですから、どこにどういう間違いがあるのか、向こうが理解できないでいるのか、翻訳が間違えているのか、私が間違えているのかが分からない状態でアドバイスをしていくという手探りの状態でやっていました。

そこで大体見当がついたのは、社会主義体制から市場経済に転換するときに、そのための法律をつくるには、基本的に所有、特に土地所有をどのように位置付けるのか、特に外資を導入するときに土地所有権をどのように位置付けるかが問題だということです。そこで、95年民法典では、すべての土地所有権は、人民委員会によって裁量的に認められること、いかなれば人民委員会という党の機関が土地所有権を認可するにあたって自分たちの収入源とすることが定められたわけです。しかも、その権利の内容を公開しないのです。使用権の有無や内容を聞きに行こうものなら、幾らか持ってきた者だけに教えるやら、人によって判断が違ふやら、場合によって二重に使用権を認めるやら、正に行政のうまみ、別の言葉で言えばわいろの源泉ともなりかねない状況でした。そういう状態の中で、権利の体系としての民法典を定めようということでもあります。

それから、計画経済の中では、契約は計画に従って実行されなければいけませんから、契約を締結し執行しようとする者、すなわち代理人が、授与された代理権（権限）の範囲とは異なる行為をする、つまり表見代理行為をしたときに、善意の第三者が存在して表見代理の

効果が生じるとしたら、計画経済が計画どおりにいなくなるわけですね。そうすると、国と申しますか、党としては、相手方がどれほど善意であろうと、元々してはいけないことをするような者と取引したこと自体がよくないのであり、そのような第三者は保護に値しない、いわゆる市場経済での取引の動的安全性などは保護するに値しないと考えることになります。ですから、私が司法大臣と議論し、司法大臣にある程度理解していただいても、大臣が党に説明しますと、「お前はだれに向かって話をしているのか」と大臣が怒られて、「やっぱりだめだった」と言いながら戻ってこられるのです。そうすると、結局、表見代理の規定は採用されず、動的安全保護や善意者保護の規定は置かれなくなってしまうのです。

しかし、私は、ベトナム社会に自由な「取引」が存在せず、その一方で計画経済や「党」というものが存在することを考慮しても、外資を導入し、ベトナムが対外的にグローバリゼーションの荒波に洗われようとするときに、民法典や知的財産権などが整備されていないことによって生ずる不利益を考えれば、いろいろと問題が残っているにしても、やはり民法があった方がよいと考えました。そこで、リエン次官なども交えてお話をしながら、「ないよりあった方がいいじゃないか」、「はっきり定まっている方がいいじゃないか」と説明してきました。

それでも、私は、それほど早く国会が1995年民法の改正を決定すると思わなかったのですが、とにかく95年民法典ができました。しかし、2000年、国会は民法を改正することを決定したのです。そのとき、私は、実際にどのくらい改正するのかと伺ったのですが、司法省としては、95年民法典を制定したときの経験をお持ちですから、とてもとてもそれほどの大改正はできないが、やりながらいろいろと規定を動かしてみることでした。ちょうどそのころ、ベトナムがアメリカとの間でパテント等に関するいろいろな交渉をする中で、ちょうど日本がやられたように、アメリカからどんどん叩かれていたのですが、対抗するための武器がないものから、その武器を作らなければいけないということになりました。とにかく今ある武器の中で不備なものを少しでも良くしていかなければならず、民法もそのうちのひとつとして位置付けました。そして日本は96年に法整備支援を開始していました。JICAの法整備支援の開始に当たっては、法務省に協力してもらいました。このとき、ベトナムから日本に対し、法整備支援をしてほしい、その中で、対外的な荒波に耐えるところまでいくかどうかは分からないが、そういう能力をつけていきたいという希望があり、民法典も十分な改正にはならないかもしれないが、今、狙っているところを改正していこうとなりました。

その際、(支援第1期と第2期のころ)、私は、まずベトナム社会がどのように動いているのか、法をどのように受け止めているかを知ることが支援の前提となると考え、先ほどリエン次官がお話しし、このレジュメにも少し書いてあるように、例えば不動産使用権や取引等についての実態調査を、極めて小規模でありましたが、JICAの法制度整備の一環としてやりました。こういうことはワールドバンクやADBは絶対にしませんから、日本の法整備支援のユニークなところとしてやってまいったのです。

そして、2000年の国会の決定がなされた段階で、最初はそう簡単には動きませんでし

たが、学習院の野村教授などを始めとする約10人の民法学者でベトナム民法改正共同研究会を作りました。これもまた物好きな人達で、話を持ちかけると、皆さん、手弁当で大変熱心にやってくださいました。夜集まって、そのうちに、あれはいつからでしたか、テレビ会議システムを使ってハノイの現地の専門家と議論するようになって、ベトナムとは2時間の時差があるものですから、午後6時半ころから始めて、終わると10時過ぎ、それから更に話をしていると、JICAの事務所を出るのが11時ころになることもありました。先ほどリエン次官からもお話がありましたように、この会議で、ベトナム側からいろいろとあれはどうだ、これはどうだと疑問が出てくるわけです。リエン次官は、私たちからの提案に従って条文案を直したとおっしゃいましたが、結局、修正されなかった条文の方が多いのですが、確かに私たちから、こうしたらどうだ、ああしたらどうだといろいろと提案いたしました。ただし、私どもは、アメリカなど他のドナーのように、そちらの考えがおかしいからこうしろと言ったことは1回もありません。こういういろいろな考え方があり、その根拠はそれぞれこうであると、いろいろとオルタナティブな考え方を示すよう気を付けてきました。

常に我々が考えていたことは、社会主義国が市場経済体制に移るときに、一方でグローバリゼーションというものがあるものの、社会がそれを受け入れるときに摩擦が生じるかもしれない、それを民法という法律がどのように解決していけるのかということです。解決のための道具を選択するのは、我々でなくてベトナム側であるというスタンスを我々はとってきました。

そこで、先ほど木下さんがおっしゃいましたが、ワールドバンクが実施しているルール・オブ・ローなどのセミナーでは、ワールドバンクは自分たちが考える法、ルール・オブ・ローとはこういうものだと言ってくるので、私は常に、アメリカの考え方が民主主義のすべてではないと反論してきました。ワールドバンクにしるADBにしる、アメリカは常に自分たちの考えが正しいといって押し付けてくるのですが、何が正しいかは必ずしも明らかではない。アメリカの制度は、あれは一つの制度ではありますけれども、正しいかどうかというのは考え方だと思っています。そこで選択するのはその社会に属する人たちであって、私たちの制度をそちらも取り入れろというわけにはいかないのです。こういう考え方で、野村先生や皆さん方が、そろって一生懸命にメニューを用意してくださいました。

そして、結局、どういう点が改正されたのか、どういう点が変わったのかということは、この後、野村先生がお話されます。私の元々の持ち時間が35分ですが、15分遅れて始まったので、この辺りで終わりにしようとも思いますが、私からは少しかだけお話いたします。

2005年のベトナム民法典は、基本的には、先ほどリエン次官がおっしゃったとおりです。例えば取引の自由は、かつては法律の許す範囲でのみ認められていて、言わば腰が引けていたのですが、それを取引の自由をより認める方向に変わってきたと感じます。

それから、所有権も1種類だけ減ったと言われましたが、所有そのものの規定が前よりはすっきりした感じがあります。それから、土地使用権に関し、行政規定や手続規定を土地法に移したこともあり、従来、民法の中に行政規定を私法規定が混在していたところを、行政規定が排除され、私法規定として大分すっきりしたと思います。

それから、債権の概念、契約の概念のところ、本来、95年民法典制定の際に国会に理解してもらい整理すべきだったところをあいまいなままに残してしまったものが、幾つかすっきりしました。95年民法典制定のとき、当時のグエン・ディン・ロック司法大臣と膝を突き合わせて議論したものの、結局、大臣が「やっぱりだめだった。おれは怒られた。」と言っていたものが、今になって息を吹き返したというのが幾つかあります。具体的にはこれから野村さんがお話されますので、この辺で野村さんにバトンタッチをいたします。

総じて言えば、社会主義国家における所有という概念がまだ残っています。しかし、これは先ほどリエン次官がおっしゃったように、ベトナムも一歩ずつ変わりつつあるということです。例えば善意者保護なども今のところ無理だけれども、いずれは市場経済における動的安全に関する規定も理解されるだろうと思います。少なくとも司法省の中ではかなりそういう価値観が支持されているように思われています。

では、あとは野村さん、各論をよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。(拍手)

【司会（三澤）】 森嶋先生、大変ありがとうございました。

この10年間のベトナム民法改正支援の理念や方針について、大変分かりやすくお話していただきました上、時間配分までにお気遣いいただき、司会進行として心から御礼を申し上げます。

講演

「ベトナム民法典の主要な改正点」

野村豊弘 学習院大学法学部教授

【司会（三澤）】 では次に、野村豊弘先生から「ベトナム民法典の主要な改正点」という演題で御講演を頂きます。野村先生は学習院大学法学部教授でいらっしゃる、大変御多忙でいらっしゃいますが、森嶋先生と御一緒に長年にわたり、ベトナム民法改正共同研究会の委員として、日本側からベトナムに入って、様々な助言をしておられました。

本日は幅広い民法典の分野の中でも、特に債務編に焦点を当てて御説明いただきたいと思っております。

では、先生、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【野村】 学習院大学の野村でございます。物好きでお人好みなメンバーの1人でございます。

先ほどリエン次官、それから森嶋先生からも具体的な点についていろいろとお話がありましたので、なるべく重複しないようにお話ししたいと思います。最初に一般的なお話をし、その次にベトナム民法の主要な改正点ということで、先ほど森嶋先生のお話にありましたようにベトナム民法改正共同研究会は10人ほどでやっておりますが、その中でそれぞれが分担してコメントを書いたりしておりますので、主として私が担当したところから具体的な例を挙げてお話ししたいと思います。

この法整備支援が始まって当初は、特に民法典の内容に限定せずに、ベトナム司法省と現地ワークショップを実施してきました。そのうちに段々と民法典の改正素案について議論をし、徐々に具体的な改正の内容を固めていくという形でお手伝いをしてきました。先ほどロシア民法を模範にしていたというお話がありましたが、我々のように日本で民法、あるいは法学を学んできた者の考え方からすると、かなり驚くことが多くて、その点を一、二、最初に挙げておきたいと思います。



一つは、レジュメに西洋法における法の階層性と書きましたが、例えば日本では民法は私法の一般法とよく言うわけですが、商法と民法とでは、民法が一般法で商法は特別法であるという適用関係の優劣といえますか、そういう階層的な考え方は、法学部で学んだ人間にとってはごく常識的な事柄ですが、ベトナムには必ずしもそういった理解がないということです。また、民法は、日本でも制定後100年を超えていますが、その中にはかなり抽象的な規定も多く、それについては、法務省その他の省庁が所管している法律が規定し、その下位に政令や省令があり、細かなルールは下位の法規範に委ねられていることが少なくありません。しかし、ベトナムでは、民法で細かな点まで規定していないと適用できないということがよく言われます。例えば日本の民法ですと710条で精神的損害についての慰謝料について規定されていますが、そこでは財産的損害を金銭で評価するというのでいいとして、精神的損害をどのようにして金銭で評価するのかについては規定されていません。ベトナムにも同じような条文がありますが、それを計算する方法が定められておらず、適用できないので、そのために下位の法令を作るということなのですね。ただ、下位の法令を作るといっても、民法全体について施行令のようなものを作るかという、必ずしもそうではなく、部分、部分でそれぞれ関係のある省庁、あるいは必要のある省庁がばらばらに作っていくので、体系が全く理解できないという形になっています。ですから、民法典だけではなくて、ほかの法令も含めて民法というものがどのようになっているかについて、なかなか我々も理解できなかったわけです。

もう一つは裁判所の役割です。ベトナムでは、立法の権限が国会にあるので、各条文の意味を明らかにする権限も国会にあり、裁判所はそれを適用するだけであるという考え方ですね。これも日本で現在行われていることとはかなり違うので、なるべく解釈の余地のないような明確な条文を作ろうという発想があるわけですが、実際には、お手元の日本語訳のとおり、抽象的な規定が少なくないのです。

レジュメでは、その次にベトナム司法省と国会と書きました。司法省の起草担当者との間では、数年間、ずっとワークショップを続けてきましたので、日本側メンバーの考えているところはベトナム司法省にはかなり理解されてきていると思いますし、現に草案にはかなりそれが取り入れられました。しかし、それが法律になるためには国会を通らなければならないのですから、最終的には法律として成立せず、元に戻ったものも少なくないわけでありませぬ。その一つは民事概念の維持であり、先ほど森嶋先生も触れられていましたが、ベトナム

民法典には民事契約と経済契約という区別があって、民事契約は民事裁判所、経済契約は経済裁判所と、異なる裁判所に管轄権があったのですが、今回は、それを廃止するという事です。今日、配られている資料では、「民事」という言葉がほとんど削除されていますが、ベトナム語の原文には全部残っているようで、例えば債務や、取引、契約といったものが、すべて「民事債務」「民事取引」「民事契約」となっているのですね。

これは結局、司法省としては、民法では、契約なら契約につき、私人間の契約一般を対象にするということを十分に理解しているものの、それが必ずしも国会の受け入れるところになっていないということだと思ふのです。

また1995年民法ですと285条というところに民事債務という定義規定があって、2ないしそれ以上の当事者間の民事債務の関係というものについて定義されていて、この中身についてはまた後でちょっと触れたいと思いますが、それを前提として、394条で民事上の権利義務関係を生じさせたり、あるいは消滅させたり、修正したりする合意が民事契約であるという定義規定になっていますが、これは今度の新しい民法典でも同じように維持されています。

それからもう一つ、その例としては、先ほど森島先生も挙げられておりましたけれども、世帯という概念がありまして、2005年民法典の116条に定められており、これは法人ではないものの民法の中で法的主体と定義されているわけです。法人については別途規定があります。法人と並んで、世帯と組合にも法主体性を認めるわけです。そして、農地を農民に割り当てるとき、農地は国家の全人民所有になっていますので、その使用権というものを個人ではなく世帯に割り当てるという仕組みをとっているわけです。これは民法に規定があると同時に土地法にも規定があります。ところが、先ほど森島先生もおっしゃっていましたが、世帯というものを法的主体として位置付けるのであれば、その構成員がどのようなものであるのか、構成員が変わったらどうなるのか、あるいは世帯の所有物を処分するときどのようにして意思決定をして、どのような契約を締結するのかといったことが定められていなくてはならないのですが、全く明らかになっていないわけでありまして。これも司法省では、こういう世帯というもの、それから組合というものに法主体性を認めないようにするという案だったようですが、最終的にはそのまま残されたとのこと。ただ、世帯については、新しい2005年民法典の109条や110条によってやや明確になったのではないかと考えております。以上がレジュメの「はじめに」というところです。

次に、ベトナム民法の主要な改正点として、民法全体について一言だけお話ししておきたいと思ふます。本年3月末に、ベトナム民法共同研究会の各担当者が、2005年民法典について、それぞれが担当する部分のコメントを出す予定になっておりまして、それがすべてそろえば全体についての評価が明らかになるわけですが、ここではごく一般的なお話をしておきたいと思ふのですね。

もともとベトナム民法典というのは、行為規範的な色彩、あるいは倫理規範的な色彩がかなり強くて、日本の民法とはかなり違った点がございまして。

例えば137条に無効な民事取引の法的効果が定められているのですが、これは例えば錯

誤や詐欺による取引によって財産権が移動した場合にどのように処理するのかという規定なのです。1995年民法典では、詐欺をした者が財産を取得したときには、この民事上の効果として、国家がそれを没収するという規定が入っていましたが、2005年民法典137条からはこれが削除されることになりました。そういう意味では、行為規範的な、あるいは倫理規範的な側面がやや是正されているのではないかと考えております。

2005年民法典は、まず最初に民事法分野における基本法としての位置付けとして総則があり、その1章は民法典の任務と効力、2章は基本諸原則となっておりまして、1章が3条まで、それから2章は13条までですが、これが基本法としての位置付けというものをかなり明らかにしております。1995年民法典には前文というのがあったわけですが、今回はその前文がなくなって、その代わりに第1章が設けられたのだと思います。この章は民法典の任務と効力として、例えば1条は、日本語版ではこの「民法典の任務と調整範囲」となっておりますが、基本的な私人間の権利義務関係であることが読み取れるような条文になっております。

それから、これもリエン次官、あるいは森脇先生の講演の中でも触れられておりましたけれども、2番目は、知的財産権や技術移転関連の規定が民法から削除されて特別法に移されたことです。これは、ベルヌ条約やベトナムとアメリカとの間の貿易協定等を反映した内容になっており、中央大学の佐藤教授が中心に担当しているところであり、私は中身については門外漢ですので、省略したいと思います。

もう一つは、第7編で、海外的要素を持つ民事関係として、主として国際私法準拠法に関する規定がかなり整備されまして、これは学習院大学の神前教授が担当しているところでございます。

以上が全体的な話でありまして、次に個別的にどのような点が変わったのかについてお話しします。レジュメには債務法総則と書きましたが、ここでは民事債務の概念の明確化として、280条という民事債務の定義規定があります。先ほども少し触れましたが、従来、1995年民法では、債務は為す債務と為さざる債務の2つだけを定めていました。しかし、2005年民法の280条によると、与える債務というものも含まれることになり、かなり明確になったのではないかと思います。

2番目に債務不履行責任と不法行為責任の明確化ということです。債務編の最初のところに民事責任というものが出てきますが、債務不履行責任と不法行為責任とが必ずしも明確に分かれておりません。例えば、1995年民法の309条、これは2005年民法では308条になりますが、その第3項、これは債務不履行責任と不法行為責任との両方に適用される規定ですが、加害者の過失責任が推定されており、債務不履行責任のみならず不法行為責任についても、加害者は過失のないことを証明しない限り責任を免れないとなっております。ジェトロから刊行されている1995年民法典の解説書では、この過失の挙証責任が、先進性として高く評価されているのですが、不法行為といってもいろいろなタイプがありますので、デフォルト・ルールとして過失責任を推定してよいのかというのは、必ずしもそう単純な問題ではありません。そこで、私たちとしては、むしろ日本の民法と同じように、被害者

に過失を証明させるのをデフォルト・ルールとして、どうしても加害者に挙証責任を転換すべき問題については特別法に委ねる方がよいのではないかという意見を出しており、この点は、今回の民法典に取り入れられており、過失責任の推定規定が削られています。

それから、相続法は、これもリエン次官のお話にありましたが、同時死亡の場合の相続についての規定が入れられ、641条として新たに設けられたということでございます。同時死亡の場合、相互に相続しないということですから、日本の相続のルールと同じであります。ただ、御存じのように、日本では、同時死亡の推定規定は総則の中に入っていますが、ベトナム民法では相続のところに規定を置いているということでございます。

そして、遺産分割の制限に関する規定は686条ですが、このほか遺産分割後における相続人の出現、相続に関する訴権の時効に関する規定が置かれています。これらについてはレジュメで新設された条文を挙げておきましたが、以前よりかなり明確になったようでございます。詳しい内容は省略したいと思います。

債務編の総則や相続に関する具体的な改正点の主なものはこれらですが、先ほど申し上げましたように、ベトナム司法省には、我々の見解をかなり理解していただいて取り入れられたにもかかわらず、国会の意思として、それが立法化されるに至らなかったものもあります。森嶋先生が最後におっしゃっていたように、まだ不十分な点が課題として残されており、例えば、損害賠償責任を規定する307条第3項では、「他人の生命・健康・名誉・人格・威信の侵害によって」他人に損害を負わせた者は、「謝罪し公開の場で訂正するほか、被害者の精神的損害補てんのために一定の金銭を賠償しなければならない」とあり、謝罪や公開の場で訂正するといった、倫理規範的、あるいは行為規範的な色彩がかなり残っています。また、これは債務不履行というよりも不法行為の問題であろうと思うのですが、その区別が必ずしも十分ではないようです。

それから、この債務編の総則には、日本でいう契約の総則に関する規定も置かれています。それが第7節の民事契約という部分ですが、ここに、契約の履行についての規定といった、債務の総則と重複するような規定があります。次の18章が契約各論なので、日本側としては、むしろこれら契約総則の規定は18章に入れて、債務の総則の部分は他との重複を調整した方がよいのではないかという意見を申し上げていたところですが、これは必ずしも受け入れられていないということでございます。

また、法定相続と遺言相続との関係については、遺言によって相続人を指定するという考え方に立っておりまして、それも、指定によって個人だけではなく法人や組織も相続人になるという位置付けになっております。それでは、相続人は、債務をも負担するのかという点、その辺りが必ずしも明確ではありません。また、他方で、日本と同じように遺贈というものも認めておりまして、遺贈と相続との関係が必ずしも明確ではないと思われま。

次の熟慮期間というのは相続放棄の期間ですが、これは642条で定められています。1995年民法典でも中身は同じですが、相続開始のときから6か月間となっております。日本の民法の話をしたときに、ベトナム側から3か月間というのは短いのではないかという御意見がありました。日本の場合は相続の開始を知ったときからだと御説明しました。ベ

トナムでは海外にいる人間も少なくないということで、相続開始を知らないときでも6か月間たってしまうと放棄できないので、莫大な借金があったようなときは困るのではないですかとの意見を申し上げたのですが、この規定はそのまま残っています。

それから、夫婦の共同遺言という、日本にはない規定がありまして、これも多少問題があるのではないかと日本側は考えているのですが、日本側の意見はなかなか取り入れられないところであります。

現在では、ベトナム民法を実体化する、実質化するということで、周辺の法律や、先ほど少し触れましたが、民法典の条文だけでは解決できないものについて、下位の法令を作る作業を行っているということです。そこで、今後は、ワールドバンクやADBによる支援との関係で、英米法系の法律がどんどん立法されていくようであり、民法典とそれらとの調整を十分考えなければならぬと、個人的には考えております。そういった新しい問題もあれば、2005年民法典にもかなり大きな問題点が残されていますので、今後も日本とベトナムとが共同研究を続けていく可能性は十分残されているのではないかと考えております。先日、リエン次官とお話する機会がありましたけれど、リエン次官も同じように考えていらっしゃるようでありました。

若干時間が残っておりますけれども、私の予定した話は以上ですので、これで終わりたいと思います。(拍手)

【司会(三澤)】 野村先生、どうもありがとうございました。ベトナム法の特徴について、日本法との比較を踏まえて御説明いただいた上、2005年ベトナム民法典の改正点につき御説明いただき、更に今後の課題についても非常に多くの情報を頂いたと思います。

質疑応答

【司会(三澤)】 それでは引き続き、質疑応答に入りたいと思います。

リエン次官はこの質疑応答のセッション終了後、いったん退席されますので、リエン次官に御質問がおありの方は、是非この機会を御利用ください。

では、御質問のある方は挙手の上、おっしゃってください。

【星野】 国際民商事法センターの学術評議員をしている星野と申します。

質問ではなく、コメントというか、私の簡単な感想を言わせていただきたいと思います。

今日は、大変興味深いお話で、感心しながら伺っておりました。ベトナム側の方と日本側の方の非常な御努力に大きな尊敬を払っております。

私はこのベトナムの1995年の民法典は先ほど謙遜されましたが、そう悪いものだったとは思っていません。ある意味では非常によくできたものだと思っております。ソ連民法をモデルにされたということですが、いい意味での社会主義的な要素も残っています。例えば自由より平等を重要視していることや、信義則を重視していることや、売買契約だっと思いますが、相手方に対する情報提供義務の規定が既に入っていたような記憶しています。そういう点でなかなか優れたものだと思っておりました。

これは、ある意味では過渡的な法律ではありますが、これを市場経済や市民社会にアダプトした法律にするために、ベトナム側でも苦労され、日本側でも苦労し大きな協力の結果、このようなものができたことに非常な敬意を表します。

日本による法整備支援としては、既にカンボジア民法典の草案ができておまして、これも日本民法典と比べて、体系的にも、条文の表現もわかりやすいという点でも、かなり進んだものですから、その点も感心していました。加えて今回のお話を伺いまして、問題を残しておられるとしても大変な仕事だったと思い、ある種の知的な感動を覚えながら伺っていたわけです。

さて、これからの問題として一言申し上げたいのですが、今後もベトナムの方々との更なる共同研究が進むということですが、実は日本におきましても、現在、民法典の全面的改正が話題になっております。実質的には、既に関係者がそれをやろうという決心をしておられると新聞に報じられております。時期的に早いので、そのためというわけではなかったでしょうが、既に任意の研究グループがあって、担保法の中間草案が既にできていて、参加者を中心とする研究会が「ジュリスト」に載っていました。最近、契約法の中間の案についての研究会が「ジュリスト」に載っていたことを、皆さんも御承知かと思えます。

それに関連することですが、外国では、有体動産売買に関する国際統一法条約が、既に中国、韓国を含む多くの国で批准され、ベトナムのことは知らないのですが、日本はまだ批准していません。これは、正直に言って、日本の法学者として非常に恥ずかしいと思っていました。幸い、日本の関係当局も、いよいよ批准しなければならないと考え出したようでありまして、大変結構なことだと考えております。中国で民法典の全面改正をしていることは、皆さん御承知のとおりですが、実は、中国は、既にこの条約の中身を参考にした契約法典をつくっておまして、この点では中国の方が進んだ立法をしているわけです。

債権法については、ヨーロッパで統一法編纂の運動や、契約内容の統一の運動があります。国内法についても、ドイツ民法典の債務法の全面改正が行われ、フランスもついに重い腰を上げて、今年の9月に債務法の改正案が出されました。

日本においては、かなり前から、法務省民事局長の私的研究会で、日本民法典の現代語化の検討を進め、最近ようやく実って民法典の全面改正が行われたわけですが、あれは言わば過渡的なもので、次の段階で内容的な改正をすることが予定されていると言ってよいものです。民法の多くの制度を根本的に考え直そうという時期にきております。

したがって、皆さんもそういう時期にあることを意識していただいて、現行の日本民法典をそのまま参考にするよりは、更に進んだ民法典を作ることをお考えいただきたいと思えます。そして、中国の契約法典が、ある意味で日本などの法律に先行する進歩的なものになったように、このベトナム民法典も、世界に先駆けてできたすごい内容を含んでいる、そのようなものになることを期待するわけです。

ここで、何時も繰り返すことですが、日本の学者としての反省を申し上げたいと思えます。私は公的には法整備支援のために外国に行ったことはないのですが、最近、中国に毎年引き続いて、合計7回ほど行っています。そこでいろいろと質問されて感じたことは、日本の民

法学者、あるいは学者一般もそうですが、日本の法律を与えられたもので、言わば普遍的なものと受け取って、いろいろな制度の説明にそれを使うという傾向が強いことです。しかし、これではいけないのであって、日本法は歴史的な、一つの法律に過ぎません。小さな問題であっても、立法者の立場で基本的に考え直さなければならないのです。そのためには、日本民法が本当にどういうものであるのかを把握しておかなければならない。詳しく言うと、各制度や規定が、どういう利益状況を前提として、どういう価値判断に立って立法されたのかとか—それを知るためには日本民法の立法過程を調べることも必要になります—日本民法が日本の社会において、実際にどういう機能を営んでいるのかといったことが分からなければなりません。私は、ずっと昔、フランスで、日本における契約法について話をするときに、ただ条文や判例を並べるだけでは、フランスと大差がないともいえるので、そもそも日本における契約とはどういうものかということ自身を十分に分かっていないことに気づき、大変困ったことがありました。

したがって、これからの学者の仕事というのは、そういったある意味では基本的なことを十分に研究し、立法のための真の基礎を作ることだと思います。つまり、例えば、債権とは何か、債務とは何か、物権と債権とがそれほどせつ然と区別できるものか、区別すべきものかといったことや、今のようなパンデクテンシステムでいいかどうかといった事柄です。この点は、ベトナム民法典もそうですが、カンボジア民法典も、パンデクテンとは違った体系になっておりますが、日本の学者も関与したのものとして立派なことだと思います。こういった根本的なことから十分検討しなければなりませんので、私は、日本の学会が問われていると感じております。以上は私の反省ですが、私は既に年老いていて今後どうするわけにもいきませんが、日本の学者、広く法律家としてそういうことも考えながら進んでいただきたいと思っております。

そういう意味で、ここにいらっしゃるベトナムの方も、中国の方も、私どもにとって、非常に重要な示唆を与えてくださっているといつも感じております。中国の方にもよくお話ししているのですが、今後、法整備支援に当たるために、日本人として何を考えていくべきかを、更に突き詰めていくことが必要だと思います。森脇さんや野村さんがおっしゃった、日本側の態度は非常にいいことですが、更にそれぞれの国の社会の実情や、思想、歴史を尊重するとともに、我々が考えている民法典というものに偏りがいいのかどうか、普遍的でないものを普遍だと思い込んでいるのではないかという反省を絶えず持ちながら仕事を進めていくことが大切だと感じておりますので、一言話させていただきました。

改めて、今日は非常にありがたく伺ったということを申し上げます。

【司会（三澤）】 星野先生、どうもありがとうございました。

【香川】 神戸大学の香川でございます。

リエン次官にお尋ねしたいのですが、せっかくベトナム司法省が法案をつくっても、国会の意思で反発を受けるというお話がございました。ベトナムの国会には500名ほどの国会議員がおりますが、その2割がフルタイムの国会議員、8割がパートタイマーの国会議員ですね。ですから、国会全体が反発するというのではなくて、国会の中にある常任委員会です

か、議長、副議長、その他幾つかの委員会の委員長を含めた13名ほどで構成されるこの常任委員会ではねつけられるという意味でしょうか。

【リエン】 ベトナムの国会は500名の構成員からなっていますが、立法過程は二つの異なった段階に分けられております。

95年に、我々が最初に民法典を制定したときの、いわゆる立法に関する法律によって、政府が法案を最後まで国会に対して答弁する権限が認められたわけです。当時、ベトナムのロック司法省大臣としては、当時の828条からなる民法典の草案を、4週間連続で国会に対して答弁しました。国会が審議して、大きな問題に関しては投票により決定しました。その後、法典のそれぞれの章に対して、国会で投票により意思決定が行われました。

しかし、2005年民法典のときは、立法や法令を制定することに関して新しい法律ができていました。政府が草案を作成して国会の常任委員会に提出すると、その後は、政府には主導権がなくなるわけです。国会の常任委員会がその法案を国会全体に対して提出することになります。そして、国会の常任委員会が関係4機関に対して、国会のいろいろなコメントを受け入れてそれを整理することになります。その四つの機関というのは、国会の常任委員会、国会の審議委員会、司法省、編纂委員会です。編纂委員会は、日本でいうところの政府機関であることも可能だし、また別の機関でも可能です。

法令制定に関する新しい法律によりますと、ある法案を成立させるためには、国会の2回の会議を通さなければなりません。1回目の会議で国会のコメントが集約され、次の国会の会期までにその国会の各代表から受けたコメントなどを受け入れて検討し、整理して次の会期に出すわけです。そのときに、常任委員会が集約されたコメントを説明し、国会の場で審議されます。このコメントとは、500人の代表のすべての意見であり、だれか一人の意見ではないのです。

もし、統一的な見解がない場合には、幾つかの解決策が出されることになります。そして、国会が法案のすべてに対して成立のための表決をする前に、それぞれの解決策に対する表決が行われることになります。つまり、常任委員会というのは、あくまで法律を制定する際の国会の手伝い役としての役割しかなく、何も決定する権限はありません。そして、500人の議員の25%はいわゆる専従国会議員です。そして、この会期の間に国会の代表が、我々とかなり多くの機会を持ち、作業を行っております。これらのコメントには、国会の最後の表決に向けた準備の意味があるわけです。

ですから、やはり国会全体を説得しなければなりません。西洋のようなロビー活動、日本でいう政治家の根回しのような政策はまだ存在していないからです。相手を説得するために、自分の意図を論理的に明確に説明しなければなりません。

【司会（三澤）】 どうもありがとうございました。

時間の関係もございませぬので、リエンさんに対する御質問がございましたら、あと一つ受け付けて休憩に入りたいと思います。

【木棚】 早稲田大学の木棚と申します。私は国際私法をやっておりますので、渉外的要素を持つ民事関係について御質問したいと思います。

この規定は婚姻や家族関係にも適用されるという御説明がございましたが、おそらくそれは760条を言っておられると思うのですが、この760条は、要するに外国人が本国法の適用を主張した場合にそれを考慮するという規定ではないかと思うのですが、そういった場合に、この規定がどのように適用されるのか。とりわけ婚姻の効力や夫婦財産制、あるいは親子関係など、国籍を異にする者が複数関わっており、それに単一の法が適用されないと非常に困る場合に、この規定のみからうまく法の適用ができるのかという点について、どういう御議論があったのかお教えいただければと思います。

もちろん760条は、直接本国法による場合を規定しているわけではないのですが、無国籍や二重国籍の場合にそういうことを書いてありますので、おそらくそういう場合を前提にした規定なのかなと思いましたが。まず、家族法など他の法に規定があるとすれば、どうなっているのでしょうか。それをお教えいただきたい。この規定によるとすれば、当事者が本国法の適用を主張した場合にのみ、本国法が適用されるように読めるのですが、そうとすれば、これをそういうふうに解釈して、婚姻の効力や親子関係等について考えられるのか、この二つでございませう。

【リエン】 760条に関しては、いわゆる基本原則として規定されて、つまり無国籍の者や、外国人で二つ以上の国籍を有する者に対して適用されるわけですが、これは準拠法の規定となっているわけですね。規定を正確に読ませていただくと、「本法典または他のベトナム社会主義共和国の法律文書が、外国人が公民である国のその法律を適用することを援引した場合、無国籍の人に対しては、その者が居住する国の法律」になるわけです。それで、そこに居住していない場合には、今度はベトナムの法律を適用することになるわけですが、国籍を二つ以上持っている者は、その者が国籍を有する国、または民事関係が発生する時点において居住している国の二つの要素があるわけです。さらに、その国籍を有する国のいずれにも居住していない場合には、その人が国籍を有する国の法律を適用し、また、いわゆる国民としての権利と義務が最も密着して関係のある国の法律を適用するということです。これを端的に言いますと、準拠法は、国籍と居住という二つの要素を基本にしているというわけです。

【木棚】 私が聞きたかったのは、婚姻や家族関係にこの民法の規定が適用されるというのは、何条についていわれているのかということ。つまり、本国法が適用されることを前提に760条というのがあると思うのですが、その規定が、私が見落としているのかもしれませんが、民法典に見当たらないので、婚姻や家族関係について本国法を適用するための根拠規定を教えてください。

【リエン】 婚姻と家庭関係にも適用されることとなります。「本法典または他の法律文書が」という規定になっている、そういうふうを選択すると書いてありますから。

【木棚】 民法典ではなくて、ほかのいわゆる家族法等にそういう本国法を適用する規定があり、その場合についての規定という意味で、この民法典のこの規定が家族や婚姻に適用されるということをおっしゃったのでしょうか。

【リエン】 はい。そういう意味で、「または他の法律文書」というのは、この民法典とそ

のほかの法律の規定という意味です。

【司会（三澤）】 野村先生，補足等ありましたらお願いします。

【野村】 正確に理解できているかどうか分かりませんが，民法典には婚姻家族法は含まれていないのですね。それは別の法律になっていて，ここの位置付けはおそらく民法に関わるものについての準拠法ということが中心ではないかと思うのですね。ですから，婚姻家族法に別途規定があるのではないかと思います。

【司会（三澤）】 野村先生，どうもありがとうございました。

それでは若干時間も押しておりますので，ここで前半を終了し休憩に入りたいと思います。

【リエン】 皆さん，ありがとうございました。

（ 休 憩 ）

報告

「名古屋大学による法整備支援活動の概要」

杉浦一孝 名古屋大学法政国際教育協力研究センター長

【司会（三澤）】 それでは後半を始めたいと思います。

後半は二つの大学から法整備支援に関わっておられる先生方をお招きしております。お一人目は名古屋大学法政国際教育協力研究センター長の杉浦一孝先生でいらっしゃいます。先生からは名古屋大学による法整備支援活動の概要という演題で御報告を頂きます。

名古屋大学は早い段階からアジア諸国の法制度の研究に取り組むとともに，そこで培われたネットワークを生かして法整備事業を実施してこられ，日本で最も盛んに法整備事業を行っている大学の一つでございます。本日はその長である杉浦先生から，その精力的な活動の概要を御紹介いただきます。

では先生，よろしく願いいたします。

【杉浦】 ただいま御紹介にあずかりました名古屋大学の杉浦でございます。

今日は名古屋大学がこれまで取り組んでまいりました法整備支援事業とそれに関する研究活動を御紹介して，今後の御協力をお願いしたいという意味で，限られた時間ではありますが，私たちの活動の概要を説明させていただきたいと思います。

お手元のレジュメ集のうち18ページから25ページまで（本誌69ページから76ページまで）が私が用意したレジュメでございます。時間が限られている関係上，レジュメを詳細にしましたが，これが私たちが取り組んでいる法整備支援事業のすべてではございません。ウズベキスタンとモンゴルの事例を挙げておきましたが，これはあくまでも私個人が関わっている活動として取り上げさせていただいたのであり，それ以外にベトナムに対する法整備支援事業も行っております。特に，ベトナムの場合は，現在，WTO加盟に向けて国内法整備の課題が提起されておまして，それに対する協力を行っております。

それでは，時間の関係上，幾つか飛ばすところがございますけれども，早速このレジュメに従って紹介させていただきたいと思います。



名古屋大学法学部がアジアに関わりを持ったのは、今から15、6年前のことでございます。今日、基調講演をなされました森嶋先生が学部長のときだったと思いますが、アジアの法律・政治について学部を挙げて取り組まなければならないということで、名古屋大学法学部の学部創立40周年の事業の一環として、そのような研究を開始したわけでございます。そこで、アジア太平洋地

域法政研究教育事業基金、略してAP基金と呼んでおりますものを設立し、それを原資としてアジア諸国の法律・政治の研究をしてみました。レジュメに書きましたとおり、それまでの日本の欧米偏重・アジア軽視の法律学・政治学に対する反省に基づいて行ったものでございます。

その後10年かかって、ベトナム、ラオス、カンボジア、更にはモンゴル、そうした国々の法律学者との交流を進めてまいりました。そして幾つかの大学とは学术交流協定を締結いたしまして人的ネットワークを形成してまいりました。その中でも、今申しましたインドシナ3国とモンゴルから法制度整備事業に関する協力要請がございまして、1998年、その要請内容の聞き取りを主な課題といたします国際シンポジウム「アジアにおける社会変動と法整備」を開催いたしました。この中で、4か国の法律学者と法律実務家から、どのような要請があるのかについて聞き取りをいたしまして、何点かについて合意をいたしました。それを受けて、私たち法学部のスタッフが現地に参加して、研修を行ったり、JICAプロジェクト、これは法総研と共同で行っておりますが、国別の特設研修を開始しました。先日までラオスの商法教科書作成に関して、2週間にわたる研修を実施してまいりました。

それから、法整備支援の一環として、対象国の法律家養成への協力として、1999年度から留学生の受け入れを実施してまいりました。留学生受け入れは、大学だけができる事業でございまして、私たちはこれまで積極的に取り組んでまいりました。

今日お配りしておりますレジュメの最後、通し番号で25ページ（本誌76ページ）を御覧いただきたいと思っております。網かけの国が法整備支援対象国ですが、1999年11月から、カンボジア、ベトナム、モンゴル、ラオスの4カ国から留学生を受け入れ、2000年にはウズベキスタンから2名を受け入れておまして、それが2005年10月1日現在で、ウズベキスタンから16名、カンボジアから16名、ベトナムから13名、モンゴルから11名、ラオスから6名、計62名の留学生が在籍しております。この62名というのは、今、名古屋大学大学院法学研究科に在籍している留学生の総数は121名でございますので、過半数がそうした法整備支援の一環として受け入れている留学生ということになります。この留学生は、既に母国に帰って、それぞれの職場で活躍している方が多数おられますが、これから説明いたしますいろいろな事業において、私たちのカウンターパートの中で非常に大きな力を発揮しております。

次に、当研究センターの活動について、少し御説明いたしたいと思っております。2000年は名古屋大学法学部の創立50周年に当たる年であり、この50周年を記念いたしまして、法

学研究科がアジア諸国に対する法整備支援事業を行っていくことを決めました。そこで、そのための組織が必要となり、法学研究科内部にアジア法政情報交流センターというものを立ち上げることにいたしました。レジュメにも書きましたように、アジア諸国の法・政治についての研究の推進、そしてアジア諸国の法・政治に関する情報の収集発信、更にはアジア法整備支援のコーディネートの拠点として、この情報交流センターを設置したわけでございます。

その後、個別に法整備支援事業を実施していきませんが、私たちにとって大きな意味を持ちましたのは、レジュメの3枚目（本誌70ページ）にありますとおり、2000年9月に国際シンポジウム『アジア法整備支援』と国際協力』を開催したことでございます。このシンポジウムには、既に法整備支援を実施していた国際金融機関である世銀、アジア開発銀行、欧州復興開発銀行、更には外国の政府関係機関、そして法務省法務総合研究所、JICA、各大学の研究機関の代表を名古屋に招へいいたしまして、法整備支援のあり方について討議をいたしました。そこでは世銀のそれまでの法整備支援のあり方について批判が出て、世銀からも若干自己批判的な内容の発言がございました。ここで出された意見が、私たちが現在取り組んでおります法整備支援事業の基本的なスタンスを形作ったと考えております。

そうして、先ほど申しました交流センターは2002年に名古屋大学法政国際教育協力研究センターに衣替えいたしました。これは文部科学省への概算要求が認められて、それまで法学研究科内部の機関だった組織が、名古屋大学全体の研究教育施設として再編成されたわけでございます。ちなみにこうした国際（教育）協力研究センターは、それぞれの専門分野ごとに幾つかの国立大学に設置されております。例えば教育分野では、筑波大学、広島大学、最近では鳴門教育大学にも設置されております。医学関係では東京大学に設置されており、工学は豊橋技術科学大学、農業に関しては名古屋大学にございます。法政領域においては名古屋大学だけであり、現在、合計七つの国際（教育）協力研究センターが活動しております。これは、それまでの国立大学による国際協力が、個々の教員のボランティア活動として行われてきたことについて、文部科学省が反省し、大学が組織として国際協力に関与するためにはどうすればいいかと考え、今紹介したいくつかの国立大学に国際（教育）協力研究センターを設置したわけでございます。ですから、私たちのセンターは、名古屋大学だけの共同研究教育施設ではなく、ナショナル・センターとしての役割を果たすことも文科省からは求められているということでございます。そこで、現在、私たちのセンターでは、研究協力員という制度をとり、約100名近い他大学の法学研究者の方々に登録していただいて、様々な活動に参加していただいております。

次に、当センターの活動の内容を若干御説明しますが、これは2005年の活動の一部として御理解いただければと思います。

一つは、先ほど説明いたしました人材養成の協力でございます。

二つ目は JICA プロジェクトの国別特別研修を実施しております。これは先ほど申しましたラオスのほか、昨年度からはイランの司法官、裁判官、検察官の研修を実施しており、今年度は1月末から2月初めにかけて ADR をテーマに実施したところであります。そのほか、

アドホックな研修も実施しておりまして、昨年11月にモンゴルの司法内務省から2人の担当官を招へいして立法技術能力の向上を目的とする研修を行いました。

三つ目は私たち独自の活動として、ある意味で非常に自負しておりますが、世界銀行の委託を受けまして、世界の司法制度の統計資料を収集分析して、世銀に提供しております。私たちが担当しておりますのは、日本を含む18か国、日本以外の国はいわゆる開発途上国ですので情報の透明度が低く、情報を集めるのに非常に苦労するという実態がございます。私たちのホームページから世銀のホームページを開いていただきますと、その調査結果が御覧になれますので、関心のある方は、是非御覧になっていただきたいと思っております。弁解ではございませんが、私たちが新しいデータを送っても、世銀がデータを更新していないことがありますので、それはこちらがサボっているのではなくて、世銀が更新作業をしてないということで御理解いただければと思っております。

四つ目として、現在、日本の法令の英語翻訳ソフトを開発しております。これは、ほとんど完成しており、一昨年の法整備支援連絡会で、同僚の松浦教授からその時点での研究成果について中間報告的な報告を行ったところです。以上が本年度の当センターの活動の一部の御紹介でございます。

当センターは法整備支援事業も行っておりますが、中心は法整備支援に関する研究活動でございます。それについては、レジュメの通し番号20ページから21ページ（本誌71ページから72ページ）にかけて書いておきました。時間がございませんので、一つだけ、2001年9月から今年3月までの研究プロジェクトを御紹介しておきます。これは、科学研究費特定領域研究「アジア法整備支援」というものであり、この資金で様々な取組を行ってまいりました。レジュメの21ページに書いておきましたように、このプロジェクトに取り組む中で法整備支援のあり方について、私たちのスタンスを研究成果で裏付ける形で確立してまいりました。

それからレジュメの21ページ（本誌72ページ）の②に記載した先端研究拠点事業というものがございます。これは2004年から今年3月まで、アジア諸国に対する法整備支援を進めていくに当たって、いわゆる先進国といわれる欧米の大学と共同で法整備支援学なるものを構築することを目的として進めている研究でございます。法整備支援学というものが「学」として成り立つかどうか、これについてはいろいろと異論もありまして、私自身も非常に疑問に思っておりますが、アメリカのウィスコンシン大学、コーネル大学、スウェーデンのルンド大学と共同で、こうした研究活動も行っております。以下、③、④は、時間の関係で省略させていただきます。

レジュメの22ページ（本誌72ページ）では、法整備支援及びその研究活動の実例1として、ウズベキスタンの例を紹介しておきました。私たちがウズベキスタンと出会うのは2000年1月からでございます。そして、先ほど御紹介いたしました科学研究費特定領域研究の資金をもとにウズベキスタンの大学との共同研究を進めてまいりました。これは、そのときどきのウズベキスタンの司法改革や法制改革の課題をテーマにしておりまして、その限りでは研究活動を通じた法整備支援を行ってまいりました。2002年2月に、名古屋に中

央アジア3カ国の法律家を招聘してシンポジウムを開催した後、とりわけウズベキスタンのタシケント国立法科大学との共同研究が進展いたしました。

23ページ(本誌73ページ)を御覧ください。(7)にあるとおり、2005年9月にタシケント国立法科大学に、名古屋大学の日本法教育研究センターを設置いたしました。先ほど留学生受入れの話をしていましたが、現在、留学生は英語で講義やセミナーを受けております。しかしながら、私たちは経験上、日本法を本格的に研究したい留学生に対しては、英語では無理だという結論に至りまして、彼らは、やはり日本語で日本法を勉強しなければならない、そのためには、相手国の大学にサテライトを設置して、そこでまず日本語を勉強していただいて、その後、ベーシックな日本法を3年生、4年生で教育する、その中で優秀な者を名古屋大学の大学院が受け入れる、そういうコンセプトで進めてまいりました。その結果が、2005年9月のタシケントでのこうしたセンターの開設に結びついたのでございます。

このようなセンターは、モンゴルにも今年8月か9月に設置する予定でございます。更にベトナムにも設置を予定しております、これにつきましては、文部科学省から予算を認められて、5年間のプロジェクトとして進めていく予定になっております。

その後、ウズベキスタンにつきましては、レジュメに書きましたように、現在、日本のODAによる法整備支援も行われておりますが、ここでは(3)のところだけ御紹介しておきたいと思っております。

ウズベキスタンについては、昨年10月1日からJICA法整備支援プロジェクトが開始され、既に法総研国際協力部で研修を行っているところでございますが、私たちのセンターが事実上コーディネーターとしての役割を果たしているわけでありまして。そのプロジェクトの内容は、ウズベキスタンの中小企業の振興と個人事業者の法的保護を目標に、担保法制の改革、行政手続法の制定、更には法令データベースのメンテナンスであり、3年計画でございます。既に行政手続法案に対する意見と抵当法案に対する意見は、JICAを通じてウズベキスタン司法省に提出しております。ウズベキスタンについては、このような法整備支援事業、及びそれに関する共同研究を進めてまいりました。

モンゴルにつきましては、あまり時間がございませんので、一言だけ申し上げます。これはJICAのプロジェクトではございません。モンゴルでは、2002年に土地私有化法が制定され、土地利用の仕方が非常に大きな政治問題になってきております。そこで私たちは、科学研究費の申請が認められたということもありますが、昨年度からモンゴルの土地法制の問題、とりわけモンゴルの研究者、更には実務家による改革案の作成に対する協力として、4年計画の研究を開始いたしました。4月以降は、本格的な実態調査も行う予定になっております。このように、モンゴルについては研究活動を通じての法整備支援を始めたところでございます。

時間がございませんので、何か御質問があればお答えするというところで、簡単ですが、これで私の報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

【司会(三澤)】 杉浦先生どうもありがとうございました。

報告

「法整備支援における民法整備支援の意義と課題」

松尾弘 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

【司会（三澤）】 続きまして、慶應義塾大学大学院法務研究科教授の松尾弘先生から、「法整備支援における民法整備支援の意義と課題」という演題で御報告を頂きます。

松尾先生は、特にラオス法整備支援における民法教育支援に関し、本邦研修や現地セミナーなど息の長い活動を続けてこられました。また、それとともに法整備支援の理論的な研究も進めておられ、近々慶應義塾大学大学院において、法整備支援の講座を開講されると伺っております。

それでは松尾先生、どうぞよろしくお願ひいたします。

【松尾】 どうもありがとうございます。慶應義塾大学の松尾でございます。



私はラオスを中心に、2002年8月頃から、現地セミナーや本邦研修に参加する形で法整備支援に携わるようになりました。当初は、当時名古屋大学におられました加賀山茂教授が契約法を担当され、私が物権法を担当する形で始まりました。その後、本日配られました法整備支援年表に詳しく記されてございますように、2003年からラオスに対する JICA 法整備支援の第1フェーズ

が開始されました。ここでは、法令データベース作成、法令集出版、検察マニュアル・判決マニュアル作成などと並んで、民法・商法の教科書作成支援、講師養成支援も目標とされており、私も主としてそれに参加する形で携わってまいりました。

先ほど法整備支援に参加する人は物好きというお話がございましたが、私自身は物好きではありません。一緒に参加していただいている立教大学の野澤正充先生や中央大学の古積健三郎先生は物好きかどうかは分かりませんが、尊敬すべき人格者でおられます。ただ、われわれはベトナムやカンボジアの法整備支援のように組織をつくる段階には至っておりませんので、その都度連絡・調整を取り合い、現地セミナーや本邦研修に参加しながら、相手国の参加者と一緒に議論を始めた段階であります。もっとも、その割には3年半も活動してきて、これまで一体何をやってきたのだろうと、内心忸怩たる思いもありますが、本日はこの活動の中で何が問題になり、どういう議論を重ねてきたのかということをお紹介させていただいて、皆様方からいろいろな御教示を得たいと思っております。

民法整備支援の方法としましては、レジュメにもまとめておりますが、民法典の草案を起草するという形から、民法典や関連法令の制定・改正に対する助言的な支援、更にはもっと間接的に調査や情報収集の準備活動に対する支援と非常に多様であります。ここではこれらを一括して民法整備支援と呼びたいと思います。もっとも、「法整備支援」(legal assistance)という概念自体につきましては、私の中では「法整備協力」(legal cooperation)と呼びたい感覚も強くなってきておりますが、以下では通用している法整備支援の語を用いさせていただきます。

きます。

日本の法整備支援はベトナムやカンボジアをはじめとして、法典整備支援と人材養成支援という二つの領域で大きな成果を挙げてきましたが、すでに、一橋大学の松本恒雄先生が強調しておられますように、民法典を含む法律の制定は法整備の第一歩にすぎず、それを支える制度の整備に加え、それを運用できる人材の養成が最も重要であるということが指摘されているわけです。ここでは人が先か立法が先かという考え方ではなくて、両者をワンセットにした考え方、つまり、カウンターパートの、とりわけ若手ワーキング・グループと一緒に参加しながら、人材育成と一緒に制度作りを進めていくという、《プロセス志向的》な法整備支援の方法が顕著になってきているのではないかと感じております。

この観点からしますと、ラオスのように民法整備の準備活動段階から支援をスタートするという方法は、将来の民法典の起草者を育てるための支援という形で、被支援国のオーナーシップを維持しつつ、正にその制度づくりの段階から人材養成をサポートできるという意味で、言わば理想的な形態だと、一般論としては考えられるわけです。

しかしながら、実際には、準備活動支援においては、そのプロジェクトにおいて目指されるべき目標や、当該プロジェクトの先に想定されるべき最終目標が何であるかが、比較的あいまいな形をとっていることが少なくありません。その結果、それを具体化するための計画が不明確であったり、比較的明確になったとしても、しばしばそれが動揺したり、時には覆ったりするようなこともございます。したがって、この形態の支援のアドバンテージを生かすためには、克服しなければならない課題が沢山あると思われまます。本日は、これまでそういうプロセス志向的な民法整備支援を試みてきた中で、どのような問題に突き当たったか、あるいは今後それを継続するとすればどのような問題に突き当たるであろうかについて、わずかな経験の中から御報告申し上げたいと思います。

民法整備支援において直面する主要な課題は、レジュメの26ページ（本誌77ページ）に、2（1）から（4）に分けて書きましたとおり、四つほどあると思っております。

第一は、民法典や民法関連法律を整備するための手順に関するルールの決定的重要性であります。これは必ずしも最終段階としての立法機関におけるフォーマルな手続だけではなくて、初期の準備・調査活動や、草案の起草審議や、法案の決定に関する手続、さらに、そのための組織についてのルールまでも含む、《ルールづくりのためのルール》というべきものがあります。法整備支援において生じる多くの問題の根源を突き詰めていくと、相当のものがこの問題を原因にして起こっていると思うのです。こういったメタ・ルールをあらかじめ明確かつ詳細に定め、絶えず見直し、関係当事者間で共通認識を得ておくことは、頭では非常に重要だと分かっていますが、実際にはなかなか実現困難であります。その結果、プロジェクトの途中で非効率なやり直しが起こったり、混乱が生じたり、当事者間でいろいろな意見の対立が生じたり、更には終局段階で、ちょっと意表を突かれるような変更が起こったりいたします。例えば、若手ワーキング・グループが積み上げた作業成果が、シニア層によって突然大きく変更されてしまうという問題に遭遇したこともございます。

最近では、そういうことを回避するために、プロジェクト管理表、いわゆる PDM (Project

Design Matrix)の手法や、合同調整会議(JCM: Joint Coordination Meeting)というものがかなり進歩しているようですが、そうした技法でもなおすくい切れていない問題が明るみになってきているのではないかという気もしています。その原因がこれらの手法の単なる運用の問題にすぎないのか、それとももっと細かなレベルのメタ・ルールの不備の問題なのか、個別場面ごとの分析も必要だと思います。いずれにしましても、法整備支援のプロセスでは、プロジェクトの要所要所で、こうしたメタ・ルールの内容を確認しておくことには、大きな意味があると思われまます。

先ほども申しましたように、カウンターパートも決して一枚岩ではありませんので、比較的若手のワーキング・グループと、それを最後にチェックするシニア層との間で、法整備の目標や方法やプロセスについて必ずしも理解や意見が一致しているわけではありません。したがって、ある段階で、内部の役割分担についても、カウンターパートである若手ワーキング・グループのメンバーに一定の権限を与えることについて、ある程度フォーマルなルールを作ってあらかじめ承認を得ておくことが、暗黙の合意やあいまいな指揮・命令関係に任せるよりも、適切ではないかと考えております。

また、これとは若干視点が異なりますが、この《ルールづくりのためのルール》という点で、日本の明治時代の法典編纂作業におけるいろいろな工夫も、いま再び回顧するに値するのではないかと考えております。例えば、レジュメでも少し触れましたように、旧民法典を編纂したときの「民法編纂局章程」や、現行民法典を制定するプロセスで勅令によって定められた「法典調査会規則」に基づく「法典調査規定」や「法典調査ノ方針」は、条文化された非常に詳細なルールであり、草案内容の大枠から草案の起草・審議・整理・記録の方法に関する役割分担までを含む、実体的・手続的な相当細かなルールです。法整備支援のプロセスのどこかで、日本ではこんなこともあったんですよということも説明する機会があれば、それが将来民法典を制定・改正するための人材養成の一環としても、有益な情報提供になるかもしれないと感じた次第です。

と申しますのは、ラオスを含めて被支援国には、民法関連の個別法も相当できていますが、その起草者や起草経緯、審議方法、記録方法、参照した外国法令などについて、必ずしも正確に記録に残っていないことが少なくありません。したがって、そういうものをできるだけ尊重し、その土台の上に新たな作業を積み重ねてゆくということが、なかなか難しいという経験をいたしました。森嶋昭夫先生が被支援国のオーナーシップという観点から強調しておられますように、法整備においては、完成した法律の内容ももちろん大切ですが、それをだれがどうやって作ったか、とりわけ被支援国の起草者、その他の関係者たちがどれだけ主体的に関与したかが極めて重要であることは、ますます強く意識されてきております。なぜなら、そうした主体的参加度により、制定された法律の実効性や遵法意識が大きく変わってくると考えられるからです。それだけに、こういうメタ・ルールの重要性は、再び強調するに値するのではないかと感じた次第です。

第二の問題は、このメタ・ルール問題の延長でもありますが、その国でその民法典を整備することの意義について、当事者間で、共通認識に至らないまでも、その議論を十分に深め

ることが有意義かつ必要だと感じています。法典整備プロジェクトにおいて、民法典制定の意義を改めて論じる機会は意外に多くないと思われま。その理由は、市場経済化を目標とする支援や外国投資を目標とする支援では、外国投資や企業活動を促進するための幾つかの単行法、例えば、外国投資法や企業法、土地法、担保法、破産法、競争法などの整備にプライオリティーが置かれがちで、その一環として民法関連規定が断片的に整備されてゆくからだと思われま。また、限られたプロジェクト期間内に客観的な成果を挙げるために、よりコンパクトな個別法の整備へとプロジェクトが細分化されるという事情もあるかもしれま。複数のドナー間調整によるプロジェクトの分担の結果として個別立法が先行するという事情もあるかもしれま。

実際、ラオスの場合も、1990年代前後を中心に幾つかの民法関連の単行法ができております。ベトナムとかなり似ていると思うのですが、土地法や所有権法、契約法、債権担保法、また、不法行為や事務管理を含む非契約的義務に関する法律、それから家族法といったものがございま。確かに、こういった個別立法を積み上げる方式にもそれなりのメリットがあると思われま。つまり、経済や社会状況の変化に臨機応変に対応することや、立法の成果を検証するための一種の実験的な試行錯誤の機会を得ることが容易になると考えられま。ただし、個別立法が長期間併存することによるデメリットも少なくないのではないかと懸念されま。つまり、個別法が施行されると、それが裁判や行政によって適用されまので、公務員の理解や市民の意識にも浸透し始めてしまい、後にそれを改廃しようとしても、いったん白紙状態に戻してから新たに出発することは実際には不可能であります。それから、複数の個別立法間における用語や概念の不統一、規定の重複・矛盾、優先関係の不明確さという問題も実際に生じておりますし、特別規定はあるのに一般原則についての規定がなかったり、全体として体系性が欠如するという問題もあると思いま。こういう状況の中で、個別立法の制定・改正と並行する形で、包括的な民法典をつくることにどのような意味があるのかということとは、比較的早い段階から議論してよいと感じている次第です。

この点で注目すべきものとして、すでに星野英一先生や大村敦志教授、山本敬三教授によって展開されている法秩序における民法典の意義についての議論がございま。つまり、星野先生や大村教授がおっしゃるように、民法は社会の *constitution* (構成原理) ということができますし、山本教授はそれを基本法と表現しておられます。その際、国家の法秩序において民法が果たす第一次的規範としての役割は、人格権・物権・債権・親族法上の権利といった、市民にとって最も身近で最も重要な基本的権利を定義することであると思われま。そうした権利のカタログは何か、権利の主体はだれか、客体は何か、どのように権利が変動するか、効果は何かということ民法典できちんと定めておくことが、最終的には憲法によって保障される法秩序全体の出発点になると考えられま。このような観点から民法典の意味を確認しておくことが、後々大きな意味をもつのではないかと実感していま。この点で、星野先生や大村教授、山本教授がリードされている民法論や民法典論の蓄積を、法整備支援の場でも大いに活用すべきであると感じた次第です。

また、昨年(2005)の第6回法整備支援連絡会で、井関先生と吉村先生によるベトナム民事訴訟法

についての御報告に対し、竹下守夫先生が監督審の問題を取り上げられました。監督審制度をどのように評価し、対応すべきかという難問に対し、竹下先生は被支援国の政治体制に由来する問題なので日本側の支援には限界があるけれども、それを見ているだけではなくて、実体法を整備することによって個人の尊厳の理念や私的自治の原則の重要性をじわじわと浸透させてゆくという方法も、考えられるアプローチの一つではないかと提案しておられました。こうした提案もまた、民法典整備の意義というコンテキストの中で、一層大きな意味をもってくるのではないかと考えた次第です。

そして、実際に、ラオス、ウズベキスタン等で民法典とは何かを議論していて問題になったのは、特別法との関係をどう調整するのかという点でございました。つまり、商法や消費者保護法、知的財産法、ラオスではこれらは将来の問題にすぎないかもしれませんが、議論としては取り上げられており、将来、民法典をつくる時に、民商法の統一法典の方がよいのでしょうか、消費者保護法や知的財産法を民法典に組み込んだ方がよいのでしょうかと、盛んに議論し、質問されるわけです。私はとてもそれには答えられませんが、これも民法典とは何かを議論する中で、おのずと理解が深まっていくのではないかと考えています。確かに、市民生活に関するあらゆる事項を民法典に組み込めば非常に便利ですし、民法典を日常生活に密着した身近なものにするメリットがあるかもしれません。しかし、その一方で、こうした包括主義は、民法典さえつくれば市民生活のあらゆる問題が解決するという過度の期待を抱かせることにもなりますし、民法典本来の原理・原則の意義、先ほどの野村豊弘先生の言葉ではデフォルト・ルールは何かということが、知らず知らずのうちに不明確になってしまうのではないかと懸念されます。例えば、消費者契約法との関係では、契約自由の原則や自己責任の原則に対する規範意識が、包括主義の場合と分離した場合とでは違って来るかもしれない。知的財産法との関係でいえば、先ほど申しました人格権、物権、債権という市民の本当に基本的な権利と、知的財産の活用や文化活動の促進をめぐる国家の政策的裁量によって保護範囲がある程度左右される権利とを並立させてよいのかどうか、そういうことも、この民法典とは何かという議論の中で論じることができるのではないかと考えています。

第三の問題は、今度は民法典の中身の問題ですが、民法典の基本構成であります。これも民法典整備の準備段階から、ラオスの場合は教科書作成の段階から教科書の編別構成という形で大いに議論になりました。具体的には、いわゆるインスティトゥティオネス方式でいか、パンデクテン方式でいかということでもあります。ここでは、インスティトゥティオネスとパンデクテンのどこが共通で、どこが違うのか、あるいはインスティトゥティオネスの問題点をパンデクテンはどのように回避して、逆にパンデクテン方式の問題点をどう克服すべきかということについて、基本的議論を深める格好の機会ではないかと考えております。少なくとも権利の主体・客体・変動というインスティトゥティオネスの基本構成はパンデクテンの中でも総則の中に組み込まれていますので、権利本位の体系である点では共通しているかもしれませんが、パンデクテンの場合には、自然人と親族法との規定が分離してしまうといった問題点もあるかもしれません。

この点では、カンボジア民法典草案を拝見したときに、非常に工夫がされていると感銘を

受けた次第です。つまり、総則の次に人についての規定が置かれています。今日配っていただいたいのベトナム民法典の体系を見ても、第1編の総則の中に第3章の2として、親族法である婚姻等の規定が入っておりますし、第2編は財産と所有権ですから、第1編を人の法とすると第2編は物の法、それから第3編は債務と契約、第4編は相続、第5編は土地使用権の移転で、これは言ってみれば物や財産の移転の法ですから、大まかにはこれはむしろインスティトゥティオネス方式という感じもするわけです。ところが、その一方で、第1編の内容には、第6章の民事取引や第7章の代理、第9章の時効があり、これは正に総則の中心的内容ですし、第3編の債務の中にも、第17章にいわゆる債権総論の規定が組み込まれております。このような形で、インスティトゥティオネスとパンデクテンをうまくミックスすることは、もしかすると可能ではないかという印象をもった次第です。

また、これもよく言われていることですが、一般的規定から特殊的规定というパンデクテンの長所は、総則規定を設ければ規定の繰り返しが避けられますので条文数を節約できるといった技術的なメリットと並んで、論理的・階層的に配列すれば規定の漏れを少なくできることや、階層構造を通じて民法典の全体構造を把握できるというメリットもあると思います。

実際、ラオスの民法教科書法支援でも、こうした総則の章をつくってみましょうということで、民法総則部分や債権総論部分も書いてみることにしました。そうしたところ、法律行為や代理の規定をどこに置くか、総則に入れるのか委任のところに入れるべきか、あるいは条件や期限、無効・取消・解除の規定をどこに入れるかについて大いに議論になりました。ベトナム民法の例なども参考にしながら、現行法の中から総則規定を抽出して整理し、解説しようとしたのですが、実はワーキング・グループのメンバーにとってはそこが一番骨の折れる作業であり、そこをどういう形で支援すべきかという問題について、大いに反省し、考えさせられる材料を得た問題点でもあります。

さらに、民法典の内容上の問題として、物権と債権との関係があります。インスティトゥティオネスかパンデクテンかというのは条文配列方法の相違ですが、更に内容の問題として、パンデクテンでは物権と債権とが比較的明瞭に区別される特色があります。もちろん、物権と債権の区別の程度や、規定配列の前後関係については選択の余地がありますし、この点についても選択肢の間の比較研究を深めるよい機会であると考えられるわけです。

ラオス法には、先ほど御紹介しましたように、すでに物権に関して土地法と所有権法がございますし、債権法に関しては契約法、不法行為法がございます。ところが、債権という概念が、必ずしも一般用語としてはございませんでした。そこで、債権の用語についてはワーキング・グループで造語したのですが、これをうまくシニア層に説明するのが難しかったという経験もございます。

また、物権に関しては、所有権以外にどういう種類の権利を認めるべきかについても、先行立法の内容や慣習法上の権利の存在やその内容の確認、さらには、社会主義に基づく土地法構成と矛盾しない形で、かつ有用な物権類型があるのかという問題もございます。例えば、ベトナム民法にも、土地所有権の効果のところに相隣関係の規定がございます。これと地役権関係の規定との関係、あるいは相隣関係の規定でカバーし尽くせない問題について、技術

的な物権類型としての地役権の制度というものが、もしかしたら有用ではないかと考えて紹介しましたが、なかなか理解してもらえないという問題もございました。ただ、少なくとも議論のよい題材になったという気はいたします。

そして、最大の問題は、レジュメの30ページ（本誌81ページ）の（イ）にございますが、一般的・抽象的な法律概念をどの程度使うかということでもあります。その象徴は「法律行為」という概念であります。これも教科書に入れるかどうかが大いに議論になりました。これは法律的行為概念の長所と短所を比較してみた上で、最終的にはワーキング・グループに決めてもらったわけです。

法律行為概念のもつ法律技術の側面と思想としての側面とは区別できるのではないかと、星野先生の論文を読みましたときには、私は、技術としての法律行為概念の危険性、つまり、いろいろな類型の法律行為を十把一絡げにしては、法律行為の解釈や法律行為自由の原則は論じられないことに注意を払いつつ、技術的な長所を生かし、しかもそこに思想的な背景を盛り込むことは可能だろうと読んだのですが、もしかするとこれは正確な読み方ではなかったかもしれません。最近むしろ、大学の講義でも、法律行為概念というよりも、具体的な契約に置き換えて、具体的・経験的に説明する方がむしろ一般的になっております。どちらがいいのかについて、私自身は確信は得られておりません。もっとも、ラオスでは、いわゆる法律事実という考え方とセットにして、法律事実と法律行為を総則規定の中に入れていたという結論になりました。ちょうど星野先生の論文の中で、法律行為概念の技術的な長所の一つとして、法律事実に対する法律要件という観点から財産法の体系的理解を容易にするというメリットを指摘されていましたが、正にそういうことがワーキング・グループの中から出てきたという予言的な経験もいたしました。

次に、大陸法的要素と英米法的要素という問題については、野村豊弘先生の御報告にもありましたように、ラオスの場合も非常に事情が似ております。ラオスでも、やはり世銀のアナリストが、土地法と金融法関係についてかなり長期的な立法計画をもっているようですし、その一環として2005年5月に契約履行担保法ができました。契約法の中にある履行担保法との関係という問題もあるようですが、現段階ではラオスでは民法典編纂は問題になっておりませんので、これはあまり表面化していないようです。

そのほか、民法典の内容をめぐっては、第三者保護規定の趣旨や根拠、基本類型をどのように説明したらいいのかという問題もあります。これも先ほど、ベトナム民法典の中で即時取得の規定をどうするか、あるいは無効な契約における第三者保護をどうするかという形で問題になっていることが指摘されましたが、社会主義的な立法においては比較的、静的安全が重視されるという傾向があり、ラオスもそうです。即時取得に関しては、ラオスでは、所有者が善意の占有者に代価弁償をするという形で善意者保護が図られているようです。契約法と財産法にそれぞれ類似の規定があります。両者の要件を見比べると、若干異なっているようにも思えるのですが、ワーキング・グループによると、同じ意味で解釈されているようです。また、代理の規定を紹介すると、表見代理をどうするかが問題になり、外国の立法例としてドイツや日本の規定を紹介したという経緯がございます。

このように民法整備支援のプロセスにおいては、民法理論の根本や基本について、「標準的理論はどうなっているか。」という形で即答を求められることが多く、そういうときにはとても私には任が重いというのが現状であります。ただ、森嶋先生や松本先生が指摘される人材養成には、何も被支援国側の人材養成だけではなく、支援側の人材養成も入っているのではないかと勝手に拡大解釈いたしまして、凶々しく続けてきたという感じがします。ただ、その場合にも、なぜ法整備支援をしなければならないのかということは、常に頭の中につきまとっている問題で、答えが出せずには気持ちが晴れないという思いをしてまいりました。

甚だ蛇足ながら、最後にこの問題をレジュメに付け加えましたのは、法整備支援の目標として、市場化の推進にウェイトを置く立場もございませし、民主化の促進を重視する立場もございませし、最近はこの両者の側面をもつ「法の支配」の確立という考え方も強調されております。「法の支配」の中でも、市民の実体的な権利を実現するための法制度を整備するという面は市場化に役立つでしょうし、逆に政府の権限行使をコントロールするために法制度を整備するという点は民主化的な側面をもつかもかもしれません。ただ、いずれにしても、2003年に改訂された「政府開発援助（ODA）大綱」の中で強調されている点、これはレジュメの注25に書きましたが、いわゆる「良い統治に基づく開発途上国の自助努力を支援する」というのは、単なるお題目ではなくて、非常に意味深長な考え方ではないかと私自身はとらえております。これを私なりに解釈しますと、およそ世界政府などというものが展望できない現在の国際政治状況の中で、せいぜい望み得る最小限の国際平和秩序としてのいわゆる地球的統治（グローバル・ガバナンス）の実現に近づくために、それを構成する基本単位である個々の主権国家の中で「良い統治」（グッド・ガバナンス）が実現するということが、われわれが望み得る現実的秩序なのではないかということです。

ここで「良い統治」というものを考えてみたときに、少なくとも三つの要素があると思っております。一つは、市場や企業を中心とする経済活動が円滑かつ効率的に行われること、第二に、そのために公平な裁判や確実な執行を担い上げる非常に強い政府がつくられること、第三に、そうした政府の強大な権限をコントロールするために、法治主義・「法の支配」のシステムと並ぶ最終的なよりどころとしての市民社会が育つことです。これらの要素が相互にバランスをとって存在する理想的な社会の状態が「良い統治」なのだろうと考えるのですが、この観点から見ますと、ある国家が、市民の基本的な権利をきちんと規定した民法典をもつことこそが、「良い統治」の最低限の基本条件なのではないかと思われませす。それだけに、法整備支援のプロセスでは、民法典をつくることの意義を一緒に議論していくこと自体にも意味があるのではないかと考えているわけだす。

ただ、今日御紹介しましたように、民法教育支援という非常に間接的な手段をとっておりますと、一つの事柄を説明する際にも、繰り返し議論してようやく分かってもらえたり、向こう側の考えも、繰り返し聞いてようやく分かるというように、仮に進歩があるにしても、非常にゆっくりであります。徐々に、言わばらせん階段状に共通理解が進んできたというのがこの3年半の印象であります。向こう側もこちら側も、「あれ、前に説明したじゃないだす

か。」ということをもう1回説明したりといった類の作業、文字どおりシシユフォオ的な作業を一緒にやってきたという感じがいたします。

したがって、最後をお願いしたいのは評価の問題であります。非常にゆっくりした進歩や間接的な支援に必然的につきまとう試行錯誤についても、どうか温かい目で、長い目で見ていただきたいことを最後をお願いして、私の報告を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

【司会（三澤）】 松尾先生、どうもありがとうございました。

質疑応答・自由討論

【司会（三澤）】 それでは、これから質疑応答と自由討論のセッションに入ります。残された時間はわずかではございますが、前半も含め、これまでの御講演や御報告について、御質問やコメントがおありの方は手を挙げて、御発言いただきたいと思ひます。

【大谷】 日本弁護士連合会の大谷と申します。最初の森寫先生の御報告に若干関わるのですが、二つの関連する質問をさせていただきます。

ベトナム民法典制定支援の中で、今後も課題が残されているという御説明がありました。今日頂きましたベトナム民法典を見せていただきますと、家族法に関して規定された部分もございませうけれども、離婚の場合の子供の親権や、養子についても書かれています。例えば、養子縁組の成立要件はほかの下位の法令で決まるということでしょうか。広く民法典といったときに、日本の場合と同じように家族法や親族法まで含めて考えてしまうのですが、今後、ベトナム民法典では、そこが残された課題として次期以降のフェーズで取り組むことがおありかどうかというのが一つめの質問です。

もう1点は松尾先生の御報告の中で、メタ・ルールというのでしょうか、ルールのルールというお話があったのですが、それに関連します。実は、私は昨年5月に日弁連のカンボジア司法支援活動の一環として、ジェンダー・セミナーの講師としてカンボジアに行き、カンボジアの弁護士さんに対して、ジェンダー問題について講義をする機会を頂きました。日本の弁護士がカンボジアの弁護士さんにジェンダー問題をお話しするといつても、私どもの民法にも、ジェンダーの視点からは、まだ幾つか問題がある規定がございませう。ですから、決して日本から教えるに行くということではなくて、共に学ばせていただくという考え方で臨みましたし、実際、カンボジア民法典には、ジェンダーの視点からは日本よりもより進んでいる規定があることを勉強させていただいた次第です。

そこでお尋ねしたいのが、ルールのルールというものを考えるときに、日弁連は弁護士への継続教育としてジェンダーという観点から取り組んでいるわけですが、例えば家族法についていろいろと支援していく場合には、家族法の中に両性の平等というか、ジェンダーの視点から重要な規定が含まれるわけです。そこで、今後の法整備支援のあり方として、ジェンダーの視点を入れていくということが、今までの法整備支援に関する研究の中で議論されていたことがございましたら、お教えいただきたいというのが2点目です。

【司会（三澤）】 最初の御質問、ベトナム民法における今後の家族法の展開については、森嶋先生にお答えいただきたいと思います。

【森嶋】 これは先ほどの松尾さんのお話とも関連するのですが、法整備支援は何をターゲットとしているのかということだと思います。これは今まで、この連絡会でも法整備とは何だということが議論され、四つに分ける考え方や、戒能さんのようにいろいろ理論だけを立てている方もいます。それはそれとして、大ざっぱに言うと、技術的なある概念が、何を根拠としてどういう効果をもたらすのかということを送達することを一つの目標としてやる場合があると思うんですね。それが民法典なのか、もっと小さなシステムなのかはともかくとして、そういう技術的側面があると思うんですね。少なくとも法整備支援の初期段階では、対象国が求めている技術的な要請に対する技術支援が中心だったと思うのです。

しかし、もう一つには、法の持つ理念、あるいはガバナンスと言ってもいいと思いますが、そうしたものを伝達しようというやり方があると思います。先ほど私は少し批判めいて言いましたが、アメリカなどでは、ルール・オブ・ローというものをグローバルに実現しようという考え方を持って、それを押し付けるかどうかはともかくとして、それを広めようという考え方があります。私の知る限りでは、今までの JICA の支援は、技術的な支援から出発しましたが、徐々にルール・オブ・ローに向けて動きつつあると思います。

そして、先ほど木下さんが御説明になったように、JICA そのものが、何のために ODA をやるかということから出発し、貧困撲滅、デモクラシーの実現、平和の実現といった問題を考えてくると、法整備もそれらとどうやってリンケージするかを考えなければならないと思います。そうすると、私は将来的には、単なる法的な技術の移転ではなく、技術とその背景にある理念を、法整備支援の目的としてとらえなければならないと思うのです。

カンボジア支援では、市場経済化の限りで理念的なものが入っていましたが、それ以上に今の御質問のようなジェンダー問題などに意識的に踏み込んではいません。今は民法や民訴で精一杯ですが、それが終わって次の段階をどうするかというときに、JICA の戦略との関係でどういう方針をとるのかを考えなければならないと思います。ベトナムについては、現時点でベトナムからは、技術的なものを超えた家族法の理念に関する要請まではありません。まあ、先ほど星野先生が自ら告白されたとおり、日本は、よその国の民法づくりを支援しておきながら、自分の国の民法の改正もできないような国ですから、家族法も含めてもっとやらなければならないことがあると思います。日本は、ガバナンスという点でも、ルール・オブ・ローという点でも、まだまだほかの国に遅れており、よその国とともに考えるというところまでいっていないと思います。ですから、カンボジアやベトナムに対する支援も、技術中心から少し理念に向かって動きつつあるという段階で、私は、これは日本の私法学会の現状を反射しているに過ぎないと思っています。

【司会（三澤）】 では野村先生、お願いいたします。

【野村】 確かに2005年ベトナム民法典に婚姻や離婚についての規定がありますが、元々ベトナムでは婚姻家族法というのは別の法律になっています。これはベトナムだけのことではなくて、社会主義国に共通する法典構成なのですが、今回は民法典の改正を我々が支

援をしてきたということで、婚姻家族法は対象外ということだと思っんですね。

それから、カンボジア民法には、親族法も相続法も入っていて、細かなところではいろいろと違っていますが、日本と同じようなパンデクテンシステムになっており、その中身は森嶋先生がおっしゃったとおりです。

【司会（三澤）】 ありがとうございます。

松尾先生、法整備支援におけるジェンダー的視点の導入という点で、何かお気づきの点があれば、是非御紹介ください。

【松尾】 ピースボートなどの幾つかの NGO が被支援国でジェンダー・セミナーを開いたという話を聞いたことがございますが、私自身は参加したことがございません。

御質問の趣旨は、NGO としての活動だけではなく、法整備支援、あるいは ODA のコンテキストにおけるジェンダー的視点の導入方法ということだと思っのですが、その点については、私も同様の問題意識をもっています。民法づくりに協力しようとすると、野村先生からも御紹介がありましたように、家族法がその範囲外とされてしまうことなどもあります。あえてそのことに異議を申し述べることは難しいですし、いろいろな思惑や理解があるかもしれませんが、やはり親族・相続まで含めて民法といえるのではないかという感じを私も強くもっております。その意味で、民法が立脚している基本原理、つまり、個人の尊厳や両性の平等に関し、国内的・国際的にどのような考え方があるかについて率直に議論するのは決して悪いことではありませんし、少なくとも自ら垣根をつくる必要はないのではないかと考えます。

もっとも、先ほど申し上げたメタ・ルールに関する議論をする段階では、お互いに疑心暗鬼になりがちですし、特に比較的初期段階では何かを押し付けられては…という懸念、警戒感もあるでしょうから、率直な議論といってもなかなか難しいとは思っています。しかし、お互いにざくばらんに意見を言い合ひましょう、情報を提供し合ひましょう、何か特定の内容の制度を求めたり、押し付けたりするわけではありませんということを伝えて、腹を割って話せるような環境、雰囲気をつくる努力をすることには、非常に意味があると思います。少なくとも私自身の経験では、議論のテーマに関してタブーを感じることは段々少なくなってきている気がいたします。

逆に、最近是被支援国の方が進歩的な面もありまして、男女の機会均等法制度の導入など、法継受過程にありうる制度理念についての支援国以上の純化効果ともいべきものとあいまって、議論ができる状況にはなってきていると感じております。お答えになったかどうか分かりませんが、そうした議論状況づくりの努力が奏功することもあるのではないのでしょうか。

【司会（三澤）】 どうもありがとうございました。

【木下】 JICA として、ベトナムとカンボジアという二大法整備支援の現状について若干明確にしたいと思っと思います。ベトナムは今第3フェーズで、私も来月終了時評価に行くのですが、第3次フェーズの終了時評価の局面です。森嶋先生のお話にあったように、第4フェーズをどうするかについては、戦略的にかなり時間をかけながら検討しようという段階で

す。

カンボジアは第2フェーズの中間局面で、今、民法も閣僚評議会を開催する段階になっていまして、その後が国会審議なので、まだ1年強はかかりそうですが、長丁場の第2フェーズですから、ベトナムのときよりも、できるだけ早目に成立してほしいと願っております。そのような段階でございます。

支援をどのような視点で進めるかについては、JICAのみが決めることではありませんので、今日のジェンダー問題のように、皆さんの知見を生かして議論していただけたらどうかと思います。

【司会（三澤）】 ありがとうございます。

【作本】 二つ短い質問をさせていただきます。

一つは杉浦先生に対するものですが、レジユメの23ページ（本誌73ページ）に日本語による日本法教育を実施することを決めたと書かれております。これはかなり思い切った方向付けだと思いますし、常日ごろ、名古屋大学が法整備支援に御尽力されていることは存じ上げておりますが、日本語でなければ日本法の教育はできないとの結論にたどり着いた背景を教えてくださいと思います。というのは、これは単なる文化論、日本の文化まで分かなければだめだということなのでしょうか。日本語を理解しなければ、日本法に対する理解は持てないということになりますと、将来的に閉鎖的な方向に向かってしまうのではないかという危惧感を持つためであります。

もう一つは、松尾先生に質問させていただきたいのですが、レジユメの32ページ（本誌84ページ）にあるように、らせん階段状に共通理解が進んでいくというのはもっともなお話で、私も感銘を受けた言葉ですが、これに関連しまして、今日のベトナム民法改正のお話にもありましたが、やはり段階的に制度を変えていくということがありまして、95年民法から最近の民法改正に当たりまして、やはり相手国もAからBへと一遍に変わるのではなくて段階的に制度を変えていくと思うのですが、そのことへの配慮が、実際にあるのかどうかということについて、御質問したいと思います。というのは、今日のベトナム民法のお話におきましても、債権と物権の関係のところを変えれば、それに伴って社会的な変化や影響というものが生じると思いますが、それをどうやって一緒に理解していくのが、非常に難しいテーマではないかと思っておりますので、そのあたりについて御紹介いただけたらありがたいと思います。

【司会（三澤）】 まず一つ目の御質問に対して、杉浦先生のほうからお答え願えますでしょうか。

【杉浦】 先ほど申しましたように、法整備支援の一環として留学生を受け入れ始めたのが1999年です。それで3年、4年と英語による授業を進めてまいりましたが、日本法を教える場合に、英語で書かれた教材が極めて少ないという事情が一つございます。担当者の負担が大変であることはともかくとしても、まず教材、資料が少ないということがあります。

それから、そもそも法律学は概念の学問ですので、皆さん御承知のように、やはり英語に置き換えられない用語があるわけです。したがって、日本法を本格的に勉強する留学生は、

やはり日本語を勉強してもらわないと、一定以上の勉学のレベルから先には進めないということで、2002年6月に、学術交流協定を結んでいますアジア諸国の大学の学長、副学長を招待して、そうした問題提起をいたしました。そうしますと、招待された学長、副学長の先生方にもよく理解していただいて、やはり法は文化の一部であるから、日本語を勉強した上で、日本法を理解するという教育をしてほしいという意見がほとんどの先生から出ました。そこで私たちは、それ以降、かなり限られた学生が対象になりますが、そういうセンターの開設に向けて取組を進めてきたわけでありまして。ウズベキスタンについては、2年前から日本語の教育をしております、来年度から、3年生に対して日本法のベーシックを教授する予定でございます。

【司会（三澤）】 どうもありがとうございました。

第2点目について、松尾先生お願いいたします。

【松尾】 全く同感でありまして、完全ではないかもしれませんが、正にそのような配慮をしてきました。

例えば、先ほどベトナムについても問題になりました土地所有権の形態であります。ラオスにも土地法に所有権の形態がたくさんございますし、それをテキストでどのように解説するかについて最初に議論したときに、それは、所有権そのものの種類の問題なのか、所有主体の違いにすぎないのかを明らかにしてみてもどうかという議論になりました。それが所有権そのものの種類ということではなくて、所有主体の違いに特徴があるのであれば、むしろ団体論といいますか、組織論の側面から検討を加え、法人格があるのかないのか、法人格がない場合には、財産の帰属や債務について構成員が責任を負うのかどうか、登録名義はどうなるのか、そういう観点から分類してみると、もう少しすっきりするのではないのでしょうかといった提案をしたりもしました。

ワーキング・グループの中ではいろいろと議論が盛り上がり、多様な意見が飛び交ったのですが、しばらくしてから、この点は従来から普及している所有権の種類としての理解、説明方法を容易には変えられないという回答があり、ああ、それはそうかもしれないということになりました。やはり社会主義的な考え方にはいろいろな背景がありますし、それはできるかぎり理解し、追体験したいと思っています。およそ制度改革をするにしても、全くのゼロから出発することは不可能で、現在の足場から出発して地道な議論を積み重ね続けるしかありませんので、そういう考え方は常に維持する必要があると肝に銘じてやっている次第です。

それからまた、しばしば議論になりましたのは、先ほど御紹介しました第三者保護規定の問題です。ラオスには契約法と財産法の中に、いわゆる即時取得に関する規定がございます。それによりますと、善意の取得者に対して所有者が価額弁償をしたら取り戻せるという限りでの第三者保護ということのようです。即時取得制度の内容構成については比較法的に多様な例がありますし、例えば盗品・遺失物の例外を設ける場合でも、回復可能期間はどのくらいか、市場取引の場合はどうか、強制競売の場合はどうかなど、フランス、ドイツ、日本を含め、いろいろなバリエーションがあることを説明いたしました。そういう議論をした末に、

ラオス法でどう考えるかについては将来の課題ですが、静的安全か動的安全については理論的に唯一正しい答えや画一的結論があるのではなく、政策判断にも委ねられるといった議論をした記憶がございます。

適切な具体例かどうか分かりませんが、基本姿勢としては一貫してこのような形での意見交換をしながらやってきたという状況です。

【司会（三澤）】 ありがとうございます。

既に閉会の時刻を大変過ぎておりますので、このあたりで質疑応答のセッションを終了いたしたいと思います。

閉会あいさつ

相澤恵一

【司会（三澤）】 閉会に当たり、法務総合研究所国際協力部長、相澤恵一よりごあいさつを申し上げます。

【相澤】 本連絡会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、法務総合研究所と国際協力機構の共催により、恒例の法整備支援連絡会を開催いたしましたところ、このようにたくさんの皆様方に御来場いただき、盛会のうちに予定の事項をつつがなく終えることができました。これもひとえに御来場の皆様方の御支援と御協力のたまものでございまして、主催者を代表して厚く御礼申し上げます。



御講演いただきました方々のうち、ベトナム司法省のリエン次官には、この会のためにはるばる来日していただきまして、昨年成立した民法の起草をめぐるベトナムと我が国との協力について、大変興味深いお話を伺うことができました。

また、日本側からは、ベトナム民法改正共同研究会の森嶋先生と野村先生に御講演をちょうだいし、10年余りにわたる協力の成果に基づいて、我が国の視点からの分析や今後の課題に関する御指摘を頂き、大変ありがたく思っております。お話の中にもございましたとおり、森嶋先生はベトナム民法起草支援に最も早い時期から関与された法整備支援の先駆者でいらっしゃいます。長年の御経験に基づいて、大変有益な御講演を頂きまして、改めて厚く御礼申し上げます。

また、杉浦先生と松尾先生には、それぞれのお立場から法整備支援に携わっていらっしゃる御経験を踏まえ、幅広い視点から大変充実した御講演を頂きまして、厚く御礼申し上げます。

また、質疑応答や討論に積極的に御参加いただきまして、貴重な御意見を述べてくださいました他の参加者の皆様方にも、この場をお借りして心から御礼申し上げます。

冒頭の閉会あいさつの中で、法務総合研究所の中井所長から申しましたとおり、本連絡会は法整備支援にかかわる多くの機関、団体及び個人の皆様にお集まりいただきまして、情報

や意見を交換する場を設けることを通じて、お互い同士の理解と連携を更に促進するための一助になればとの考えから、平成11年度から毎年1回開催しているものでございます。こうした本会の趣旨に御賛同いただきまして、本日御参加いただきました皆様、また、本会開催の後援団体として御支援いただきました諸機関・団体の皆様方に、この場をお借りして深甚の謝意を申し述べたいと思います。

私どもといたしましては、来年度以降の連絡会の内容や構成、進め方等につきましては、関係の皆様方と御相談し、お知恵を頂きながら考えていきたいと思っておりますけれども、連絡会そのものにつきましては、今後も引き続き開催し、ますます充実させていきたいと願っておりますので、なお一層の御理解と御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、以上をもちまして閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

【司会（三澤）】 これをもちまして第7回法整備支援連絡会を終了いたします。

皆様、長時間にわたる御参加、誠にありがとうございました。

(閉 会)

第7回法整備支援連絡会資料

〔 平成18年3月17日（金）
大阪中之島合同庁舎2階 国際会議室 〕

ページ

1	講演レジュメ	
	ホアン・テェ・リエン ベトナム司法省次官	52
	森 崑 昭夫 財団法人地球環境戦略研究機関理事長 名古屋大学名誉教授	65
	野村 豊弘 学習院大学法学部教授	67
	杉浦 一孝 名古屋大学法政国際教育協力研究センター長	69
	松尾 弘 慶應義塾大学大学院法務研究科教授	77
2	法整備支援活動年表	85

ベトナム2005年民法典制定過程における ベトナムと日本の協力について

ベトナム社会主義共和国司法省次官
ホアン・テェ・リエン

1. はじめに

ベトナム司法省と日本の JICA との法整備支援事業第3フェーズにおいて、ベトナム司法省は、1995年に制定された民法の改正としての新民法典の制定に JICA の御支援を頂いた。本プロジェクト実施のために多くの活動が展開されたが、その中でも、ベトナムと日本のそれぞれに、法律の第一人者である諸先生方や専門家を含む作業部会が設立されたことは際立っていた。それぞれの作業部会は民法典の各草案に対して質の高い意見やコメントを提出し、これらの多くは、新民法典制定過程において検討の上、新民法典に反映された。

新民法典が、2005年6月14日、XI期第7会期ベトナム社会主義共和国国会で可決され、2006年1月1日から施行されたことは、この法整備支援プロジェクトの効果と円満な成功を物語るものである。

この成果を説明するため、日本側作業部会の御意見と2005年ベトナム民法典に反映された内容とを取りまとめ、比較しながら、基本的事項につき述べさせていただきたい。

2. 2005年ベトナム民法典に反映された日本側作業部会の御意見

(1) 基本概念

2005年民法典制定過程において、ベトナム側の編纂委員会と起草班は民法典全体を貫くべき基本概念について、日本側作業部会の次のような御意見を参考にし、活用してきた。

第一に、私法体系において、基本法である民法典の位置付けを明確にした。すなわち、民法典は、各主体の平等、自主、自己合意、自己責任の原則に基づいて社会関係を調整し、個人、法人及びその他の主体の法的地位と対応方法の法律基準を規定し、民事、婚姻と家庭、経営、商業、労働関係における財産、身分についての各主体の権利と義務を規定する。このような関係を民事関係という。

上述のように民法典の位置付けと適用範囲から出発し、民法典は婚姻と家庭、経営、商業、労働関係に適用され、特別法に別段の規定がない場合は、対応する民法典の規定を適用することになる。このような基本概念を明らかにしたことは、契約法を含む私法分野における法律の統一に貢献した。

第二に、民事関係への国家の行政的関与を最小限にとどめ、民事関係における各主体の自由に合意する権利及び自己決定権を尊重し、発揮させることとした。その結果、1995年民法典に規定されていた行政及びその手続に関する規定の多くが2005年民法典から削除された。後見手続、土地使用権の行使及び知的所有権の行使等に関する規定はその一例である。

第三に、グローバル化における長期的安定性を確保しつつ、国際化に対応しうる民法典の制定を目指した。それゆえ、今後、当該問題に関する国家の路線や政策に変更の可能性がある規定が法典から削除されるとともに、2005年民法典は、各国の法律を参考にしながらも、ベトナムの実情に合致するよう運用されることとなった。

(2) 基本諸原則

2005年民法典第1編第2章には基本諸原則が規定されており、同章では、1995年民法典に規定された原則の一部が継承され、新たに幾つかの原則が修正又は補充された。

個人、法人及びその他の主体の自由、自主、約束及び合意の自由の原則は民事関係の本質を示す基本原則であり、民法典の基本諸原則の中で最も重要な位置を占める。日本側作業部会の先生方の御意見に基づき、2005年民法典第4条は「民事債権・債務の確立における自由的約束・合意権利は、法律に保証される。ただし、当該約束・合意が法律禁則・社会道徳に違反しない場合に限る。」と規定した。この修正は極めて重要である。1995年民法典が、民事関係における各主体は、「法律の規定に合致する事柄を行うことができる」と規定していたことと比べ、2005年民法典における本規定は「法律によって禁止されない事柄を行うことができる」と規定し、各主体の民事関係における権利を拡大した。

(3) 民事関係における主体に関する諸問題

(3)-1 個人

個人の人格権については、臓器移植など、身体の一部を交換又は移植しなければ生命を維持できない者を多く抱えるベトナムの実情に照らし、2005年民法典は身体の一部を提供する権利、自己の死体を提供する権利、自己の死亡後に身体の一部を提供する権利を人格権の新たな一内容として補充した。但し、これは複雑かつ多様な問題を有する最先端の分野であることから、日本側作業部会の先生方の御意見を取り入れた結果、2005年民法典では原則を規定するにとどめ、身体の一部を使用する権利、死体を提供・使用する権利、死者の身体の一部を使用する権利、他人の身体の一部の提供を受ける権利については、特別法において具体的かつ詳細に規定することとした。

次に、個人の居住場所について、自由取引を保障するためには、個人の居住の自由をも保障する必要があるとの考えに基づき、2005年民法典第52条は「個人の居所とはその人が常に生活する場所である。」と規定し、1995年民法典にあった常駐の規定を削除した。本規定も日本側作業部会の先生方の御意見に基づいたものである。

(3)-2 世帯と組合

世帯又は組合の共有財産の占有、使用及び処分については、日本側作業部会の先生方から、多数決原則に基づいて決定されることを規定すべきであるとの御意見があった。そこで、ベトナム側はこの御意見の一部を取り入れ、2005年民法典第109条第2項において、世帯の共有財産のうち、価値の低い財産の処分は世帯の満15歳以上の構成員の同意を得ることを定め、第114条第3項において、組合の財産のうち生産原材料ではない財産は、構成員全員の同意に基づいて処分されなければならないことを規定した。

(4) 財産と所有権

財産と所有権の制定に関し、ベトナム側の編纂委員会及び起草班は、2005年民法典の制定過程において、日本側作業部会の先生方による以下の主要意見を参考にした

- ・ 所有形態をより明確化するために全民所有を国家所有に変更すること。
- ・ 所有主体に左右されず、第2編第XII章の所有権の内容に関する規定をすべての所有形態を通じて平等に適用すること。なお、国家所有に属する財産を優先的に保護するかどうかは政策に属する問題である。
- ・ 所有権移転のための登記とその公開。民法典と不動産登記法草案との関係につき、日本側作業部会の先生方からは、民法典は実体について規定し、不動産登記法草案は登記について規定するが、民法典において、登記すべき個々の場合と登記の時点を具体的に規定することも可能であるとの御意見を頂いた。世界的に見ると、二種類の普遍的な登記モデルがあり、その一つは所有権の移転要件としての登記であり、もう一つは第三者対抗要件としての登記である。いずれのモデルを選択するにしても、そのモデルに従って一貫性を保ち、関連する制度との整合性を持たせることが重要である。そこで、登記を定着させるため、2005年民法典においては、日本側作業部会の先生方の御意見に従い、登記の時点で所有権が移転することとした。登記制度の内容は、2005年民法典の167条、168条、173条等で規定されている。
- ・ 所有者と善意の第三者の保護は、取引的要素を考慮する必要がある。そこで、2005年民法典では、財産の有償譲渡において譲渡人が目的物の所有権を有していない場合でも、善意の譲受人は目的物の所有権を取得し、真の所有者は損害賠償を請求することができる」と規定した。

(5) 民事債務と民事契約

(5)-1 民事債務履行の担保措置

a. 民事債務履行の担保措置の種類

2005年民法典では、1995年民法典における質権及び抵当権に関する規定が根本的に修正され、財産の質と抵当とを区別することが明文で定められた。すなわち、質の場合、質権設定者が質権者に財産を引き渡すのに対し、抵当の場合、抵当権設定者は抵当財産を引き渡さず自ら占有を継続するものとされた。

保証に関しては、2005年民法典は、第三者の個々の財産による債務履行の担保を第三者の財産による質又は抵当に変更し、保証を人的担保と位置付けた。また、信頼による抵当を保証から分離させた。

また、違約罰について、2005年民法典は、違約罰を担保措置の一種として規定せず、民事債務履行の担保措置に関する第5節から削除した。

さらに、2005年民法典は、財産の留置を担保措置として規定せず、民事契約の履行に関する編に置き、その内容を整備した。

担保措置に関するこれらの規定は、基本的に、日本側作業部会の先生方の御意見を多く取り入れて修正された。その結果、1995年民法典において質と抵当とが明確に区別されていなかった状態を改めるとともに、各国の法律と大きな相違を生じないよう担保措置に関す

る諸規定が整備され、グローバル化や国際化の促進に寄与するものとなった。

b. 担保取引における当事者の権利と義務

日本側作業部会の先生方の御意見では、民事債務の担保措置に関する規定の修正及び補充に際しては、約束及び合意に関する当事者の自己責任の原則を重視することと相まって、各当事者の自主的かつ自由に約束し合意する権利をより強化し、同時に担保措置においては、担保設定者の通常の生産活動や経営活動を停滞させないとの観点を導入することが推奨されていた。そこで、債務履行に関する担保についての第3編第XVII章第5節の多くの規定は、この観点到合致するよう修正又は補充された。例えば、第319条では被担保債務の範囲を拡大し、当事者は現在の債務、将来の債務、条件付債務を含む債務の一部又は全部を被担保債務とすることができるとした。また、第320条では、現物のほか、将来に形成される物による担保を認め、第324条では単数の財産を複数の債務を担保するために用いる可能性を拡大させた。具体的には、当事者は、担保として用いられる財産の価値が、複数の被担保債務の総価値を上回る場合も下回る場合も、合意によって担保を設定する権利を有するとされた。

担保取引の公開性及び透明性を保障するために、2005年民法典は、担保取引に関する法律に基づいて担保取引を登記すべきことを規定した。

(5)-2 民事契約

民法典を民事の基本法として整備するための主要な修正又は補充の一つとして、民事契約に関する規定の改正が挙げられるが、これも日本側作業部会の先生方の御意見を参考にした。2005年民法典の契約に関する規定は、契約全般の基本法であり、平等、自主、自己合意、自己責任の諸原則に基づいて成立する契約関係を調整する。また、民法典の民事契約に関する規定の適用範囲が拡大され、これまでのように民事契約と経済契約とを区別せず、全ての契約に民法典が適用されることとなった。

民事契約に関する多くの規定は、日本側作業部会の先生方の優れた御意見により、修正又は補充されたと言える。全般的にみて、これら新規定は、契約の当事者、契約の様式、契約の内容、契約に違反した場合の責任に関し、当事者の自由契約の権利をさらに強化することに重きを置いている。

(5)-3 契約外の損害賠償責任

ベトナムは公平の原則を保障し、加害者の責任と被害者の保護を強化し、両者間の損害賠償を調整するため、日本側作業部会の先生方の御意見を参考にして契約外責任に関する規定を整備した。その中には、次のような規定がある。

- ・ 健康侵害による損害賠償算定における給養費の撤廃（第609条第1項）。
- ・ 無過失の環境汚染による損害賠償責任（第624条）。
- ・ 墓の侵犯による損害賠償の内容の具体化と精神的損害の排除（民法典第629条）。

(6) 相続

相続の分野においても、ベトナム側は日本側作業部会の先生方の意見を参考にし、以下の諸規定に反映させた。

- ・ いずれの者が先に死亡したか確定できない場合に同時点に死亡したと見なされる規定を補充する（第641条）。
- ・ 新相続人が出現する場合，又は相続権が取り消される相続者がいる場合，遺産分割時における価値に基づき精算額を計算する（第687条第2項）。

(7) 土地所有権の譲渡

この分野につき，以下の諸問題において日本側作業部会の先生方の御意見を取り入れた。

- ・ 土地所有権譲渡による土地の集中に対する統制を規定しない。
- ・ 民法典における保証は人的担保措置であるから，土地所有権による保証を規定しない。
- ・ 民法典には土地所有権者の行使条件に関する規定を置かず，その調整は土地法に委ねる。

(8) 知的所有権と技術移転

ベトナムは，知的所有権分野における一般的な民事関係のみを民法典において調整すべきであるという日本側作業部会の先生方の御意見を取り入れ，その他の個々の問題の調整は知的所有権に関する法律に委ねることとした。また，ベトナムが加盟する国際条約や国際通例に合致するよう各々の条項に対する具体的な御意見をも参考にした。

(9) 海外的要素をもつ民事関係

多くの国々における国際司法の理論と実務は，社会生活の様々な分野における多くの法律関係に，海外的要素をもつ民事関係が含まれていることを示唆している。一方，1995年民法典はそれらのうち一定のものを調整するにとどまり，まだ調整されていない多くの問題が残っていた。実際，ベトナムでは昨今のグローバル化において，海外的要素をもつ民事関係が多数発生したにもかかわらず，未調整であった。そこで，このような現実に対応するため，日本側作業部会の先生方の御意見を取り入れ，2005年民法典第7編において，海外的要素をもつ民事関係の調整を充実させた。具体的には，民事行為無能力者，民事行為能力の喪失者又は民事行為能力制限者の確定に関する規定（第763条），失踪者又は死亡者の確定に関する規定（第764条），相続に関する規定（第767条，第768条），海外的要素をもつ民事関係に対する提訴時効に関する規定（第777条）等を補充した。

なお，第7編の規定は，狭義の民事関係のみならず，海外的要素をもつ経営，商業，労働，婚姻及び家族関係にも適用される。

2005年民法典において海外的要素のある民事関係に関する規定は，ベトナムにおける民事関係の関係者のために円滑な法的環境を提供しつつ，ベトナムの国家主権を侵害させないというベトナム側の観点を明確に示したものである。

結論として，民法典の各草案についての日本側作業部会の御意見は，ベトナム側によって検討された上で参考にされ，ベトナムの実情や現実に合致するよう活用され，先進的な民法典の制定に寄与した。

3. 民法典の運用

民法典は，国民の生活のあらゆる分野における様々な活動に関する重要かつ基本的な法律であり，民法典を十分に運用し，指導することは，社会を安定させて経済の発展を促進し，

個人や組織の合法的権利と利益，国家の利益，そして公共の利益を保護することに寄与するものである。そこで，民法典を公布した直後，ベトナム社会主義共和国の国会及び首相は以下の二法令を公布した。

まず，2005年6月14日，ベトナム社会主義共和国 XI 期国会第7会期において，民法典施行に関する決議45/2005/QH11号が可決された。さらに，2005年9月13日，首相は，国会の民法典施行に関する決議の実施を行う指令29/2005/CT-TTgを発令し，同指令中には，省庁その他の政府機関及び関係機関に向け，以下の任務が明確に規定されている。

第一は，適合性を失った法令を修正，補充又は撤廃するため，現行法の規定を見直し，民法典を実施するための新たな法令を公布することである。

第二は，民法典を運用するための詳細かつ指導的な法令を制定することである。中でも，性の再確定の権利に関する政令（厚生省主管），民事債務履行の担保措置に関する政令（司法省主管），講に関する政令（司法省主管），海外的要素のある民事関係に関する政令（司法省主管）を優先的に制定する。

また，民法典を具体化するため，国会の2005年，2006年及びそれ以降の年次の法律及び国会令制定計画における案件準備を督促する。準備すべき法律案又は国会令案は，不動産登記法（司法省主管），住宅に関する法律と知的所有権に関する法律（2005年第8会期国会によって公布済み），技術移転法（科学技術省主管），担保取引登記に関する国会令及び公証法（司法省主管），身体の部分の提供，組織移植に関する国会令（厚生省主管）である。

第三は民法典の普及及び宣伝を行うことであり，第四は法典の研究及評論を行うことである。

現在，ベトナムの関係機関はこれらの作業を急激に展開しており，幾つかは既に完成し，作業中のものはできる限り早期に完成するよう努力されているのであり，これら任務を果たすため，引き続き日本側の御支援を頂きたきたい。

最後に，日本国民をはじめ，日本政府，日本の作業部会の先生方，JICAの皆様，民法典制定の全過程における御支援に対し，心より厚くお礼を申し上げたい。

ベトナム2005年民法典における主要論点

第1編 総則

第I章 民法典の任務と効力

民法典は各主体の平等，自主，自己合意，自己責任の原則に基づく社会関係を調整する基本法であることにつき，ベトナム側と日本の専門家との意見が統一された。すなわち，民法典は，個人，法人及びその他の主体の法的地位と対応方法についての法律基準を規定し，民事，婚姻と家庭，経営，商業，労働関係における財産，身分についての各主体の権利と義務を規定する（民法典第1条）。

第II章 基本諸原則

1. 自由かつ自主的に約束し，合意する原則

【日本側コメント】

法律の条文には，強行規定と任意規定とがある。したがって，当事者間の約束や合意は法律の規定に合致しなければならないという規定は削除すべきであり，当事者は任意規定に反する内容であっても合意できるようにすべきである。

【対応する条項等】

ベトナム側は，このコメントを第4条に反映させた。

第III章 個人

1. 行為能力を制限する宣告の要件

【日本側コメント】

ある者の民事行為能力を制限する宣告をするに当たっては，「家族の財産を散失させる」者であるとの要件を設けるとともに，「麻薬または他の刺激物に耽溺して」との要件も設けるべきである。

【対応する条項等】

ベトナム側は，このコメントを第23条1項に反映させた。

2. 身体の一部の提供権，死後の死体または身体の一部の提供権

【日本側コメント】

民法典で規定すべきでない。あえて規定するのであれば，総則にとどめ，具体的な問題は特別法において規定すべきである。

【対応する条項等】

ベトナム側は，このコメントを第33条，34条に反映した。

3. 個人の居住地

日本側コメントを反映させた結果，新民法典第52条は「個人の居所とはその人が常に

生活する場所である。」と規定し、1995年民法典の「居住地は個人が常に居住し、住民票を有する場所である」との規定を削除した。

第V章 世帯，組合

1. 世帯，組合の共有財産の占有，使用，処分

【日本側コメント】

世帯，組合の共有財産の占有，使用，処分は多数決原則によることを規定すべきである。

【対応する条項等】

ベトナム側は、このコメントの一部を取り入れ、第109条第2項に世帯の価値の高くない共有財産の処分は世帯の満15歳以上の構成員の多数の同意を得ることを規定し、第114条第3項に生産原材料ではない組合の財産に対する処分は、構成員全員の同意を得なければならないと規定した。

第VII章 代理

1. 無権代理人による民事取引の結果

【日本側コメント】

相手方が、本人またはその法定代理人に対し、一定の期間内に無権代理行為に同意するか否かについて返答を求められるようにし、また、本人の同意がある場合に限り取引が成立することを規定すべきである。

【対応する条項等】

ベトナム側は、このコメントを第145条に反映させた。

第2編 財産及び所有権

1. 善意の占有者と所有権登記を要しない動産の返還要求

日本側のコメントを取り入れ、有償契約によって財産を取得した善意の占有者に当該財産の所有権を認めた（第257条）。

2. 日本側のコメントを取り入れたその他の規定

第167条：財産所有権の登記

第168条：財産に対する所有権の移動の時点

第173条：財産に対する所有者でない者の諸権利

第261条：所有者以外の占有者の権利保護

第3編 債務と契約

第XVII章 総則

第5節 債務履行の担保

1. 質と抵当

【日本側コメント】

質は、質権設定者が質権者に財産を引き渡す場合であり、抵当は、抵当権設定者が抵当財産の占有を継続する場合であることを明らかにすべきである。

【対応する条項等】

ベトナム側は、このコメントを第326条、342条に反映させた。

2. 保証

【日本側コメント】

保証は人的担保であることを規定するとともに、第三者の個別財産による保証を第三者の財産による質または抵当として規定し、質または抵当の項に移行する。

【対応する条項等】

ベトナム側は、このコメントを第361条に反映させた。

3. 信用による抵当

ベトナム側は、日本側のコメントを取り入れ、信用による抵当の規定を保証の節から分離し、別節に入れた。

4. 違約罰

【日本側コメント】

違約罰は担保ではない。

【対応する条項等】

ベトナム側は、このコメントを取り入れ、民事義務履行の担保措置より違約罰を切り離れた。

5. 日本の法律に基づく質、抵当の効力の時点

【日本側コメント】

抵当は設定の合意のときから効力を有し、質は目的財産が引き渡されたときから効力を有する。

【対応する条項等】

ベトナム側は、このコメントを取り入れ、民法典の第328条、343条に反映させた。

6. 一つの財産による複数の債務の担保

【日本側コメント】

複数の債務履行を担保する財産の価値が、担保取引の成立時における被担保債務の総額を上回るものでなければならないとの規定を置くべきではない。

【対応する条項等】

ベトナム側は、このコメントの一部を取り入れ、民法典の第324条に反映させた。

第7節 民事契約

1. 契約の申込み

【日本側コメント】

契約締結の申込者は、相手方の返答を待つ期間内において、他の者にも契約締結を申し込むことができ、両契約を成立させることができるが、履行できるのは一方の契約のみで

ある場合、履行を受けられなかった相手方に生じた損害を賠償しなければならない。

【対応する条項等】

ベトナム側は、このコメントを390条第2項に反映させた。

2. 双務契約の履行

【日本側コメント】

双務契約において、先履行義務を負う当事者が、期限が到来してもその債務を履行しない場合、他方当事者は、その債務の履行期が到来してもそれを延期することができる。

【対応する条項等】

ベトナム側は、このコメントを第415条2項に反映させた。

3. 双務契約における財産留置

【日本側コメント】

留置権者は留置財産の所有権を譲渡したり、その他の処分をすることはできない。留置権者は単に目的財産を留置することのみができるのであり、留置財産を保管する義務を負う。なお、留置権の登記制度を規定する必要はない。

【対応する条項等】

ベトナム側は、このコメントを第416条に反映させた。

第XVIII章 一般的民事契約

1. 借りる側の債務

【日本側コメント】

無金利の金銭貸借であっても、借主が返済期限が到来しても返済しない場合は、借主は、弁済期以降の利息を支払わなければならない。

【対応する条項等】

ベトナム側は、このコメントを第474条4項に反映させた。

第XXI章 違法行為による損害の賠償責任

1. 健康侵害による被害

【日本側コメント】

健康侵害による損害に関し、給養費に関する規定は削除すべきである。

【対応する条項等】

ベトナム側は、このコメントを第609条に反映させた。

2. 環境汚染による健康被害の損害賠償

【日本側コメント】

環境を汚染した者に対し、無過失の損害賠償責任を規定すべきである。

【対応する条項等】

ベトナム側は、このコメントを第624条に反映させた。

3. 遺体、墓の侵犯による損害賠償

【日本側コメント】

損害賠償の対象について、具体的で詳細な規定が必要であり、精神的損害を賠償の対象とするか否かについても検討する必要がある。

【対応する条項等】

ベトナム側はこのコメントを取り入れ、第628条3項及び第629条において賠償の内容を明確に規定し、その中で、精神的損害賠償の要否についても明らかにした。

第4編 相続

第XXII章 総則

1. 遺産相続権を有する者が同時に死亡した場合の相続

【日本側コメント】

互いに財産の相続権を有する複数の者が、いずれが先に死亡したか確定できない場合に同時に死亡したとみなす規定を置くべきである。

【対応する条項等】

ベトナム側は、このコメントを第641条に反映させた。

第XXV章 遺産の精算と分割

1. 新相続人または相続権が取り消される相続者がいる場合の遺産分割

【日本側コメント】

相続権が取り消される相続者が、相続人との間で遺産と同等の金額にて清算する場合、遺産の価値はその清算時ではなく、当初の遺産分割時を基準に計算すべきである。

【対応する条項等】

ベトナム側は、このコメントを第687条第2項に反映させた。

第5編 土地使用権の譲渡の規定

1. 土地使用権の譲渡の制限

【日本側コメント】

民法典において、土地使用権譲渡による土地の集中を統制する規制を規定しない方がよい。

【対応する条項等】

ベトナム側は、このコメントを取り入れた。

2. 土地使用権による保証

ベトナム側は、民法典における保証は人的担保であるとの日本側のコメントを取り入れ、土地使用権による保証の規定を削除した。

3. 土地使用権の譲渡及び貸与の条件

これも日本側のコメントを取り入れ、ベトナム側は民法典から土地使用権の貸与及び譲渡条件に関する規定を削除した。

第6編 知的財産権及び技術移転

1. 技術移転契約の期限

【日本側コメント】

技術移転契約の期限に関する1995年民法典第810条を削除すべきである。

【対応する条項】

ベトナム側は、このコメントを取り入れ、2005年民法典には技術移転契約の期間を規定しないことにした。

2. 技術移転の対象

【日本側コメント】

技術移転の対象には様々なものが考えられるので、民法典において列挙すべきでなく、他の法律において規定すべきである。

【対応する条項】

ベトナム側は、このコメントを取り入れ、民法典の第755条に「その他、技術移転に関する法律が規定する諸対象」と付け加えた。

3. 技術移転契約の内容

【日本側コメント】

技術移転契約の内容に関する規定を削除すべきである。

【対応する条項】

ベトナム側は、このコメントを取り入れ、民法典に技術移転契約の内容を規定しないことにした。

第7編 海外的要素をもつ民事関係

1. 外国人の民法上の能力及び民事行為能力

【日本側コメント】

ベトナム在住外国人の民法上の能力及び民事行為能力はベトナム国民と同様とすべきである。

【対応する条項】

ベトナム側は、このコメントを第761条2項、第762条2項に反映させた。

2. 民事行為無能力者、民事行為能力の喪失者または民事行為能力制限者の確定

【日本側コメント】

「民事行為無能力者、民事行為能力の喪失者または民事行為能力制限者の確定は、その者が国籍を有する国の法律に基づいて確定される」との規定は、ベトナムの裁判所に多くの難題を与えることとなる。

【対応する条項】

ベトナム側は、このコメントを取り入れ、第763条2項に「外国人がベトナムに居住する場合、その者に対する民事行為能力の有無、民事行為能力の喪失または民事行為能力の制限の確定は、ベトナム社会主義共和国の法律を遵守しなければならない。」との規定

を置いた。

3. 行方不明者及び死亡者の確定

【日本側コメント】

「行方不明者及び死亡者を確定するには、その者が国籍を有する国の法律を適用するものとする」と規定した場合、ベトナムの裁判所に多くの難題を与えることとなる。

【対応する条項】

ベトナム側は、このコメントを取り入れ、民法典の第764条2項に反映させた。

4. 外国法人の民法上の能力

【日本側コメント】

「外国法人の民法上の能力は、その法人の設立された国の法律に基づいて定められる」と規定した場合、法人の民法上の能力を確定する際、その法人の関係者及びベトナムの裁判所に難題を与えることになる。

【対応する条項】

ベトナム側は、このコメントを取り入れ、第765条2項に反映させた。

5. 隔地者間の民事契約締結

【日本側コメント】

隔地者間で民事契約が締結され場合、契約締結の場所の確定は、個人である契約の申込者の居住地または法人である申込者の本店所在地がある国の法律を遵守しなければならない。

【対応する条項等】

ベトナム側は、このコメントを第771条に反映させた。

6. 外国要素のある技術移転

【日本側コメント】

技術移転を奨励するためには、外国の法律を適用する余地を認めることも規定すべきである。

【対応する条項】

ベトナム側は、このコメントを取り入れ、第776条において、当事者が法律を選定することを合意した場合に外国の法律の適用を選定できる方向で反映させた。

基調講演「ベトナム民法典の改正と日本の法整備支援」

財団法人地球環境戦略研究機関理事長
名古屋大学名誉教授
森 嵩 昭夫

1 1995年民法典の制定

- ・ 1986年ドイモイ（刷新）以後の法制度の整備
- ・ 1992年以降の民法典の起草作業における課題
 - 民法の性格—経済法との違い
 - 民法典の規制対象—知的財産権，国際私法，運送契約，保険契約などを含むか
- ・ 社会主義国における民法
 - 特殊な所有形態の承認—国家所有，政治組織所有など
 - 動的取引安全の軽視—表見代理制度や善意譲受人保護制度の不存在など
- ・ 行為規範としての民法
- ・ 民法施行のための不動産登記法等の付属法令の不備

2 JICAによるベトナム法整備支援

- ・ 第1期（1996～1999）・第2期（1999～2002）・第3期（2002～）
- ・ 主として，民商事法等の市場経済関連法の整備を目的として，①長期専門家を派遣して，ベトナム側の要請に応じて立法に関する助言や日本法に関する講義を行う，②短期専門家を派遣して，個別の法律に関する現地セミナーを実施する，③ベトナムの法律専門家を日本に招いて日本において研修を行う，④コンピューター等の機材を供与する，という支援事業を行った。
- ・ 第1期においては，土地所有権や建物所有権の取引実態に関する実態調査を行い，民法付属法令についてのセミナーを実施するなど，民法関連の法整備支援に重点が置かれた。
- ・ 第2期以降，民法改正作業が開始されると，日本側では，民法学者によるベトナム民法改正共同研究会が作られ，また本邦研修もベトナム側民法起草グループを招待して，集中的に民法に関する研修を行うという方針をとった。

3 2005年ベトナム民法典の改正

- ・ 2000年国会による民法改正決定—外資の導入，WTO加盟への動き
- ・ 大規模改正ではなく，他の法令等との調整的改正
- ・ 95年民法においては，土地所有権に関する規定は必ずしも整備されていなかったが，今回かなり整備された。95年民法では，各地の人民委員会に裁量的に土地所有権設定権が認められた結果，地方によって所有権設定実務にばらつきがあった。2003年土地法が制定され，改正民法はそれを前提した規定を置いた。すべての土地所有権が国家に属する

ベトナムでは、明確な土地使用权の保障は経済活動にとって不可欠である。

- ・他方で、善意の第三者保護制度（取引の動的安全保障）は、今回の改正でも実現されなかった。
- ・総じて言えば、市場経済化のなかで、社会主義国家としての土地所有権概念と計画経済的な契約の観念は改正民法においてもなお残されていると言ってよいであろう。

ベトナム民法典の主要な改正点

学習院大学法学部教授

野村 豊弘

1 はじめに

(1) ベトナム司法省とのワークショップ

西欧法における法の階層性

一般法と特別法

法の適用における裁判所の役割

法律の解釈権限

(2) ベトナム司法省と国会

司法省の理解と国会における説明

「民事」概念の維持

「世帯」概念の維持

2 ベトナム民法の主要な改正点

(1) 民法典全体について

(i) 民事法の分野における基本法としての位置づけ

総則第1章「民法典の任務と効力」(1条～3条)

総則第2章「基本諸原則」(4条～13条)

(ii) 知的財産権・技術移転関連規定(第6編)の整備

民法からの削除と特別法の制定

ベルヌ条約・越米二国間貿易協定の反映

(iii) 海外的要素をもつ民事関係(第7編)の整備

準拠法

(2) 債務法総則について

(i) 「民事債務」概念の明確化

旧285条 債務の定義

新280条 債務の定義

与える債務, 為す債務・為さざる債務の区別

(obligation de donner, obligation de faire ou de ne pas faire)

(ii) 債務不履行責任と不法行為責任の明確化

過失の推定(旧309条3項)

新308条(推定規定の削除)

(3) 相続法について

(i) 同時死亡の場合の相続

新641条の新設

(ii) 遺産分割の制限

旧689条

新686条

(iii) 遺産分割後における相続人の出現

新687条

(iv) 相続に関する訴権の時効

新645条(2項を新設)

3 おわりに

(1) 改正民法典について

残された課題

ベトナム司法省の理解

国会の意思

(i) 債務法総則について

(ii) 相続法について

法定相続と遺言相続の関係

相続人の意義 新635条

相続人と受遺者の区別

新671条

熟慮(相続放棄)期間

新642条

夫婦共同遺言

新663条, 664条, 668条

(2) 民法典と英米法系の法律との関係

担保取引令と民法典

(3) 民法典に関する共同研究の可能性

名古屋大学の法整備支援活動の概要

名古屋大学法政国際教育協力研究センター長
杉浦 一孝

I. 前史

1. アジア太平洋地域法政研究教育事業基金（A P 基金）の設立（1991年4月）

名古屋大学法学部は、学部創立40周年を契機に、各界からの浄財をもとに学部としてアジア諸国の法・政治についての研究教育を開始（←日本の欧米偏重・アジア軽視の法律学・政治学に対する反省）。

①アジア諸国の法・政治についての共同研究の推進

国際シンポジウム・ワークショップの開催（例；1992年7月の国際シンポジウム「環境と開発—その法的・政治的諸相」等）

研究者の招聘・派遣

アジア諸国の大学・研究機関との学術交流協定の締結（2005年11月8日現在、1994年の中国政法大学をはじめとする19大学・研究機関）

↓

人的ネットワークの形成

②アジア諸国からの留学生の受入体制の整備

留学生に対する研究教育費の助成

オリエンテーション・プログラム講義の実施

チューター制度の強化等

* 日本人の大学院生に対するアジア諸国の法・政治についての研究教育助成および学部生に対する一般的な教育助成

2. アジア法整備支援への取組みの準備

アジア諸国、とくに市場経済化の途上にあるインドシナ三国（ベトナム、カンボジアおよびラオス）から、名古屋大学に西欧法の継受国である日本の経験の教授を含めて法整備支援の要請あり。名古屋大学法学部は、機関として法整備支援を行うことを決定（1998年度）。

①日本 ODA（政府開発援助）による法整備支援の実施

国際協力事業団（JICA）のベトナムに対する法整備支援の開始と法学部スタッフの参加（1996年）

法学部の研究教育プロジェクト「アジア法整備支援」の準備とインドシナ三国（ベトナム、カンボジアおよびラオス）の法整備の現状の調査（1997年10月および1998年1月）

②国際シンポジウム「アジアにおける社会変動と法整備」の開催（1998年9月）

インドシナ三国（ベトナム、ラオスおよびカンボジア）とモンゴルの法律学者・法律実務家の招聘，法整備支援の要請内容の聞き取りおよび合意事項

↓

法学部スタッフの派遣と現地研修

JICA プロジェクト・国別特設研修（ラオス）の開始（1999年2月）

＊ 法務省法務総合研究所との共同研修

法整備支援の一環（人材（法律家）養成への協力）としての留学生の受入の開始（1999年度）

＊ 添付資料「法学部・法学研究科 国籍別在籍留学生数の推移」を参照。

II. 名古屋大学法政国際教育協力研究センターの設置

1. アジア法整備支援およびその研究活動の体制の確立

名古屋大学大学院法学研究科は、法学部創立50周年を契機に、各界からの浄財をもとにセンターを設置してアジア法整備支援およびその研究活動を展開するための体制を確立。

①アジア法政情報交流センター（Center for Asian Legal Exchange）の設置（2000年4月）

アジア諸国の法・政治についての研究の推進，アジア諸国の法・政治に関する情報の収集・発信，アジア法整備支援のコーディネートの拠点として大学院法学研究科内にアジア法政情報交流センターを設置。

↓

個別の法整備支援事業の実施

②国際シンポジウム「『アジア法整備支援』と国際協力」の開催（2000年9月）

法整備支援を実施している国際（金融）機関（国連開発計画，世界銀行，アジア開発銀行，欧州復興開発銀行），外国の政府関係機関（ドイツ技術協力事業団，フランス司法

省，スウェーデン国際開発協力庁，米国国際開発庁)，日本法務省法務総合研究所，JICA および大学・研究機関の代表の招聘と法整備支援のあり方についての討議

↓

法整備支援に関する情報交換等のためのネットワークの構築

③名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）の設置（2002年4月）

アジア法政情報交流センターが名古屋大学の共同研究教育施設として法政国際教育協力研究センターに再編され，法政領域における国際（教育）協力のナショナル・センターとしての役割を果たすことも求められている。

CALE の組織，任務および活動については，CALE パンフレットを参照。

2005年度の活動の一部

(1)人材（法律家）養成への協力

2005年10月1日現在，大学院法学研究科・法学部の留学生の総数は121名，そのうち法整備支援事業の一環として受け入れている留学生数は62名。

(2)JICA プロジェクト・国別特設研修等の実施

ラオスの裁判官，検察官および行政官を対象とした研修を実施し，本年度は商法教科書の作成を支援。

イランの司法官の研修を実施（5年間の予定で昨年度から開始）。

アドホックな研修の実施（モンゴルの司法関係者）

(3)世界銀行の委託調査の実施

世界の司法制度の統計資料を収集・分析（日本を含む18カ国。URL，<http://cale.nomolog.nagoya-u.ac.jp/en/activities/projects/worldbank> を参照）。

(4)日本の法令の英語翻訳ソフトの開発

名古屋大学の大学院情報科学研究科等と共同で開発中。

2. 法整備支援に関する研究活動の展開

名古屋大学法政国際教育協力研究センターは，アジア法整備支援事業を行うとともに，その事業を学問的に支えるため，法整備支援という新しい法的現象を対象とする研究活動を展開。

①科学研究費特定領域研究「アジア法整備支援一体制移行国に対する法整備支援のパラダイム構築－」の開始（2001年9月 - 2006年3月）

他の大学の法律学者，法律実務家等の協力を得ながら，名古屋大学の法律学者・政治学者を中心に上記の研究プロジェクトへの取組みを開始。

* 従来の法整備支援（例；米国の「法と開発」運動）の理論的・実践的総括，支援対象国の慣習など法規範以外の社会規範，その規範意識，これらにもとづいて形成

された伝統的秩序，そしてその生成の歴史・文化的背景の検討を含む支援対象国の法の研究をとおして，法整備支援の「理念」「目標」「手法」および「評価」を明らかにすることが課題。

この研究プロジェクトの一環として，2002年2月の国際シンポジウム「21世紀中央アジアにおける体制転換と法—法整備の現状と課題—」，同年6月のサテライト・フォーラム「体制移行にともなう法整備と法学教育—法政国際教育協力の課題—」（このフォーラムで，日本語による日本法の教育とそのためのサテライト・オフィス（ウズベキスタン，ベトナムおよびモンゴルの学术交流協定締結大学内）の設置を提起）など，多くのシンポジウム等を開催。

②先端研究拠点事業「21世紀の『開発支援と法』研究」の開始（2004年4月 - 2006年3月）

米国のウィスコンシン大学，コーネル大学およびスウェーデンのルンド大学と国際的な研究協力体制を築き，途上国の法制改革のための情報等を共有し，「法整備支援学」を構築することが目的（将来は，研究協力体制を拡大）。

この研究プロジェクトの一環として，2004年10月に国際シンポジウム「開発における法の役割—法と開発；その理論と展望」を開催。

③アジア研究教育拠点事業「アジア法整備支援のための実務・研究融合型比較法研究拠点」の開始（2005年9月 - 2010年3月）

マッチングファンドにもとづいて，ベトナム，中国およびモンゴルの主要な法学研究教育機関との研究交流をとおして，これら三国における法整備および高度な能力を有する研究・実務人材の育成を実現するための研究教育拠点を形成することが目的。

④科研費補助金等の交付を受けたその他の研究活動

日本学術振興会・ハンガリーとの共同研究「グローバル化の中の法典化」（2005年4月 - 2007年3月）

基盤研究(A)「モンゴル国の土地法制に関する法社会学的研究」（2005年4月 - 2009年3月）

基盤研究(B)「中央アジア諸国における立憲主義の『移植』とその現実態に関する研究」（2005年4月 - 2008年3月）

その他の外部資金にもとづく研究活動

3. アジア法整備支援およびその研究活動の実例1—ウズベキスタン

①ウズベキスタンに対する国際協力の開始（2000年1月）

ウズベキスタンの法整備に関する調査団の派遣

2000年8月、名古屋大学大学院法学研究科は、サマルカンド国立大学法学部、タシケント国立法科大学および世界経済外交大学と学術交流協定を締結。

- * 翌2001年度から、法整備支援事業の一環として、ウズベキスタンからの留学生の法学研究科博士課程前期課程への受け入れを開始。2005年10月1日現在、ウズベキスタンからの留学生の在籍者数16名。

②学術交流＝研究活動をとおしての法整備支援と日本法教育研究センターの開設

(1)2002年2月、中央アジア三国（ウズベキスタン、カザフスタンおよびキルギス共和国）の法律家の招聘（各国5ないし6名）と国際シンポ「21世紀中央アジアにおける体制転換と法一法整備の現状と課題」の開催

- * 科学研究費特定領域研究「アジア法整備支援」の最初の国際シンポジウムであり、ソ連解体後の上記3カ国（研究の空白地帯）の法整備の現状と課題について認識を共有することが課題。

(2)2002年9月、国際シンポジウム「法整備と伝統法」（タシケント）の開催

- * 法整備を行うためには、その国の慣習（法）等の「伝統法」（法規範以外の社会規範とその規範意識をも含むものとして理解）を考慮に入れなければ、実効性のある法制度を構築することはできないという認識のもとに開催。このような課題認識は、私たちの法整備支援事業に一貫して存在。

(3)2003年9月、国際シンポジウム「伝統法とマハラ」（タシケント）の開催

- * 「伝統法」が実際に機能している場であり、自治機能的側面と行政機能的側面を有するマハラ（地域共同体）をどのように理論的に把握すべきかを課題として開催。当該シンポジウムの開催に向けてマハラ研究会を組織し、その後、この研究会でウズベキスタンの法制改革について検討を開始。現在は、その研究の成果のとりまとめの段階。

(4)2003年12月、セミナー「日本とウズベキスタンにおける司法改革」（名古屋）を開催

(5)2004年9月、国際シンポジウム「ウズベキスタンにおける司法改革」（タシケント）の開催

(6)2005年9月、国際シンポジウム「公法関係領域における法の支配とパラリーガル・プロフェッションズ」の開催

(7)2005年9月、名古屋大学日本法教育研究センターの開設（タシケント国立法科大学内）

- * 日本語による日本法教育の実施、共同研究の推進、日本法の情報センターとして帰国留学生への新しい法情報の提供等

③日本 ODA（政府開発援助）による法整備支援

(1)2001年9月、JICA の要請により、名古屋大学大学院法学研究科と法務省法務総

合研究所から今後の法整備支援の可能性を調査するため調査団を派遣。翌2002年より、5年間のプロジェクトで法務省法務総合研究所においてウズベキスタンの裁判官、検察官、司法省の職員等の研修が実施される。

* 2000年9月、2001年12月、名古屋大学大学院法学研究科は、別の機関から委託を受けて調査団を派遣し、報告書を提出。

(2)2003年9月より、名古屋大学法政国際教育協力研究センターがコーディネーターとして、JICAの短期専門家・長期専門家を派遣。

* ウズベキスタン民法典の改正についての調査研究を開始。日本の民法典および商法典をロシア語に翻訳し、ウズベキスタン民法典を日本語に翻訳する作業に着手（後者の作業は、2004年3月に終了し、邦訳を刊行）。

(3)2005年10月1日より、JICAのウズベキスタンに対する法整備支援プロジェクトが開始され、名古屋大学法政国際教育協力研究センターがコーディネーターとして法整備支援を実施。

* ウズベキスタンの中小企業の振興・個人事業者の法的保護を目標に、担保法制の改革、行政手続法の制定（行政機関による許認可権の恣意的な行使の排除等）、法令データベースの改善等を内容とするプロジェクト

4. アジア法整備支援およびその研究活動の実例2—モンゴル

①モンゴルに対する国際協力の開始（2000年4月）

名古屋大学大学院法学研究科は、2000年4月にモンゴル国立大学法学部と学術交流協定を締結し、学生・教員の交換を開始。

* 2005年10月1日現在、モンゴルからの留学生の在籍者数11名。

②学術交流＝研究活動をとおしての法整備支援

(1)2004年1月、科学研究費特定領域研究「アジア法整備支援」の一環としてモンゴル法研究会を設立し、モンゴルにとって緊急の課題である土地法制の改革を上げて研究を開始。

* テーマの特殊性を考慮して、法律学者だけでなく、文化人類学者、自然科学者にも研究会への参加を要請。

(2)2004年9月、国際シンポジウム「モンゴル国における土地法制の諸問題」（モンゴル）の開催。

(3)2005年9月、国際シンポジウム「モンゴル国における土地私有化の現状」（名古屋）の開催

* このシンポジウムを契機に、2005年度に採択された科学研究費・基盤研究(A)「モンゴル国の土地法制に関する法社会学的研究」（研究期間4年）にもとづいて、モンゴル国における初めての本格的な法社会学的調査による法改革支援をモンゴ

ル国立大学，モンゴル国立法律センター，モンゴル土地管理局との共同研究として開始。

(4) 2005年8月，名古屋大学日本法教育研究センター準備室の設置（モンゴル国立大学法学部内）

* 本年9月の開設にむけて日本語教育を開始。

なお，ベトナムのハノイ法科大学にも名古屋大学日本法教育研究センターを開設するため取組みを開始。

私たちは，このようなアジア法整備支援事業をとおして，日本の法律学・政治学を輸入型から情報発信型へと転換することを目標としている。

以上

法学部・法学研究科 国籍別在籍留学生数の推移

(網掛け部分はアジア法整備支援分野の留学生)

	1997.5	1998.5	1998.5	1999.1	2000.5	2000.1	2001.5	2001.1	2002.5	2002.1	2003.5	2003.1	2004.5	2004.1	2005.5	2005.10.1
中国	22	22	23	27	30	33	33	34	31	32	24	22	23	22	18	18
韓国	8	6	4	4	6	7	8	9	8	8	8	10	11	13	14	15
ウズベキスタン						2	2	6	7	11	10	12	13	15	13	16
カンボジア			1	4	3	8	8	10	9	11	8	12	13	15	12	16
ベトナム	2	2	3	8	9	14	14	18	16	17	12	15	11	13	10	13
モンゴル				1	1	2	2	2	2	4	4	8	7	10	8	11
ラオス				2	2	5	5	7	6	7	5	6	4	5	5	6
アメリカ	2	1	3	3	3	2	1	1	1	1	1			2	4	0
台湾	2	3	4	4	5	4	4	4	4	3	4	5	4	3	3	4
タイ					1	1	2	2	3	3	3	3	2	3	3	4
インドネシア								1	1	1	2	2	2	3	2	1
フィリピン	1	1	1	1	1	1	1	1		2			2	2	2	2
イギリス														1	2	3
ハンガリー													1	1	2	2
オーストラリア					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ギリシャ										1	1	1	1	1	1	1
ミャンマー	1													1	1	1
ブラジル														1	1	1
マダガスカル														1	1	1
ブルガリア														1	1	1
ラトビア														1	1	1
エジプト														1	1	1
イタリア														1	1	0
フランス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
ロシア				1	1	1	1	1								
マレーシア	1	1	1	1	1	1	1	1								
カナダ	1	1	2	2	1	1	1	1								
ドイツ																
スウェーデン																2
計	37	35	39	54	62	80	80	96	89	100	83	97	95	115	107	121

2005.10.1	留学生数順
18	中国
16	カンボジア
16	ウズベキスタン
15	韓国
13	ベトナム
11	モンゴル
6	ラオス
4	タイ
4	台湾
3	イギリス
2	スウェーデン
2	ハンガリー
2	フィリピン
1	インドネシア
1	エジプト
1	オーストラリア
1	ギリシャ
1	ブラジル
1	ブルガリア
1	マダガスカル
1	ミャンマー
1	ラトビア
0	アメリカ
0	イタリア
	カナダ
	ドイツ
	フランス
	マレーシア
	ロシア
121	計

24カ国

法整備支援における民法整備支援の意義と課題 ——民法教育支援における経験を踏まえて——

慶應義塾大学大学院法務研究科教授
松尾 弘

1. プロセスとしての民法整備支援

本報告では、法整備支援活動において民法整備支援が持つ意義と課題につき、ラオス、ウズベキスタンなどへの民法教育支援に携わった経験も交え¹、若干の感想をまとめてみたい。このテーマに関しては、管見を簡潔に述べる機会があったが²、本報告は、その趣旨を要約する一方、そこで言及できなかった問題点や考え方を補充することにしたい。

民法整備支援の方法は、(i) 民法典を起草する形態の支援から、(ii) 民法典及び関連法令の制定・改正に対する助言的支援、(iii) そのための諸々の調査・情報収集・その他の準備活動に対する支援など、非常に多様である。本報告では、これらの支援方法を包括的に「民法整備支援」と表現する。このうち、立法という成果に通じる(i)・(ii)の形態であっても、①民法典を含む法律の制定は市場経済・市民社会の基盤ルール整備の第一歩にすぎず、②「裁判所、弁護士、公証人、不動産登記、身分登録といった民法を支える制度」とともに、③「実は一番重要なのは、…法律を適正に運用できる人材の養成」であり、「人的能力養成支援が法整備支援の中でこれからますます重要になるであろう」と指摘されている³。ここでは、人を養成してから立法することも、立法してから人を養成することも、非現実的・非効率的であるから、むしろ、「制度づくりをしながら人材を養成する」という、よりプロセス志向的な民法整備支援の方向性が示唆されているように思われる⁴。

そこで、本報告では、こうしたプロセス志向的な民法整備支援を発展させる上で直面するであろう問題点を、若干の経験も織り交ぜて提示し、議論の題材に供したい。

2. 民法整備支援の基本問題

(1) 《ルールをつくるためのルール》づくり

¹ ラオスへの法整備支援（現地セミナー、本邦研修、コメント作成等）では、野澤正充教授（立教大学）、古積健三郎教授（中央大学）と協力して作業を進めた。

² 松尾弘「法整備支援における民法典整備の意義と課題」慶應法学4号（2006）31-62頁。

³ 松本恒雄「インドシナ諸国における民法典の整備と開発」一橋法学1巻2号（2002）403-404頁。なお、森島昭夫「法整備支援の理念とその課題」法律のひろば54巻10号（2001）12-17頁も参照。

⁴ 松尾・前掲（注2）41頁前段の①～④参照。もっとも、そうしたより基礎的・前提的段階からの支援は、支援内容の多様性からくる目標の曖昧さ、事前評価・事後評価に関する客観的指標の欠如、息の長いプログラムを策定し、計画的・継続的に推進できる人材の確保・組織体制の確立の難しさなど、多くの課題を抱えている。

以下では、民法整備支援において直面する主要な課題を⁵、次の4類型に集約して検討したい。すなわち、①《ルールをつくるためのルール》づくりの重要性、②民法典（整備）の意義に関する認識の共有、③民法典の基本構成、④民法（典）の内容上の問題である。

第一は、民法（典）という法律を整備するための手順、ルールの決定的な重要性に関する問題である。これは、最終段階としての立法機関における形式的な手続のみならず、最初期の準備・調査活動、草案の起草・審議、法案の決定に関する手続及び組織についてのルールまでを含む、《ルールをつくるためのルール》である。こうしたメタ・ルールをあらかじめ明確かつ詳細に定め、絶えず見直し、関係当事者間で共通認識を得ておくことは、非常に重要であるにもかかわらず、今なお困難な問題であるように思われる。その結果、プロジェクトの途中で非効率なやり直しや混乱が生じ、又、終局段階で意表をつかれるような展開も予想される。

この点で、明治期の法典編纂作業における経験から引き出せることは少なくないようにも思われる。例えば、(i) 旧民法典の起草準備の手続に関する「民法編纂局章程」（明治13〔1880〕年5月28日。元老院・法制部・民法編纂局総裁・大木喬任による）、(ii) 現行民法典の起草準備の手続に関する「法典調査会規則」（明治26〔1893〕年勅令11号）、②同規則5条に基づく「法典調査規定」（1条～33条。明治26年4月27日。内閣総理大臣の職権による決定）、③「法典調査ノ方針」（1条～13条）などにおいて定められたルールは、草案の起草・審議・整理・記録などに関する役割分担を含む、相当詳細なルールである⁶。こうした経験を分析し、整理した上で紹介すること自体、将来民法（典）の制定・改正を担い得る人材の育成支援の一環として、プロセスとしての民法整備支援の内容に入れられてもよいかもしれない。

⁵ 例えば、(1)国家法体系における民法典整備の意義をめぐる認識ギャップ、(2)基本用語・基本概念の統一の困難、(3)個別立法積上主義と包括的法典編纂主義、(4)英米法的要素と大陸法的要素との調整、(5)民法典・商法典の分離主義と統合主義、(6)消費者保護法の位置づけ、(7)知的財産法の取扱い、(8)インスティトゥティオネス体系とパンデクテン体系、(9)物権と債権との関係、(10)法律行為概念、その他の一般的・抽象的概念の採否、(11)第三者保護規定の位置づけなどが問題になる（松尾・前掲〔注2〕41-59頁）。ほかに、社会主義・計画経済の理念に基づく経済契約法と民法上の契約法との「二つの契約法」問題、仏教寺院・少数民族などの慣習上の権利、コンセッションによる権利など、慣習法や法政策に基づく新たな形態の物権の要請、土地法上の占有権と民法上の占有権との不整合、民事的サンクションと刑事的・行政的サンクションとの未分離、裁判規範と行為規範とのアンバランスなどの問題点も指摘されている（松本・前掲〔注3〕393-395頁、399-403頁、同「民法からのコメント——日独以外の視点及び法整備支援から見た日本にとってのドイツ民法学——」民商法雑誌132巻6号〔2005〕715-716頁）。

⁶ 例えば、(ii) ③について、伊藤博文（総理大臣）は、すでに主査委員が2回の会合をもって議定したものの、「頗ル重大ノ問題ナルヲ以テ尚ホ總會ニ於テ意見ヲ有セラルル諸君ハ十分ニ之ヲ吐露セラレタシ而シテ其ノ決議ヲ以テ法典調査ノ基礎ト為シ此基礎ニ依テ調査ノ事業ヲ進行セント欲ス」とし、2回の法典調査委員総会で審議、決定している（明治26年4月28日、5月2日）（法典調査会「民法総会議事速記録」法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書12』〔商事法務研究会、1988〕所収27-28頁）。

(2) 民法典整備の意義

第二に、メタ・ルール問題の延長でもあるが、当該社会において民法典を整備することの意義について、当事者間で共通理解に至らないまでも、議論を深めることが重要であると思われる。もっとも、法整備支援プロジェクトにおいて、民法典制定の意義を改めて論じる契機は少ない。その理由として、①市場経済化を目標とする支援では、外国投資や企業活動を促進するための単行法——外国投資法、企業法、土地法、担保法、破産法、競争法など——の整備にプライオリティーが置かれ、その一環として民法関連規定が整備されることが少なくない。又、②プロジェクト評価の厳格化に伴い、限られたプロジェクト期間内に目に見える客観的成果を上げるため、よりコンパクトな個別法の整備へとプロジェクトが細分化され得る、③又、複数のドナー間調整によるプロジェクトの分担化傾向の中で、結果的に個別立法が先行しがちな事情も考えられる。

確かに、民法関連の個別立法を積み上げる方式にもそれなりのメリット⁷——例えば、①経済・社会状況の変化への臨機応変な対応、②立法の成果を検証するための一種の実験的な試行錯誤の機会の獲得など——も考えられる。しかし、個別立法が長期間併存することによるデメリット⁸——例えば、①いったん個別法が施行されると裁判や行政で適用・運用され、市民にも普及し始めるので、後にそれを改廃しようとしても改めてゼロから出発することはできないこと、②複数の個別立法間における用語・概念の不統一、規定の重複・矛盾、優先関係の不明確さ、③特別規定に対する一般原則の不存在、④全体としての体系性の欠如など——も生じてくる。又、個別立法の制定・改正と並行して包括的な民法典編纂の準備を進めることは必ずしも矛盾しない。

このような状況下では、包括的な民法典編纂の意義を改めて問うことが有意義であると思われる。この点で注目すべきは、「社会の憲法^{コンステイテューション}／構成原理」ないし「基本法」としての民法典の意義を検証しようとする議論である⁹。これは、国家の法秩序全体において民法が果たす役割、その^{プライマリー・ノーム}第一次的規範としての民法典編纂の意義を再認識することに通じると考えられる。とりわけ、民法典のプリミティブな役割として、人格権、物権、債権、親族法上の権利などの《市民の基本的権利》を定義し、保護・実現の方法を規定することが、最終的には憲法によって保障される法秩序の出発点になっている¹⁰、ということの意味を、関係当事者間で再認識することの意味は大き

⁷ 松尾・前掲（注2）48頁。

⁸ 松尾・前掲（注2）48-49頁。

⁹ 大村敦志「民法と憲法の関係——フランス法の視点」同『法源・解釈・民法学』（有斐閣、1995）所収352-353頁、同『法典・教育・民法学』（有斐閣、1999）4頁、50頁、山本敬三「憲法と民法の関係——ドイツ法の視点」法学教室171号（1994）44-51頁、同「基本法としての民法」ジュリスト1126号（1998）261-269頁、星野英一『民法のすすめ』（岩波新書、1998）9頁ほか、同『民法のもう一つの学び方』（有斐閣、2002）20-39頁参照。

¹⁰ すなわち、①まずは民法典によって規定される人格権・物権・債権・親族法上の権利などを中心とする、《市民の基本的権利》としての私権があり、②それらを実効的に保護するために国家の裁判権、執行権といった国家的公権があり、③そうした国家的公権を付与された強い政府の権限行使の濫用や逸脱を市民が実効的にコントロールするために自由権・参政権・社会権等の個人的公権——基本的人権——が意味を持つ、という順序である。

いと考えられる。

かかる民法典の基本理念の検証との関係で問題になるのが、民法典といくつかの特別法、例えば、商法、消費者保護法、知的財産法などとの関係である¹¹。この問題に関しては、——いわば個別立法積上主義の対極として——民法典には市民生活に関わるあらゆることが規定されている方がよいという考え方も見受けられる。実際、民商統一法典は存在するし、消費者規定を民法典に組み込んだ例、知的財産法の規定を民法典に編入した例もある。確かに、市民生活に関するあらゆる事項を民法典に組み込むことは、民法典を日常生活に密着した身近なものとするというメリットはあるかもしれない。しかし、その一方で、そうした包括主義は、①民法典さえつくれば市民生活のあらゆる問題が解決するような過度の期待を民法典に抱かせるし、実際そうでもないと分かったときは逆に民法典に対する規範意識を低下させかねない。又、②民法上の原則と特別法上の例外が併存することから、民法典本来の原理・原則の意義や、その背後にある思想的意味（例えば、契約自由の原則、自己責任の原則など）が不明瞭になったり、それに対する規範意識が稀薄になるといった副作用も考えられる。さらに、③市民の基本的権利と国家の法政策的裁量によって保護範囲が左右される性格の権利とが併存するといった問題もある¹²。ここで改めて、《市民の基本的権利》を定義し、その主体・客体・変動・効果について規定する民法典の意義の検証問題へと立ち返ることになる¹³。

（3）民法典の基本構成

第三に、仮に民法典（整備）の意義が承認されたとして、次に問題になるのは、民法典の基本構成である。この問題は、民法（典）整備の準備段階から、例えば、現行法の解説を目的とする教科書の執筆段階から、議論の題材になり得る。具体的には、いわゆるインスティトゥティオネス方式とパンデクテン方式との比較が問題になる。ここでは、両者の方式はどこが共通で、どこが違うのか、インスティトゥティオネス方式の問題点をパンデクテン方式はどのように回避しているか、パンデクテン方式の問題点をどう克服すべきかについて、議論を深めるための格好の機会が提供されているように思われる。少なくとも、権利の主体・客体・変動というインスティトゥティオネス方式の基本構成はパンデクテン方式（とくにその総則）に取り込まれ、《権利本位の体系》である点で両者は共通しており、異質の体系とみるべきではないと考えられる¹⁴。この意味で、両者の長所を生かし、問題点——例えば、パ

¹¹ 松尾・前掲（注2）51-55頁。

¹² およそ権利が公共の福祉による制約を受ける点では、例えば、有体物の所有権も知的財産権も共通であるが、国家の法政策が権利内容に影響する程度においては、両者間に質的相違があるようにも思われる。

¹³ 民法典の意義についての理解の曖昧さと民法典に対する過度の期待又は軽視とは、表裏一体であるようにも思われる。

¹⁴ 松尾・前掲（注2）56頁、同「民法の条文とは」法学セミナー617号（2006年5月）掲載予定参照。

ンデクテン方式における自然人と親族法との分離——を回避する折衷的構成も可能であり、実際そのような試みが見出されることは注目される¹⁵。

(4) 民法(典)の内容上の問題

(ア) 物権と債権との関係

インスティトゥティオネス方式かパンデクテン方式かの問題は、単に条文配列方法の相違に尽きるとすれば、比較的形式的な問題にとどまる。しかし、実質面において、パンデクテン方式では物権と債権とが比較的明確に区別されているという特色がある。もっとも、物権と債権との区別の程度、規定配列の前後関係については選択の余地があり、この点に関して選択肢間の比較研究を深める余地がある¹⁶。又、所有権以外にどのような類型の物権を認めるべきか、あるいは紹介すべきかについても、先行立法の内容、慣習法上の権利の存在や内容、社会主義に基づく土地法構成などと矛盾しない形で、なお有用な類型が何かという観点から、議論を深める必要がある¹⁷。

(イ) 一般的・抽象的法律概念の採否

パンデクテン方式の特色に絡むもう一つの重要問題として、「法律行為」(Rechtsgeschäft, acte juridique)のような一般的・抽象的概念を採用すべきかどうか、しばしば議論的になる。これもやはり、教科書作成段階から問題になる。法律行為概念の採否の優劣は一概に決められず、まずはその長所と短所を個別に検討することが求められる¹⁸。その上で、法律行為概念が持つ「法律技術」の側面と「思想」としての側面を区別した上で、法律技術としての法律行為概念の危険性を回避しつつ、その技術的長所を生かし、かつ思想の側面を尊重するという選択肢の可能性も示唆されているように思われる¹⁹。このように、法律行為概念は、一定の思想ないし原理を背負っている点で、先に論じた民法典(整備)の意義の問題(前述(2))にも通じている²⁰。

¹⁵ 例えば、カンボディア民法典草案がある。松本・前掲(注3)397-398頁、同「日本の民法学における英米法研究」民商法雑誌131巻6号(2005)759-760頁、松尾・前掲(注2)56頁。

¹⁶ 松尾・前掲(注2)57-58頁。

¹⁷ 例えば、地役権制度の意義・比較法、それと相隣関係法規との関係などが考えられる。

¹⁸ 松尾・前掲(注2)58-59頁。

¹⁹ 例えば、法律技術としての法律行為概念の有用性として、①単独行為・契約・合同行為を一括して表現できる、②法律事実と法律行為とを対比させることにより、法律要件の観点から財産法を体系的に理解できるなどの点が、他方、その危険性として、法律行為自由の原則の妥当性、法律行為の解釈方法などが、法律行為の個別類型——単独行為・契約・合同行為——によって一様でない点などが指摘されている(星野英一『「法律行為」をどう考えるか』同『民法論集第8巻』[有斐閣、1996]293-297頁)。そして、こうした技術的評価とは別のレベルで、法律行為概念の思想的背景として、私的自治の原則や意思自治の原則との関係が指摘されている(星野・[同前]288-297頁)。

²⁰ もっとも、最近では、法律行為概念をより具体的な契約に置き換え、経験的に説明する方法が、授業や教科書では普及しているようにも見受けられる。しかし、すでに民法典中に法律行為概念を持つ国においてそれをいかに分かりやすく説明するかというコンテキストと、これからそれを法学教育のプロセスで取り上げるべきか、そして、民法典に組み入れるべきかというコンテキストでは、議論の重みがやや異なるようにも思われる。

(ウ) 大陸法的要素と英米法的要素との調和

民法整備支援においては、大陸法的要素と英米法的要素との接触もしばしば指摘されている。例えば、契約法における約因理論に基づくアメリカ契約法の導入、担保法におけるアメリカ UCC 第9編の影響、不動産物権変動におけるトーレンス・システムの導入などと、大陸法的な民法の一般原則とのズレから生じる問題点が指摘されている²¹。とりわけ、これらの英米法的要素が、商事契約法、担保法、土地法といった個別立法の形で突如として実定法化された場合、並行する民法（典）起草やその教科書との整合性を改めて検討する必要性も出てくる。これは、既述のメタ・ルールの問題にも関わる（前述（1））。

もっとも、民法整備支援のプロセスで、大陸法と英米法との接触が強まることは、両者間の長所の結合可能性という点で、一つのチャンスとみることもできる²²。

(エ) その他

以上のほか、民法（典）の内容をめぐっては、第三者保護規定の趣旨・根拠・基本類型をどのように説明すべきか、債務不履行・瑕疵担保・危険負担の相互関係について各国法・条約・モデル法の動向をどのように整理して伝えるべきかなど、何らかの標準理論の提示を求められる問題点が数多く存在する。

3. 民法整備支援と法整備支援の前提問題

こうしてみると、民法整備支援のプロセスにおいては、民法理論の根本問題について即答を求められることが多く、自分のように未成熟な研究者の任に堪え得るか、自問自答せざるを得ない状況に絶えず追い込まれている。しかし翻って、プロセス志向的な民法整備支援は、どのような法律の整備を、どのような順序で、どのような方法で支援すべきかについて、支援側の経験を蓄積することにも寄与し得るという意味で、ドナー側の人材養成の機会にもなっている。実際、この活動を通じて自ら得たものは少なくなかったと感じる。

このような反省の中で、絶えず脳裏につきまとい離れない疑問は、「なぜ今法整備支援をすべきか」という、法整備支援の前提問題である²³。法整備支援の目標としては、(i) 市場化の推進にウェイトを置く立場、(ii) 民主化の促進をより重視する立場、(iii) 両者にまたがる二つの側面——①市民の実体的権利を保護し、実現するための法制度の整備と、②強い政府の権限行使をコントロールするための法制度の整備——を持つ「法の支配」²⁴の浸透を指標にする立場などがあるが、むしろ、これらを統合する理念として、^{グッド・ガバナンス}良い統治の構築に注

²¹ 松本・前掲（注15）758-764頁。

²² 松尾・前掲（注2）49-51頁参照。

²³ 松尾弘「グローバル・ガバナンスと法整備支援——法整備支援の目的は何か——」石川明編集代表『国際経済法と地域協力』（信山社、2004）32-33頁。

²⁴ 松尾弘「『法の支配』に対する議論の深化」CALE NEWS 16号（2005）4頁。なお、同「国際開発援助と『法の支配』」社会科学研究所56巻5=6合併号（2005）109-137頁参照。

目すべきであると思われる。これは「我が国 ODA の最も重要な考え方」として、2003 年改訂の「政府開発援助(ODA)大綱」I. 2(1)(2003 年 8 月 29 日閣議決定)に盛り込まれたが²⁵、それがとりわけ重要な理由は、いまだ世界政府なるものを展望できない現在の国際政治状況の中で²⁶、辛うじて望み得る平和的国際関係秩序としての^{グローバル・ガバナンス}地球的統治²⁷を構成する基本単位、細胞の一つが、各々の主権国家における^{グッド・ガバナンス}良い統治であると考えられることにある。すなわち、一つでも多くの国家で^{グッド・ガバナンス}良い統治——①市場・企業をはじめとする営利団体、②その活動を支援するために不可欠の強い政府、及び③強い政府をコントロールし得る最終的な拠り所としての市民社会(非営利的・非政府的団体)が、それぞれに固有の機能を発揮して活動しつつ、全体として均衡がとれた状態——が構築されることが、平和を実現し、維持するための、遠回りかもしれないが、最も着実な方法ではないかと考えられる²⁸。この意味で、前記 ODA 大綱が提示する法整備支援の理念としての「^{グッド・ガバナンス}良い統治」は、単なるお題目ではなく、意味深い内容を持つものであると解される。

もつとも、各々の主権国家の^{グッド・ガバナンス}良い統治を支える核になると考えられる民法(典)の整備が、現実によどのような形で制度変化の原動力になり、どのような成果をもたらし得るか、制度変化のメカニズムに関する理論構築は法と開発(Law and Development)の今後の学問的課題であるが、そうした制度変化の実践方法に関わる民法整備支援においては、プロセスとしての民法整備支援の計画・評価の方法について、格段の工夫が求められていると思われる。民法教育支援を含む民法整備支援においては、目標達成は——仮にあり得ても——繰り返し繰り返し

²⁵ 「良い統治(グッド・ガバナンス)に基づく開発途上国の自助努力を支援するため、これらの国の発展の基礎となる人づくり、法・制度構築や経済社会基盤の整備に協力することは、我が国 ODA の最も重要な考え方である」(下線は引用者による)。と同時に、「開発途上国の自主性(オーナーシップ)を尊重」することも強調されている。この点については、すでに、森島・前掲〔注 3〕15 頁で言及されている。

²⁶ 主権国家体制、国際共同体及び世界市民主義の重層構造としての現代の国際関係の認識に関しては、中西寛『国際政治とは何か——地球社会における人間と秩序——』(中公新書、2003)9-27 頁参照。

²⁷ 「^{グローバル・ガバナンス}地球的統治」とは、国際関係における様々な行為主体(個人、企業、国家、NGO、国際機関など)の活動を活性化する一方で、その違法又は非倫理的な行動を抑制するために、主権国家群を中心とする行為主体が、世界政府を持つことなしに、コントロールし得るような全般的システムとして定義される。それは、想像上の世界政府のように完成された安定的・統一的システムではなく、国際社会における多元的な行為主体の間に辛うじて成立し得るが実効的な秩序を求める動的な営みであり、多様性の中に存立し得る全体的なコントロール・システムである(松尾・前掲〔注 2 3〕51-52 頁)。

²⁸ カントは「永遠平和のための第一確定条項」として、「各国家における市民的体制は、共和的であるべきである」とするが、ここにいう「共和的体制」とは、①社会の成員が自由であり、②すべての成員が唯一で共同の立法に従属し、③すべての成員が平等である体制を意味する(カント/遠山義孝訳「永遠平和のために」『カント全集 1 4』〔岩波書店、2000〕262 頁)。ここにいう「共和的体制」は、^{グッド・ガバナンス}国家における^{グッド・ガバナンス}良い政府及び^{グッド・ガバナンス}良い統治と広範にオーバーラップするようと思われる。^{グッド・ガバナンス}良い政府及び^{グッド・ガバナンス}良い統治の意味に関しては、松尾弘「開発と『良い政府』——開発法学への『良い政府』・『良い統治』論の寄与——」法社会学 56 号(2002)216-223 頁参照。

返し同じテーマを取り扱うことにより、徐々に徐々に、螺旋階段状に共通理解が進んでゆく、文字どおり「シシュフォス」的な共同作業である。そうした根気のいる試行錯誤とフィードバックを可能にするプロセスを計画し、評価するのにふさわしい、プログラム評価的な考え方の発展に期待したい。

法整備支援活動年表 (法務総合研究所が把握しているものを中心に)

平成18年3月17日現在

年度	① ベトナム関係	② カンボジア関係	③ ラオス関係	④ インドネシア関係	⑤ ウズベキスタン関係	⑥ その他の国・地域	⑦ その他
1992	総司法大臣が日本法務大臣に支援要請						
1993	森脇昭夫教授(当時名古屋大学)が文化交流プロジェクトで越訪問し、日本民法紹介						
1994	法務省で越司法省に本邦研修開始(年1回)	日弁連が「カンボジア司法制度の現状と課題」セミナーを開催				森脇昭夫教授が JICA 短期専門家として、モンゴルに対し、民法改正につき助言	
1995	上記本邦研修継続	法務省・最高裁・日弁連合同で本邦研修開始(年1回)					
1996	・上記本邦研修継続 ・1996.3～2001.3「市場経済化支援開発政策調査」(通称:石川プロジェクト)実施	上記本邦研修継続				日本司法書士会連合会による登記制度に関するモンゴル支援	・財団法人国際民法センター(ICCLC)設立 ・ICCLC が日中民法シンポジウム開始(年1回) ・ICCLC が国際民法シンポジウムを2回開催 ・法総研で多数国間(マルチ)研修を開始(モンゴル、ミャンマー、ベトナム)
1997	・JICA フェーズ1開始(3年間) 〔本邦研修(年2回～) 現地セミナー開始(年4回) ・越司法省に長期専門家1名(弁護士)を派遣(JICA)〕	上記本邦研修継続					・ICCLC が日中民法シンポジウム開催 ・国際民法シンポジウム(倒産法制)開催(法総研、ICCLC、アジア太平洋比較法研究会) ・マルチ研修継続(カンボジア、中国、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ベトナム)
1998	前年と同様	・上記本邦研修継続 ・JICA カンボジア事務所へ調査のため派遣 ・民法・民事訴訟法起草支援を合意	・名古屋大学及び法務総合研究所が受託機関となり本邦研修を開始	経済法研修(日本インドネシア科学技術フォーラム(JITF)からの研修実施依頼に基づくもの。参加者は、裁判官、検事、法務人権省職員、弁護士)を実施		モンゴル不動産登記簿の登記官に対し、登記セミナーを開催(JICA 短期専門家は司法書士他)	・ICCLC が日中民法シンポジウム開催 ・国際民法シンポジウム(企業倒産・担保法制)開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)
1999	・前年と同様 〈ハノイにて国際民法セミナー開催(の欄参照)〉 ・JICA フェーズ2開始(3年間) 〔越民法改正共同研究 法令鳥瞰図作成 人材育成 対豪機関に最高人民裁判所、最高人民検察院が加わる ・越司法省に長期専門家3名派遣(JICA、法務省、日弁連)〕	・JICA フェーズ1開始 ・カンボジア司法省に長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 ・上記起草支援のため、作業部会が日本・現地でワークショップを相次ぎ開催	前年と同様			・前年と同様(モンゴル) ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(登記制度比較研究を中心)	・ICCLC が日中民法シンポジウム開催 ・ICCLC がハノイにて、国際民法セミナー開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)
2000	・JICA フェーズ2継続 〔本邦研修(年4回) 現地セミナー(年8回) ※以後、2002年まで同様 ・越司法省に長期専門家3名派遣 ・民法改正共同研究会開始〕	・JICA フェーズ1継続 ・本邦研修も作業部会との協働を中心とする起草支援の内容で実施(年2回) ・日弁連が司法調査団を派遣・日弁連がカンボジア王国弁護士会と友好協定締結 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会を対象にセミナーを開催	・前年と同様 ・現地で司法制度調査を実施(約3か月) ・日弁連が司法調査団を派遣	・日本貿易振興会(JETRO)等がインドネシア独占禁止法研究会を開催 ・JETRO 等が APEC 経済法制度シンポジウムを開催	・名古屋大学がウズベキスタン3大学と学術交流協定 ・ウズベキスタンで内閣法制局が現地セミナーを開催	・法総研が ADB と共催でフィリピン研修開催 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第2回)	・ICCLC が日中民法シンポジウム開催 ・法整備支援連絡会開催(第1回、第2回) ・世界銀行主催の法整備支援世界会議開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)
2001	・JICA フェーズ2継続 ・越司法省に長期専門家4名派遣(上記3名に加えて最高裁から1名) ・JICA フェーズ2を2003年3月まで延長	・JICA フェーズ1継続 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト(JICA 小規模開発パートナー事業)を開始 ・日弁連が弁護士継続教育セミナー(第1回～第4回)を開催(なお、これは、カナダ弁護士会(3回開催)、リヨン弁護士会(1回開催)との共同プロジェクトであり、計8回開催)	・司法アドバイザー型の短期専門家を派遣(合計8か月間) ・本邦研修を学術的研修と実務的研修に分けて、年2回実施 ・セミナーを民法セミナーと刑事法セミナーの2回開催とするとともに、民法セミナーをシリーズ化	・JICA 調査団派遣	・JICA 調査団派遣	・モンゴル法整備支援事前調査 ・法総研が日本・モンゴル司法制度比較セミナー(本邦研修)を実施 ・日本司法書士会連合会による登記制度に関するモンゴル支援 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第3回)	・法総研に国際協力部新設、同部が大阪へ移転 ・ADB 会誌(フィリピン)出張 ・法整備支援連絡会開催(第3回) ・ICCLC が日中民法シンポジウム開催 ・世界銀行主催の第2回法整備支援世界会議開催 ・国際民法シンポジウム(ADR)開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)

年度	① ベトナム関係	② カンボジア関係	③ ラオス関係	④ インドネシア関係	⑤ ウズベキスタン関係	⑥ その他の国・地域	⑦ その他
2002	<ul style="list-style-type: none"> 前年と同様 JICA が、前越司法大臣を招へい 	<ul style="list-style-type: none"> JICA フェーズ1継続(2003年3月まで) 民法典及び民事訴訟法典起草記念セミナーを開催(フン・セン首相が演説) 民法・民事訴訟法起草作業完了 日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト(JICA 開発パートナー事業)を開始(3年間) <ul style="list-style-type: none"> 弁護士養成校 リーガルクリニック(法律相談) 弁護士継続教育セミナー(年4回) ジェンダー問題への取組 本邦研修を実施(超草支援, 立法化支援) 	<ul style="list-style-type: none"> ラオス司法省等に長期専門家(司法アドバイザー)1名を派遣(法務省) 第2回民商法セミナーを開催 本邦研修を学術的研修と実務的研修に分けて, 年2回実施 国会向けセミナー及び民法改正セミナーを加え, 現地セミナーを4回に増加 	<ul style="list-style-type: none"> 本邦研修を実施(年1回) 現地セミナーを開催(年1回) JETRO 等が APEC 経済法制度シンポジウムを開催 JICA 調査団派遣 JICA がイ最高裁判官を招へい 	<ul style="list-style-type: none"> 本邦研修を実施 名古屋大学が中央アジア3か国から法律家を招いてシンポジウム開催 タシケント法科大学に専門家1名を派遣(名古屋大学) JICA 調査団派遣 現地シンポジウムを開催(名古屋大学) 現地調査を実施(日弁連) 現地セミナーを開催(法総研・名古屋大学) 	<ul style="list-style-type: none"> 名古屋大学がモンゴルに対する本邦研修を実施 法総研が ADB と共催でフィリピン研修開催 法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第4回) 	<ul style="list-style-type: none"> 法総研・ICCLC が日中民商法シンポジウム開催 日本貿易振興会アジア経済研究所(IEEJ)が国際ワークショップ「アジアにおける法・開発・経済社会変化」を開催 法整備支援連絡会開催(第4回) アジア知的財産権法制シンポジウム開催 マルチ研修継続(カンボジア, 中国, カザフスタン, ラオス, モンゴル, ミャンマー, タイ)
2003	<ul style="list-style-type: none"> JICA フェーズ3開始 <ul style="list-style-type: none"> 民法改正共同研究会継続 民事訴訟法改正共同研究会開始 法曹養成共同研究会開始(法務省, 最高裁, 日弁連) 判決書・判例整備共同研究会開始(法務省, 最高裁, 日弁連) 破産法改正支援セミナー実施 越司法省に長期専門家2名派遣(法務省, 最高裁) 現地セミナーを開催(民法, 民訴法, 法曹養成) 法総研・JICA が越司法大臣一行を招へい 本邦研修実施(法曹養成) 	<ul style="list-style-type: none"> 本邦研修実施(立法化支援) JICA 調査団派遣 民法, 民事訴訟法作業部会継続 日弁連が JICA 開発パートナー事業を継続 司法官職養成校に JICA 短期専門家を派遣(法務省) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA フェーズ1開始(2005年5月まで) <ul style="list-style-type: none"> 法令データベース作成 法令集出版支援 教科書及び辞書作成支援 検察マニュアル作成支援 講師養成 ラオス司法省等に長期専門家(司法アドバイザー)1名を派遣(法務省) 本邦研修は年2回, そのうち1回は教科書作成支援に特化 	<ul style="list-style-type: none"> 本邦研修を実施(年1回) JICA が弁護士を企画調査員として長期派遣(1年間) 日本・インドネシア ADR 比較研究セミナー(本邦研修)を実施 インドネシア競争政策・規制緩和研修プロジェクト開始(公正取引委員会, 2006年4月まで) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA 調査団派遣 現地調査, 現地シンポジウムを開催(名古屋大学) 専門家2名を派遣(北海学園大学) 本邦研修を実施 法務省・名古屋大学がウズベキスタン司法大臣を招へいし, 名古屋大学でシンポジウムを開催 専門家2名(法務省・早稲田大学)を派遣し, 本邦研修のフォローアップセミナーを開催 	<ul style="list-style-type: none"> モンゴルへ専門家派遣(名古屋大学・弁護士) イランから JICA に対して法整備支援要請 法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第5回) 	<ul style="list-style-type: none"> 法総研・ICCLC・JETRO が日中民商法シンポジウム開催 法総研・ICCLC が日韓知的財産権訴訟講演会開催(東京, 大阪) 法整備支援連絡会開催(第5回) 名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 法総研・ICCLC・JETRO が国際民商法シンポジウム(知的財産権シンポジウム)開催 国際民商法(地域別)研修を実施(カンボジア, ラオス, ベトナム) 法令外国語訳・実施推進検討会議開始
2004	<ul style="list-style-type: none"> JICA フェーズ3継続 ベトナム国家大学日本法講座開講 越司法省に長期専門家3名派遣(上記2名に加えて日弁連から1名) 現地セミナーを開催(民法, 民訴法, 法曹養成, 判決書・判例) 民事訴訟法成立(6月15日) 改正破産法成立(6月15日) 本邦研修実施(1月, 2月)(法曹養成, 民法) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA フェーズ2開始(2007年4月まで) <ul style="list-style-type: none"> 立法化支援 付属法令整備 民法, 民事訴訟法作業部会継続 カ司法省へ長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 日弁連が JICA 開発パートナー事業を継続 法曹養成に関する CP 研修実施 司法官職養成校に JICA 短期専門家を派遣(法務省) 本邦研修実施予定(2月)(民法・民訴法) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA フェーズ1継続 司法省に長期専門家2名を派遣(法務省, 日弁連) 本邦研修実施(年2回) <ul style="list-style-type: none"> (判決書マニュアル・検察官マニュアル)作成, 民商法教科書作成支援 現地セミナーを開催(判決書マニュアル) 	<ul style="list-style-type: none"> 本邦研修を実施(年1回) JICA が企画調査員1名を派遣 	<ul style="list-style-type: none"> JICA 調査団派遣 MM 締結(創産法注釈書支援) 本邦研修を実施(創産法注釈書) 民法典起草支援を継続(名古屋大学) ウズベキスタン司法省に専門家1名派遣(三重大学) 最高経済裁判所副長官招へい(法務省) 現地シンポジウムを開催(名古屋大学) 現地フォローアップセミナーを開催(法務省) 	<ul style="list-style-type: none"> モンゴル法務内務省へ弁護士1名を長期派遣 名古屋大学が国際シンポジウムを開催(モンゴル) 経済産業省等が中国に対する法整備支援(経済法)を開始 名古屋大学がイランに対する法整備支援(本邦研修)を開始 法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第6回) 	<ul style="list-style-type: none"> 法総研・ICCLC が日中民商法シンポジウム開催 法総研・ICCLC が日中知的財産法制度講演会を開催(東京, 大阪) 名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 法整備支援連絡会開催(第6回) 国際民商法(地域別)研修を実施(カンボジア, ラオス, ミャンマー, ベトナム)
2005	<ul style="list-style-type: none"> JICA フェーズ3継続 ベトナム国家大学日本法講座継続 越司法省に長期専門家3名派遣(法務省, 最高裁及び日弁連から各1名) 現地セミナーを開催(判決書・判例, 判決執行法, 法曹養成) 改正民法成立(6月14日) 本邦研修実施(9月, 2月)(判決書・判例, 法曹養成) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA フェーズ2継続 <ul style="list-style-type: none"> 立法化支援 付属法令整備 民法, 民事訴訟法作業部会継続 法曹養成研究会発足 カ司法省へ長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 現地セミナーを開催(横断裁判) 日弁連の弁護士会司法支援プロジェクト(JICA 開発パートナー事業)が終了 司法官職養成校支援プロジェクト開始(2008年3月まで) 司法官職養成校に長期専門家を派遣(法務省) 本邦研修実施(10月, 2月)(法曹養成, 民法・民訴法) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA フェーズ1継続 司法省に長期専門家2名を派遣(法務省, 日弁連) 本邦研修実施(年2回) <ul style="list-style-type: none"> (民商法教科書作成支援 民法: 法総研, 商法: 名古屋大学) 現地セミナーを開催(民法教科書, 判決書マニュアル, 検察マニュアル) 検察マニュアル及び判決書マニュアル完成 	<ul style="list-style-type: none"> 本邦研修を実施(年1回) アデュエに対する ADR セミナー実施(JICA・日弁連) 	<ul style="list-style-type: none"> 本邦研修を実施(5月, 11月)(創産法注釈書) 短期専門家派遣(8月, 3月)(法務省, 大阪大学等) 創産法注釈書作成支援プロジェクト開始(法務省, 2007年9月まで) 現地法整備支援プロジェクト開始(名古屋大学, 2008年まで) <ul style="list-style-type: none"> (中小企業振興, 担保法制改革, 法令データベース) ウズベキスタン司法省に長期専門家1名派遣(名古屋大学) タシケント法科大に日本法教育研究センター設置(名古屋大学) 現地シンポジウムを開催(名古屋大学) 	<ul style="list-style-type: none"> 名古屋大学が国際シンポジウムを開催(モンゴル) モンゴル国立大に日本法教育センターを設置予定(名古屋大学) モンゴルの土地法制に関する法社会学的研究プロジェクト開始(名古屋大学) 司法省法整備支援プロジェクト開始(名古屋大学, 2008年まで) 中央アジア諸国の憲法裁判所の比較研究プロジェクト開始(名古屋大学) 法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第7回) 	<ul style="list-style-type: none"> 法総研・ICCLC・JETRO が日中民商法シンポジウム開催 名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 法整備支援連絡会開催(第7回) 国際民商法(地域別)研修を実施(カンボジア, ラオス, ミャンマー, ベトナム) 法総研・ICCLC・JETRO が国際民商法シンポジウム(国際会社シンポジウム)開催

～国際協力の現場から～

「国際協力部所属民間人のススメ」

JICA ウズベキスタン長期派遣専門家・弁護士

松嶋 希会

1 はじめに

2005年4月19日から同年12月28日まで、JICA 平成16年度技術協力専門家養成個人研修（以下「JICA 個人研修」）の一環として、大阪市に所在する法務省法務総合研究所国際協力部（以下「国際協力部」）を研修機関とし、法整備支援について研修を行いました。研修課題を、「市場経済化に向けた法整備支援（ウズベキスタン倒産法を中心として）」と設定し、国際協力部において同部が行っていた JICA ウズベキスタン共和国倒産法注釈書作成支援プロジェクト（以下「ウズベキスタン倒産法プロジェクト」）に参加したほか、JICA ベトナム法整備支援プロジェクト事務所（ベトナム社会主義共和国首都ハノイ所在）において JICA 長期専門家の活動を学び（2005年7月18日ないし同年8月12日）、また、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）マハリヤ研究会にも参加し同センターが進めているウズベキスタン共和国に対する法整備支援についても知見を広める機会を得ました。

2 JICA 個人研修応募のきっかけ

JICA 個人研修応募締め切りは、2004年12月中旬でしたが、国際協力部という部の存在を知ったのは、締め切りのほんの2か月前、同年10月でした。自身が弁護士であったためか、弁護士が各国の法整備に参加しているのは知っていましたが、弁護士以外による法整備支援は恥ずかしながら全く知りませんでした。

国際協力部を知ったのは、2004年10月から11月末まで開催された JICA 平成16年度第2回技術協力専門家養成研修「ガバナンス」コース（以下「JICA 集団研修ガバナンスコース」）に参加していた時でした。2004年当時、弁護士による法整備支援といえば、ベトナム社会主義共和国、カンボジア王国が中心でしたが、日本弁護士連合会が2002年にウズベキスタン共和国の司法調査を行っていたので、いつか、中央アジアに対する法整備支援もあるのではないかという読みの下、上記の JICA 集団研修ガバナンスコースに参加していました。ちなみに、個人的な関心が中央アジアにあったのは、単にシルクロードの国々に憧れていたからです。

JICA 集団研修ガバナンスコースは、「ガバナンス」の中でも特に地方分権を取り上げた研修でしたが、同コース参加者石田岳史国際協力専門官（当時）¹から、国際協力部がウズベキスタン共和国において倒産法に関する JICA プロジェクトを始めるとの話を伺いました。既

¹ ICD News 2005年5月号（第21号）参照。

に、日本側のプロジェクト参加メンバー（国内支援委員会委員）は決定していましたが、自分は弁護士として倒産事件を扱っていた、ロシア語がわかるといった眉唾なアピールをした結果、相澤恵一国際協力部部長、ウズベキスタン倒産法プロジェクトを担当していた工藤恭裕同部教官（当時）及び中川浩徳専門官（当時）を始めとする同部教官及び専門官の協力により、国際協力部において JICA 個人研修を行うという形で、ウズベキスタン倒産法プロジェクトに参加することが認められました。

JICA 個人研修の研修内容決定に際しては、JICA 社会開発部ジェンダー・ガバナンスチーム（現、社会制度・平和構築チーム）から、JICA ベトナム法整備プロジェクトの現地での研修を入れることを強く薦められました。JICA ベトナム法整備プロジェクトは、法整備プロジェクトとしても内容が豊富で、検察官出身の国際協力部教官のほか、裁判官及び弁護士も長期専門家として派遣されており、日本の法曹三者が協働して法整備を行っていることが推薦の理由でした。JICA 個人研修の応募時は、ウズベキスタン倒産法プロジェクトに固執していましたが、終了時にはこの JICA の適切なアドバイスに感謝しています。というのも、JICA ベトナム法整備プロジェクトは、いくつかのサブ・プロジェクトの終了が近かったため、これまでの活動を検討することも多く、その際に出てきた反省・提言が、ウズベキスタン倒産法プロジェクトの遂行に大いに参考になっているからです。

3 国際協力部

ウズベキスタン倒産法プロジェクトは、長期専門家不在のプロジェクトとして始まり²、有識者から成る国内支援委員会が定期的開催されていましたが、「現場」は、国際協力部でした。2005年度は、3月と9月にはタシュケントにおいて、5月と11月には大阪（国際協力部）において本邦研修として、注釈書草案の協議が行われましたが、かかる協議期間以外も、国際協力部においては、毎日、ウズベキスタン倒産法プロジェクトの運営、ウズベキスタン倒産法、注釈書草案や関連法令の検討が行われていました。JICA 個人研修では、空いていた教官室を貸していただき、工藤恭裕国際協力部教官（当時）からウズベキスタン倒産法プロジェクトの担当を引き継いだ伊藤隆同部教官（以下「伊藤隆教官」）と、毎日のように同プロジェクトの進行・運営やウズベキスタン倒産法について協議を重ねました³。

私の記憶では、伊藤隆教官及びその他国内支援委員会委員から、研修生という立場にとらわれずにプロジェクトに参加していいというお言葉を頂き、当初、JICA 事業、国際協力部事業、ODA としての法整備や公的機関の予算制度を知らないのを良いことに、随分好き勝手なことを言っていました。この点については、伊藤隆教官、JICA 本部担当者である井上建氏や JICA 大阪の本邦研修担当者である久保田利恵子氏らには、度々ご迷惑をお掛けしましたが、大変勉強になりました。

法整備支援専門部としての国際協力部については、まず、法整備支援のノウハウの蓄積に

² プロジェクトの詳細については、ICD News2005年11月号（第24号）参照。

³ ウズベキスタン倒産法、注釈書草案やウズベキスタン共和国の法曹事情については、思うところも多いですが、多すぎるので、別の機会に譲りたいと思います。

感心しました。また、専属の教官及び専門官の存在も国際協力部の意義であると感じました。

もっとも、教官及び専門官も、他の行政官と同様、3、4年ごとに異動するので、特定国・特定分野の知識の蓄積が豊富とは言い難く、この点が、特定国や特定分野を研究している教授陣を中心とした学術機関による法整備支援と異なると思われました。このような相違は、行政機関による支援と学術機関による支援のどちらかが優れているということを示すものではなく、おそらく、各機関に合った分野・方法の支援があり、かつ、各機関とも外部や他機関との連携が必要であることを意味していると思います。国際協力部については、同部が扱う法整備支援の多くが JICA プロジェクトであり、今後は、このようなプロジェクトの協力だけではなく、人的協力もあるべきではないかと考えます。

4 長期専門家として

JICA 個人研修終了後、国際協力部の強い後押しにより、JICA 長期専門家という身分で、引き続きウズベキスタン倒産法プロジェクトに参加することができるようになりました。おそらく、国際協力部において、アルバイト期間が終了して、なんとか使えるだろうとの判断があつて、正社員として採用してもらえたようです。もっとも、JICA 個人研修が終了した現在、国際協力部に居座る根拠は何もないのですが、2006年5月の本法研修に併せて一時帰国した際には、同研修中にお借りしていた教官室を使わせていただき、また、同部教官及び専門官の方からは「おかえりなさい」とまで言っていただきました。さらに、実は、JICA に提出する書類の長期専門家「本邦所属先」欄には、国際協力部を記載し（もちろん、所属はしていない旨注意書きを入れています。）、一時帰国中の連絡先も国際協力部にしていました。



2006年5月に国際協力部（大阪）で実施した本邦研修における注釈書草案協議風景
注釈書草案をプロジェクターでスクリーンに表示し、協議参加者全員が協議に基づき
改訂された内容を即座に把握、共有できるようにして、効率的な協議ができるように
している。

長期専門家は、一般的には、現地でプロジェクトを仕切るものなので、さぞかし大変なの
でしょうと言われますが、ウズベキスタン倒産法プロジェクトについては、国際協力部が中
心となって、日本における協議だけではなくプロジェクト全体を管理しており、実際に大変

な思いをしているのは国際協力部のようです。上述のとおり、ウズベキスタン倒産法プロジェクトを担当する伊藤隆教官、松村幸治専門官及び尾瀬智浩専門官が、毎日、同プロジェクトに従事しており、国際協力部に問題を提起すると、同部、国内支援委員会、同プロジェクトを管轄する JICA 本部及び本邦研修を担当する JICA 大阪において対応してくれます。このようなしっかりした日本側体制があるゆえに、長期専門家としての活動はその意義を問われるくらい苦勞が少ないものとなっています。また、JICA 個人研修において、国際協力部自体、そして、同部、JICA 本部、JICA 大阪、国内支援委員会、継続的に関与していただいている通訳の方々との連携体制を把握できたことも、余裕をもって活動ができる要因となっています。

以上のとおり、プロジェクト運営についての問題はありますが、プロジェクト内容としては、満足できないのが正直なところです。現地に来て、当初は、その入手可能な情報量に感動しましたが、それら情報を有効に利用し注釈書の内容を改善するまでには至っておらず、そもそも、今後もどこまで活用できるのか疑問があります。長期専門家として派遣されたのは、注釈書草案が書き始められてからは1年半近く経過し、注釈書草案完成予定の2006年12月末まで8か月しかない時期であり、この時点で得た情報を注釈書に反映させるまでに日本側が検討するのは容易ではありません。また、結局は、これまで国際協力部で行ってきた倒産法及び注釈書草案自体の深い検討、国内支援委員会での法律の解釈や法的問題点の議論、ウズベキスタン側WGメンバーとの粘り強い改訂「交渉」に行きつくのであって、情報収集で満足しないよう自戒するところです。

5 最後に

ウズベキスタン倒産法プロジェクトでは、まず、2006年12月までに注釈書草案を完成させることを目指していますが、いかにウズベキスタン側WGメンバーを納得させて注釈書草案を改訂させていくのか、注釈書草案完成後、2007年9月まで、いかに注釈書を普及させていくのかについては手探り状態です。ただ、手掛かりが、見付きつつあり、それは、ベトナム法整備支援プロジェクト、ラオス法整備支援プロジェクト、モンゴル法整備支援プロジェクトといった他国に対する法整備支援にあります。国が異なれば、当然ながら、目指す法体制も問題点も異なるので、統一的な法整備の手法は有り得ませんが、時にプロジェクト従事者が同じような問題を抱えていることがあり、このような場合、問題解決策を共有できることがあるはずです。この観点からすると、異なる国に対し異なる内容の法整備支援をしている国際協力部の意義及び同部の法整備支援のノウハウの蓄積は、もっと強調されるべきだと思います。国際協力部においても、この点における存在意義を重視していただき、同部内だけでなく同部外ともその蓄積を共有していただきたいと思います。法整備支援に興味を持っている方には、是非、国際協力部の活動を知っていただき、そして、国際協力部には、また、私のように迷惑な人間が現れたとしても、JICA 個人研修の研修員としてか、オブザーバーとしてか、または、JICA 専門家としてか、何らかの形で、国際協力部において法整備に参加する機会を、是非、与えていただきたいと思います。

— 編 集 後 記 —

夏真ただ中、昨年に引き続き、2回目の「クール・ビズ」の季節が巡ってきています。国際協力部でも、ほとんどのメンバーが涼しげでイカしたスタイルで勤務しており、ファッションとしては定着しているようですが、いかんせん、それにしてもクーラーが効きすぎて寒いと感じることがよくあります。

「何のためのクール・ビズ・ファッションなんだ。」と矛盾を感じつつ、しかし、それもまた地球環境を考えるきっかけの一つかなと自己解決もしつつ、日常業務に励む毎日です。

さて、今号のICD NEWSは、「第7回法整備支援連絡会特集」及び「国際協力の現場から」の2本立てです。

今号は御覧のとおりページ数が少なく、薄くて頼りないと感じられるかもしれませんが、内容を見ると、薄いどころではありません！ 私事で恐縮ながら、本年4月に国際協力専門官として着任したばかりで、法整備支援の「ホ」の字も分からぬ私ですが、読んでみると法整備支援の妙味が味わえるものに仕上がっています。繰り返し読めば、更に深い味わいが広がること請け合いです。

法整備支援に真正面から取り組んでおられる皆様はもちろん、今まで関心の薄かったあるいは全くなかったという方々にも、今号の薄いICD NEWSはオススメです。そういった方々にも御一読いただき、さまざまな角度からの知見が求められる当部の法整備支援活動に是非お力添えを賜ることができればと思います。

「第7回法整備支援連絡会」は、ベトナムからリエン司法省次官をお迎えし、昨年6月、同国の国会で可決成立したベトナム民法の起草支援活動をテーマとして開催されました。

本特集の議事録には、法整備支援活動に御尽力いただいている、正に錚々たる方々からの、珠玉の御言葉が連なっています。また、独りベトナム民法に限らず、法整備支援活動全体についても、非常に勉強になるもので、私自身、法整備支援スタッフの端くれとして、一日も早く戦力になって力を尽くさなければと感じた次第です。

「国際協力の現場から」は、弁護士であり、かつJICAウズベキスタン長期派遣専門家の松嶋希会氏に御寄稿いただきました。御自身の法整備支援への関わりから始まり、最後には、法整備支援活動の中での国際協力部の存在意義についての示唆にまで及んでおられ、これまた、スタッフの一員である私にとって、意を新たにするものでありました。

大阪の夏は暑いのでしょうか？ 「日本一暑い！」と自負する名古屋から転勤してきた私ですが、クーラーを買った方がいいのか、地球環境そっちのけで心配しています。

国際協力専門官 九 鬼 隆 史